

平成29年 第4回

宿毛市議会定例会会議録

平成29年12月5日開会

平成29年12月20日閉会

平成二十九年第四回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

平成29年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成29年12月5日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時01分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成28年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに 水道事業会計の利益処分及び決算認定について	4
委員長報告	
予算決算常任委員長	4
質疑・討論・表決	7
○日程第4 自衛隊誘致調査特別委員会中間報告	7
委員長報告	
自衛隊誘致調査特別委員長	7
質疑	9
○日程第5 議案第1号から議案第21号まで	9
(提案理由の説明)	
市 長	9
散 会 (午前10時42分)	
陳情文書表	13
----- . . . -----	
第 2 日 (平成29年12月 6日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成29年12月 7日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成29年12月 8日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成29年12月 9日 土曜日)	休会

----- . . ----- . . -----
第 6 日（平成 29 年 12 月 10 日 日曜日） 休会
----- . . ----- . . -----

第 7 日（平成 29 年 12 月 11 日 月曜日）

議事日程	1 5
本日の会議に付した事件	1 5
出席議員	1 5
欠席議員	1 5
事務局職員出席者	1 5
出席要求による出席者	1 5
開 議（午前 10 時 02 分）	
○日程第 1 一般質問	1 7
1 山戸 寛議員	1 7
市 長	1 7
山戸 寛議員	1 8
市 長	1 8
山戸 寛議員	1 8
市 長	1 8
山戸 寛議員	1 8
市 長	1 9
山戸 寛議員	1 9
市 長	2 0
山戸 寛議員	2 0
市 長	2 1
山戸 寛議員	2 1
市 長	2 2
山戸 寛議員	2 2
市 長	2 3
山戸 寛議員	2 3
市 長	2 4
山戸 寛議員	2 4
市 長	2 5
山戸 寛議員	2 5
市 長	2 5
山戸 寛議員	2 6
市 長	2 6
山戸 寛議員	2 6

2	松浦英夫議員	2 6
	市 長	2 7
	松浦英夫議員	2 8
	市 長	2 8
	松浦英夫議員	2 9
	教 育 長	3 1
	松浦英夫議員	3 1
	教 育 長	3 1
	松浦英夫議員	3 2
	教 育 長	3 2
	松浦英夫議員	3 2
	市 長	3 3
	松浦英夫議員	3 3
3	高倉真弓議員	3 4
	市 長	3 4
	高倉真弓議員	3 4
	市 長	3 5
	高倉真弓議員	3 5
	市 長	3 5
	高倉真弓議員	3 5
	市 長	3 6
	高倉真弓議員	3 6
	市 長	3 6
	高倉真弓議員	3 7
	市 長	3 7
	高倉真弓議員	3 8
	市 長	3 8
	高倉真弓議員	3 9
	市 長	3 9
	高倉真弓議員	3 9
	市 長	4 0
	高倉真弓議員	4 0
	市 長	4 0
	高倉真弓議員	4 0
	教 育 長	4 0
	高倉真弓議員	4 1
	教 育 長	4 2

	高倉真弓議員	4 2
4	山本 英議員	4 3
	市 長	4 3
	山本 英議員	4 4
	市 長	4 4
	山本 英議員	4 4
	市 長	4 5
	山本 英議員	4 5
	市 長	4 5
	山本 英議員	4 5
	市 長	4 6
	山本 英議員	4 6
	市 長	4 7
	山本 英議員	4 7
	市 長	4 7
	総務課長	4 8
	山本 英議員	4 8
	市 長	4 9
	山本 英議員	4 9
	市 長	5 0
	山本 英議員	5 1
	市 長	5 2
	山本 英議員	5 2
	市 長	5 3
	山本 英議員	5 3
延	会 (午後 2 時 5 3 分)	



第	8 日 (平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日 火曜日)	
	議事日程	5 5
	本日の会議に付した事件	5 5
	出席議員	5 5
	欠席議員	5 5
	事務局職員出席者	5 5
	出席要求による出席者	5 5
	開 議 (午前 1 0 時 0 4 分)	
○	日程第 1 一般質問	5 7
	教 育 長	5 7

1	川田栄子議員	5 7
	市 長	5 9
	川田栄子議員	6 0
	選挙管理委員会委員長	6 1
	川田栄子議員	6 1
	教 育 長	6 3
	川田栄子議員	6 3
	教 育 長	6 4
	川田栄子議員	6 4
	市 長	6 5
	川田栄子議員	6 6
	市 長	6 6
	川田栄子議員	6 7
	市 長	6 8
	川田栄子議員	6 8
	市 長	6 8
	川田栄子議員	6 9
2	寺田公一議員	6 9
	市 長	7 0
	寺田公一議員	7 1
	市 長	7 1
	寺田公一議員	7 2
	市 長	7 2
	寺田公一議員	7 3
	市 長	7 4
	寺田公一議員	7 4
	市 長	7 4
	寺田公一議員	7 4
	教 育 長	7 5
	寺田公一議員	7 5
	市 長	7 6
	寺田公一議員	7 6
	市 長	7 6
	寺田公一議員	7 7
	教 育 長	7 7
	寺田公一議員	7 8
	教 育 長	7 9

寺田公一議員	79
市 長	79
寺田公一議員	80
市 長	80
寺田公一議員	80
市 長	80
寺田公一議員	81
市 長	81
寺田公一議員	85
散 会 (午後2時39分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成29年12月13日 水曜日)

議事日程	87
本日の会議に付した事件	87
出席議員	87
欠席議員	87
事務局職員出席者	87
出席要求による出席者	87
開 議 (午前10時02分)	
○日程第1 議案第1号から議案第21号まで	89
質疑	89
1 原田秀明議員	89
産業振興課長	89
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	89
総務課長	90
原田秀明議員	91
総務課長	91
原田秀明議員	91
2 川村三千代議員	91
福祉事務所長	92
教育次長兼学校教育課長	92
保健介護課長	93
川村三千代議員	93
保健介護課長	93
川村三千代議員	93
3 川田栄子議員	94
商工観光課長	94

川田栄子議員	9 5
総務課長	9 5
川田栄子議員	9 6
総務課長	9 6
川田栄子議員	9 6
委員会付託省略（議案第 1 号及び議案第 2 号）	9 7
委員会付託（議案第 3 号から議案第 1 8 号まで）	9 7
散 会（午前 1 0 時 4 6 分）	
議案付託表	9 8
----- . . . ----- . . . -----	
第 1 0 日（平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日 木曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 1 1 日（平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 金曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 1 2 日（平成 2 9 年 1 2 月 1 6 日 土曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 1 3 日（平成 2 9 年 1 2 月 1 7 日 日曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 1 4 日（平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日 月曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 1 5 日（平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日 火曜日）	休会
----- . . . ----- . . . -----	
第 1 6 日（平成 2 9 年 1 2 月 2 0 日 水曜日）	
議事日程	9 9
本日の会議に付した事件	9 9
出席議員	9 9
欠席議員	9 9
事務局職員出席者	9 9
出席要求による出席者	1 0 0
開 議（午前 1 0 時 0 2 分）	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 2 1 号まで	1 0 1
（議案第 1 号及び議案第 2 号）	
討論・表決	1 0 1
（議案第 3 号から議案第 2 1 号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	1 0 1
総務文教常任委員長	1 0 2

産業厚生常任委員長	103
質疑・討論・表決	104
○日程第2 議案第22号	104
質疑・討論・表決	105
○日程第3 陳情第11号	105
委員長報告	
産業厚生常任委員長	105
質疑	105
討論	
川田栄子議員（反対）	106
表決	107
○日程第4 委員会調査について	107
継続調査	107
（閉会あいさつ）	
市長	107
閉会（午前10時34分）	
委員会審査報告書	109
陳情審査報告書	112
閉会中の継続調査申出書	113

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-4
議案（平成29年第3回定例会提出分）	付-4
議案（平成29年第4回定例会提出分）	付-5
陳情	付-7

平成29年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成29年12月5日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成28年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について

第4 自衛隊誘致調査特別委員会中間報告

第5 議案第1号から議案第21号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 平成29年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 4号 平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第11号 平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第12号 宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第13号 宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

議案第17号 権利の放棄について

議案第18号 指定管理者の指定について

議案第19号 指定管理者の指定について

議案第20号 高知市及び宿毛市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について

議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

----- . . . -----
2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成28年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について

日程第4 自衛隊誘致調査特別委員会中間報告

日程第5 議案第1号から議案第21号まで
----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし
----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 小野 り か 君
兼調査係長
議事係長 奈良 和美 君
----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中平 富宏 君
副 市 長 岩本 昌彦 君
企 画 課 長 黒田 厚 君
総 務 課 長 河原 敏郎 君
危機管理課長 楠目 健一 君
市 民 課 長 立田 ゆか 君
税 務 課 長 児島 厚臣 君
会計管理者兼 山下 哲郎 君
会 計 課 長

保健介護課長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	岩 本 敬 二 君
人権推進課長	沢 田 美 保 君
産業振興課長	上 村 秀 生 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都市建設課長	中 町 真 二 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	金 増 信 幸 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学校教育課長	桑 原 一 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和 田 克 哉 君
学 校 給 食 センター所長	杉 本 裕二郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 岡 敏 樹 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君

----- . . . -----

午前10時01分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成29年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において宮本有二君及び濱田陸紀君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（野々下昌文君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る12月1日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から12月20日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日まで、陳情1件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般

質問の通告の期限を、本日午後3時と定めまので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「平成28年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、平成29年第3回定例会において、予算決算常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山戸 寛君） 予算決算常任委員長。

予算決算常任委員会の審査結果について、御報告をいたします。

平成29年第3回宿毛市議会定例会において閉会中の継続審査として、本委員会に付託されました平成28年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定の審査を終了しましたので、宿毛市議会会議規則第110条の規定に基づき、御報告いたします。

まず、審査方針といたしましては、平成28年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された宿毛市一般会計、特別会計決算及び基金運用状況審査意見書を参考としながら、予算が議会議決に従って、適法かつ合理的、効果的に執行されているか、また財政の健全化並

びに財産が適正管理されているか。しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点から審査をするとともに、これからの予算審議に活用するためといたしました。

審査の結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成28年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算については、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、水道事業会計の利益処分及び決算についても、全会一致をもって、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

委員会審査の中で指摘をいたしました事項の中で、主なものについて、御報告いたします。

1、収入未済金の早期解消について。

平成28年度においても、一般会計、各特別会計、水道事業会計で、過年度を含めて、3億8,771万9,000円の収入未済金が生じている。

市税、国保税については、差し押さえの強化など、徴収率向上に向けた取り組み等の効果もあり、収納率の向上や、収入未済額の減少が見られるものの、依然として厳しい財政状況である。

収入未済金は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則並びに受益者間の不均衡を招くなど、憂慮すべき問題であり、滞納者の経済状況に配慮する必要はあるが、今後も適切な納付指導や、各関係法令、省令等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金の早期解消に向けた、さらなる取り組みに努められたい。

2、宿毛東団地の土地の販売促進について。

平成27年度決算認定議案審査において、売却できない要因として、坪単価が高いことが考えられるため、移住定住促進等の政策的な取り

組みをするよう指摘していたが、いまだその成果を上げるに至っていない。

宿毛市にある民間の分譲宅地の販売価格を見ても、当初の価格より大幅に値下げされるなど、人口減少等により、土地の市場価格は下落しているのが現状である。

地域の実態を反映した地価の設定を見直すべきであり、問題を先送りせず、土地の値下げに踏み切るよう求める。

3、移住定住促進の取り組みについて。

移住後、定期的な交流会や電話連絡は行っているが、連絡がとれない方もおり、全体の把握はできていないとのことであるが、移住した方が定住してもらうためには、調査等により、移住後の実態を把握することが肝要であり、移住定住の担当課だけでなく、関連する課が連携して、サポート体制を整えるよう求める。

4、ふるさと寄附金について。

地域づくりに貢献したいとの思いから、ポータルサイトのコメント欄に意向を書き込むなど、活用する事業を指定される方もいるということだが、寄附金の有効活用により、宿毛市の地域活性化にどのように役立ったのかを周知することで、次の納税への意欲が高まる。

活用事業の選択については、小さく分散させることなく、集中的な形で貢献度をアピールできる事業への活用の検討を求める。

5、「志国高知 幕末維新博」について。

「志国高知 幕末維新博」については、現在、改修工事が行われている林邸を拠点として、その周辺施設を周遊するコースづくりを整備することであるが、2年間の開催期間中にもたらされる経済効果だけではなく、これを契機に、一過性のイベントで終わらせないよう、歴史資源や食・自然を合わせて周遊できるコースを整備し、観光客を継続的に呼び込むシステムの構築を求める。

6、宿毛市斎場等の施設管理について。

平成27年度決算認定議案審査において、宿毛市斎場等の老朽化が進んでいる施設について、市民サービスの低下を招かないよう、計画的な改築等を検討するとともに、大月町や三原村といった周辺市町村との広域設置についても、検討することを求めているが、周辺の施設を視察し、さまざまな視点で検討している段階であり、いまだ協議を始めてはいない状況であるとのことである。

高齢化が進み、使用頻度が増加することが予想される中、火葬炉についても現状の2基でいいのか、大月町や三原村との広域で考えると、何基必要なのかといった長期ビジョンをもって、早期に検討することを求める。

7、直七産地化推進事業委託料について。

直七は生産量が上がれば、大手の企業が取引してくれる可能性があるが、大手の企業からの要求量は非常に大きく、このペースで5年間増産していても、足りない状況であるとのことである。

しかしながら、大手企業との連携で、生産から販売まで行っている市町村もあるため、大手企業との連携を、多角的な視野で検討すべきである。

また、宿毛市森林資源再生支援事業では、伐採跡地で更新が行われないうまま、放置されている箇所が増加している。

直七栽培に利用可能なケースについては、事業を連携させるよう、検討を求める。

8、錦川ゲートポンプ詳細設計業務について。

錦川ゲートポンプ詳細設計業務について、県の工事が、平成29年度、30年度で実施予定であったが、一部用地の買収が困難なため、用地幅を少なくする修正設計をしており、県の工事とあわせて行うポンプの設置も、平成32年度くらいになるとのことだが、以前からの課題

である貝塚から、錦周辺の道路冠水を防ぐためにも、県の工事が早期に完成するよう、要望活動を今後も継続して行うように求める。

9、公営住宅の運営について。

平成27年度決算認定議案審査において、民間住宅の活用について、検討研究するよう求めているが、現状の公営住宅の耐震化も進んでいない状況で、公営住宅以外に投資していくことは困難とのことである。

しかしながら、今後10年は単身高齢者がふえることが予想されており、これまでの公営住宅というよりは、福祉住宅という観点で、小規模の単身高齢者用住宅等について、国の補助金の活用等、設置に向けた検討を求める。

また、宿毛出身者が定年退職後に帰郷し、ふるさとで暮らしていけるような施設をつくるなど、都市計画や住居の形等を根底から考え直す時期に来ているのではないかと考える。

公営住宅法では難しいところもあると思うが、国の動向にも注視し、新しい公営住宅のあり方について、検討を求める。

10、地籍調査事業について。

地籍調査事業について、高規格幹線道路の四国8の字ルートの調査範囲が確定した場合には、その部分を優先的に調査することになり、場合によっては増員して、同時に複数の地区を調査するなど、検討が必要であるとのことであるが、境界が定まっていない土地が多く、相続登記ができないといった問題が発生している。

国等の事業個所だけではなく、増員の件も含めて、できるだけ効率的に調査を進めていくように求める。

11、学校給食センターの建てかえについて。

宿毛市学校給食センターは、昭和58年の設立以来、子供たちに安全で安心な給食を提供するよう努めているが、調理機器や施設そのものが老朽化しているため、改築について、検討委

員会を立ち上げ検討しているところであり、年度内には一定の取りまとめを行う予定とのことであるが、改築により、施設を近代化すれば、調理場の室温や湿度も調整でき、労働環境や衛生環境も大幅に改善される。速やかに建設予算確保等の対策を講じるよう、求める。

以上、本委員会の審査における指摘事項については、今後の市政運営に反映し、さらなる市民の福祉と暮らしの向上が図られますよう切望して、委員長報告といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成28年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成28年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本案は、委員長報告のとおり、認定及び可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって、「平成28年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利

益処分及び決算認定について」は、委員長報告のとおり認定及び可決することに決しました。

日程第4「自衛隊誘致調査特別委員会中間報告」を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より、中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許します。

自衛隊誘致調査特別委員長。

○自衛隊誘致調査特別委員長（寺田公一君）

自衛隊誘致調査特別委員長。

平成28年第3回宿毛市議会定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続調査となっている自衛隊誘致に関する調査について、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行います。

まず、調査経過につきまして、本委員会は、自衛隊誘致が重要港湾である宿毛湾港の利活用や、大規模災害発生時における市民の安全安心につながり、さらには人口減少対策や、地域経済の活性化にもつながるものとして、誘致の可能性を主な調査項目として設定し、自衛隊駐屯地域での環境等に対する影響や、国の動向を調査するための行政視察を行う中で、調査研究に取り組んでまいりました。

以下、本件についての、これまでの調査概要を報告いたします。

まず、防衛省における自衛隊誘致の可能性の調査について、申し上げます。

本年5月には、中谷 元元防衛大臣及び中西 哲参議院議員に同行をいただき、防衛省事務次官黒江哲郎氏以下10名の方と、個別に意見交換を行う中で、誘致の可能性を調査いたしました。

自衛隊の現状としては、財政不安や人口減少等の影響で、自衛隊員や予算の確保に苦慮しており、今後、中期防衛力整備計画や、防衛大綱

の見直しを行う際には、地政学的観点や、災害対応といったさまざまな視点から、総合的に検討するとともに、陸・海・空の各自衛隊を統合した形で、配置等を検討していく。

また、宿毛新港は外洋が近く、地理的、地形的にも、我が国の防衛を見据えた場合の適地であり、水深や中継地、後方支援等を考えると、よい条件がそろっているという見解でありました。

これまでの市長、商工会議所会頭、議長の連名で行ってきた要望活動の内容については、一定の理解を得ていると判断ができました。

次に、広島県呉市での調査について、報告をいたします。

漁場水質環境等について、申し上げます。

本年2月に、広島県立総合技術研究所水産海洋技術センターを訪問し、漁業者を初めとする市民の関心が高い水質環境等について、調査を行いました。

広島県の漁業としては、カキ養殖、のり養殖といった養殖漁業や、底びき網漁業や刺し網漁業等が行われており、当海洋技術センターでは、月1回、水温や海中の酸素量、塩分、クロロフィル、透明度などの観測調査を、37地点で実施をしております。

その調査結果では、自衛隊基地による海洋水質の悪化は考えられず、自衛隊艦船のスクリー音等で生態系の影響も出ていないという状況であり、各段のデメリットは見られませんでした。

当海洋技術センターからの聴取によると、自衛隊基地があることによる海洋水質の悪化はなく、はるかに工場や生活排水の影響が大きい。

また、自衛隊基地に近い音戸町はチリメンジャコの産地であり、それは音戸チリメンとして、非常に高いブランド力を持って取引されており、基地があることによる風評被害はありま

せんでした。

さらに、岩国基地所属のジェット機の飛行経路下にある阿多田島はハマチを養殖しているが、騒音等でえさを食べなくなったという事例はなく、漁業に対する影響は、特に認められませんでした。

第2点として、経済効果について申し上げます。

海上自衛隊がもたらす呉市内への経済効果を調査するため、呉商工会議所を訪問いたしました。

直近の調査、これは平成23年度実施ではありましたが、呉基地隊員は、約6,000名、給与総額約400億円、修理費、食糧費における市内業者との契約額は約70億円、市民税額は約10億円、国から入る基地交付金は約1億5,000万円となっております。

海上自衛隊と市民との連携した活動としては、約30万人が来場する呉港まつりがあり、その最大の見どころは、海上自衛隊呉音楽隊を先頭に、約20団体、3,000人が参加するパレードや、自衛艦による体験航海等は、大勢の人を楽しませるものとなっております。

また、呉海上花火大会においては、イルミネーションで飾られた自衛艦船をバックに、花火が打ち上げられ、呉ならではの風物詩となっております。

呉海自カレー事業は、海上自衛隊呉基地所属の艦船等で食べられているカレーを、呉市内の飲食店で食べることができる取り組みとなっており、各店舗は、自衛隊の調理員から直接、作り方を教わることで、忠実に味を再現し、さらに艦長が、これはうちのカレーだと認定したカレーを楽しめるものとなっております。

この事業は、呉を代表する御当地グルメとして人気を博し、市内30店舗が参加をした一大事業となっております。

大和ミュージアム（呉市の海事歴史科学館）や、てつのかじら館（海上自衛隊の呉資料館）を通じた海上自衛隊関係資料の展示により、年間約100万人の来館者でにぎわっており、一大観光資源となっております。

海上自衛隊は、こうしたさまざまなイベント等において、市民との連携を深め、呉市になくてはならない存在となっており、自衛隊がいなくなれば、市の財政に影響が出るということは、明白な状況でありました。

4項目めとして、自衛隊誘致に関するアンケート調査について、申し上げます。

本年6月には、高知はた農業協同組合宿毛支所や、宿毛市地区長連合会など、22団体に対し、アンケート調査を行いました。

調査結果としては、16団体から回答をいただき、誘致に対する賛成は13団体、反対は1団体、どちらも言えないは2団体というものとなり、回答があった中では、賛成する団体が8割を超える状況となっております。

メリットに対する意見としては、人口減少対策や経済効果、雇用の拡大といった地域の活性化につながるといったものや、災害時の復旧復興活動の迅速な対応といった、防災面での効果を期待するものが多数を占めておりました。

デメリットに対する意見としては、自衛隊艦船等の騒音や環境破壊、基地が攻撃対象となるのではないかとといった、不安を挙げるものがありました。

その他の意見としては、情報量が少なく、市民が理解を深めるための説明会を臨む意見がありました。

最後に、今後の活動方針について、申し上げます。

これまで行ってきた自衛隊基地周辺への現地視察においては、環境に対する悪影響等は余り考えられず、イベント等を通じた交流は地域の

文化となり、経済効果や交流人口の拡大等に寄与し、地域にはなくてはならないものとなっている状況でありました。

しかしながら、アンケート調査結果に出ているとおり、基地誘致に対し、メリットを感じている団体は多数存在しますが、複数の団体が基地立地に対し、不安を感じている。

その不安は、情報量が少ないことに起因していると考えられることから、環境に対する影響等の調査をさらに行うとともに、中期防衛力整備計画や、防衛大綱の見直しを含め、国の動向について、調査研究を行っていきたいと思っております。

また、地域住民の理解を深めるための意見交換会等の開催についても、あわせて検討をしていきたいと考えております。

以上で、自衛隊誘致調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第5「議案第1号から議案第21号まで」の21議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。本日は、平成29年第4回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

先ほどは、平成28年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を御認定いただき、まことにありがとうございました。審査報

告書の御指摘はもとより、審査の過程におきまして、御指摘をいただきました点につきましては、今後さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号及び議案第2号は、いずれも平成29年度宿毛市一般会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案第1号は、9月28日に、急遽衆議院が解散し、翌月22日に総選挙が実施されることとなり、緊急に予算補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

議案第2号につきましては、本市は、2020年開催予定の東京オリンピックに伴い、オランダを交流相手国とする、ホストタウンとして、本年7月に高知県に追加する形で登録を受けました。

このたび、急遽11月21日から12月2日の間で、オランダ自転車女子ナショナルチームの、宿毛市を初めとする高知県西部でのトレーニングキャンプが決定し、ホストタウンとして、選手の支援や交流事業を実施するため、緊急に予算補正する必要が生じたので、同じく地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

議案第3号は、平成29年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で1億5,699万5,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫負担金2,437万2,000円、基金繰入金1億856万2,000円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、人事院勧告等に伴う人件費の補正を除き、民生費では生活保護費国庫負担金返還金として5,698万

8,000円、生活保護扶助費として3,239万1,000円を計上しております。

災害復旧費では、林業施設災害復旧費として1,000万円を計上しております。

次に、債務負担行為補正につきましては、宿毛市地域公共交通運行業務委託料ほか4事業の契約等の作業を、平成29年度中に実施する必要がありますので、計上しようとするものです。

議案第4号から議案第10号までは、平成29年度の各特別会計の補正予算でございます。総額で、3,942万9,000円を増額しようとするものです。

主な内容は、人事院勧告等に伴う人件費の補正となっております。このうち、議案第9号の介護保険事業特別会計補正予算につきましては、介護給付費等の負担金等返還金として、3,416万8,000円を計上しております。

議案第11号は、平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

収益的支出で15万1,000円、資本的支出で3万8,000円の増額となっております。

内容につきましては、人件費の補正による増額となっております。

議案第12号は、「宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、本市を代表する歴史的建造物である林邸の価値を尊重しながら、市民の交流拠点として永続的に利活用していくために、本条例を制定しようとするものです。

議案第13号は、「宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、今年度、新たに策定しました行政改革大綱改革プランに基づき、福祉事務所及び保健介護課の高齢者部門を集約し、新たに高齢者行政に特化した課を設置し、それとともに保健介護課の課名を変更するために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、「宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、個人情報の定義等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、平成29年人事院勧告の実施に伴い給料表等の改定を行う必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号は、「宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本条例の上位法であります工場立地法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第17号は、「権利の放棄について」でございます。

内容につきましては、昨年8月31日に発生した交通事故におきまして、市がこうむった損害に対して確定した49万円の損害賠償請求権について、債務者に返済可能な資産もなく、今後においても債権を回収することができる見込みがないため、その権利を放棄することについて地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めます。

議案第18号及び議案第19号は、「指定管理者の指定について」でございます。

内容につきましては、宿毛市中央ダイケアセンターを、社会福祉法人 宿毛福祉会に、すくもサニーサイドパークを、一般社団法人 宿毛市観光協会に、いずれも平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、指定管理者

として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

議案第20号は、「高知市及び宿毛市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について」でございます。

内容につきましては、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むために、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づいて高知市と宿毛市との間に、れんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約を締結することについて、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めます。

議案第21号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」でございます。内容につきましては、沖の島辺地の市道母島古屋野線を整備するにあたり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月6日から12月8日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。よって、12月6日から12月8日まで休会

することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月6日から12月10日までの5日間休
会し12月11日午前10時より再開いたしま
す。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時42分 散会

陳 情 文 書 表

平成29年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第11号	平成 29.11.10	子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出について	団 体	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成29年12月5日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

平成29年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成29年12月11日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） おはようございます。毎日寒い日が続いていますけれども、活発な議会となりますように頑張っていきたいと思しますので、よろしくお祈りします。

早速質問に入らせていただきますが、まず、宿毛市公営住宅等再編計画についてと、森林環境税についての2点、大きく、お伺いしたいと思います。

まずは、宿毛市公営住宅等再編計画についてですが、平成25年10月に、宿毛市公営住宅等再編計画が公表され、ことしで4年が経過しました。

この計画は、計画書の1ページ目の計画の目的という部分での記述によれば、宿毛市の有する公営住宅と改良住宅を合わせた市営住宅のストックについて、その耐震性や居住性、構造設備の老朽化への対応等の課題を明確にし、有効活用に向けた事業手法の選択と、事業実施スケジュールの策定を目的として、平成26年度から平成35年度までの10年間の事業プログラムについて、検討したものとなっています。

そして、現在の市営住宅、これには公営住宅66棟232戸と、改良住宅83棟166戸が該当することになるのですが、その状況について、詳しく分析する中で、新耐震基準に適合しない住宅が9割を超えていることが指摘されており、安全性の向上、居住性の向上、ユニバーサルデザインの実現、多様なニーズへの対応、地域のまちづくりとの連携といった諸課題が、市営住宅ストック活用の基本方針として挙げら

れています。

以下は、計画書64ページからの引用になりますが、本計画において、活用手法を選定した市営住宅ストックは、計画策定後の平成25年度から34年度までの10年間で、事業を完了するものとするとの記述に引き継いで、後述の事業プログラムに基づき、本計画では、平成34年までに公営住宅が232戸から217戸、改良住宅は166戸から148戸、合計で398戸から365戸に戸数を減少し、市営住宅の再編を完了すると。

先ほどの1ページ目の記述とは、事業時期についてずれが生じたものとなっています。この事業年度の記述のずれは、この計画は、もともと平成24年度内に策定されていたにもかかわらず、公表が25年度にずれ込んだ。そのために、1ページ目はそのずれを訂正したけれども、64ページの記述については、チェック漏れとなってしまって、24年度に作成されたままの記述になってしまった。いうならば、文書内容のチェック漏れによるものなのか、それとも印刷ミスによって生じたものなのか、いずれにしても大きな事業の計画書として、あってはならないミスの一つといえましょう。

この計画の事業年度は、1ページ目の平成26年度から平成35年度までの10年間で正しいのか、それとも64ページの平成25年度から34年度までが正しいのか、まずその計画事業年度の確認という意味で、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、改めましておはようございます。よろしくお祈りいたします。

それでは、市営住宅再編計画の計画期間について、お答えをさせていただきます。

計画期間は、1ページ目の平成26年度から平成35年度までが正しい期間となっているところでございます。

再編計画は、先ほど、議員のほうからも御説明ありましたが、平成24年度に平成25年度から平成34年度までの計画期間で一旦作成をいたしました。宿毛市市営住宅再編計画検討委員会での審議が、平成25年度にずれ込みまして、公表が平成25年度になったことから、計画期間を1年ずらし、平成26年度から平成35年度に修正し、公表したところでございます。

山戸議員御指摘のとおり、64ページは修正前の記述になっておりますので、今後の見直し業務に合わせて、修正をさせていただきたいと思っております。

どうか御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 次に、事業の進捗状況と、今後の見直しについて。

既にこの計画が策定、公表され、事業に着手することになっている26年度から数えて4年、計画完了までの過程の5分の2が終わろうとする現在、この合計365戸という市営住宅の再編の進捗ぐあいは、どの程度のものとなっているのか。また、この10年間という計画期間のうち完了するめどは、どの程度立っているのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 事業の進捗と、そして今後の見直しについて、お答えをさせていただきます。

事業計画では、建てかえや、用途廃止予定の住宅を政策空家に指定をいたしまして、新たに入居募集を行わないとともに、10年間で更新する公営住宅及び改良住宅の建てかえや、西町地域振興住宅の改修を行う計画になっております。

政策空家の進捗は、住民の退去によるもの

みで、現在のところ、廃止に至った団地はありません。

また、建てかえ及び改修の進捗は、今年度、改良住宅手代岡団地建てかえの1棟目に取りかかったばかりで、10年間の計画期間で完了するめどは立っていないところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 計画がおくれている、期間内での完了のめども立たない。その原因はどこにあるのか、その件についてお尋ねする前に、この計画自体が最初から無理な、実現性のない、形だけの計画でしかなかったのか。

たしかこの計画策定に関しては、国土交通省からの補助金に絡む点があって、コンサルに依頼して作成した経緯があり、業務委託料ということで予算の計上が行われ、執行された記憶しているのですが、その作成経緯と委託金額についてお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市の公営住宅及び改良住宅は、昭和56年以前の旧耐震基準により建築された住宅が多く、耐震性の確保や、老朽化への対応が深刻な課題となっております。

こういった状況に対応するため、既存住宅の建てかえや改修、維持、保全や廃止など、事業手法の選択や実施スケジュールの策定を目的に、コンサルタントへの委託をしたもので、各団地の現状分析、住民とのワークショップの開催、課題の整備等を行い、各団地の具体的な方向性をまとめたものとなっております。この業務における契約額は535万5,000円となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 535万5,000円

ですか、それだけの経費をかけて、最初からむちゃな、形だけのものをつくったとなると、これは執行部の背任行為にもなりかねない。

したがって、この計画は執行部として、実現可能な目標として設定したものなのであり、この計画をベースにして、今後の事業展開を図っていくということで、作成、公表されたものと、私は判断するのですが、では、それがなぜこのような進捗おくれとなっているのか。

場合によってはも何も、恐らく十中八、九、大幅な見直しを余儀なくされかねない状況となっている。

その原因について、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

進捗おくれの原因の一つといたしまして、住民や関係機関との協議に時間を要している点が挙げられます。事業スケジュールでは、設計や工事の期間は組み込まれておりますが、住民や関係機関との協議機関は組み込まれておりません。

時間をかけなければならないことでもありますので、今後、スケジュールに組み込んだものにしなければならないと考えているところでございます。

次に、2点目は、計画時に想定した建築費に比べまして、実施設計後に積算した建築費が高く、事業スケジュールに記載の事業費とかけ離れている、そういった点があげられます。

この点については、住宅再編のみならず、宿毛市の財政面においても、非常に影響があり、見直しが必要になってくると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 計画書の記述によれば、

宿毛市では、管理下にある市営住宅ストックのうち、新耐震基準に適合しないものが、全体の9割を超えており、これは先ほども申し上げましたが、津波による被害の危険性が高いストックが多いのが現状であるとして、可能な限り、早期に事業を実施し、市営住宅全体の防災を進めることが必要であるとなっています。

このことは、市長も御存じのとおり、誰もが認識する事実であり、そこに居住する方々にとっては、南海トラフ大地震など、大規模地震発生時には、まさしく命にかかわる問題ともなりかねない、大きな不安材料であると同時に、住宅の所有者であり、管理者としての市の責任にまで及びかねない、大きな課題、懸案事項でもあるわけです。

そうした中であって、この再編計画が公表され、いよいよその方向に動き出すものと思われたその後、私には全く理解不可能と思われる出来事が続きました。

それは、担当課である都市建設課の人事異動の問題です。この間、課長補佐、担当の係長は何人かわられましたか。ひどい年には、総員入れかえとも思われるような、大きな異動が行われたことがあったと、私は記憶しています。

その結果が、建てかえの対象となった住民の方々との協議のおくれや、繰越明許という形での事業費執行の停滞など、事業の推進を阻む大きな要因となってしまっていないか。

地域住民の中には、住宅再編について、市は本気で考えているのか。これまでの人事異動を見ただけで、市のやる気のなさがあらわれているのではないかと大きな不信感と失望感を漏らす方が少なからずいるというのが実情です。

しかし、こんなことを言っただけで後ずさりしていても、何の役にもたちませんので、計画書によれば、建てかえの対象となる市営住宅362戸のうち、219戸の公営住宅で28億4,70

0万円、143戸の改良住宅で18億5,900万円、合計、47億円余りの建てかえ費用が必要とされている。

また、先ほどの市長の御答弁によれば、この額はもっと膨らむであろうと考えられているこの事業。

今後の事業を継続的に推進していくために、市として、どのような取り組みをなされるのか。財源確保と、その事業計画の推進体制について、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

建てかえ事業は、国の社会資本整備総合交付金、社総金と呼ばれているものでございますが、こちらを活用しておりまして、今後も同交付金で事業を続ける予定でございます。

再編計画時点で、事業費が47億円という、非常に大きい事業規模になっておりますので、事業期間も長期になりまして、財源も継続的に確保を求められることとなります。

住宅の建てかえ事業につきましては、国費を利用した従来からの事業に加え、民間事業者の提案手法による整備や、民間施設との合築など、いわゆるPFIや、PPP手法による選択肢も広がってきておりまして、財政負担を軽減できる手法を探るための、継続的な情報収集が重要になってきているというふうに考えているところでございます。

次に、担当課である都市建設課の人事異動につきましては、各職場における年度ごとの業務量等を勘案した上で、市役所全体を見ながら、適正配置に努めているところでございます。

この点につきましては、ぜひ御理解を願いたいというふうに思っております。

先ほど来、お話に出ております再編計画でございますが、作成したのが平成25年、委託に出したのが平成23年ということでございますし

て、こちらの内部の見直しも含めて、しっかりと議論していく必要があろう。そういった時期にきているというふうに、認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今、市長から、しっかり議論していきたいという、前向きな話でありましたけれども、何だか、市長の一連の御答弁を拝聴している限りでは、何とも冷やかかこの上ないというか。

市営住宅の再編の事業なんか、大したことじゃないみたいな、そんなお話に聞こえてならないのですがね。

職員の腰を落ちつかせてくれないことには、始まりませんよ。

先ほどの御答弁にありましたが、住民との協議に時間がかかって、おくれた部分があった。しかし、この点に関しては、最初の建てかえ対象として取り上げられた方々とは、協議を終えて、工事の着工段階まで到達しています。

あとは、その工事と並行させる形で、次の対象となる別の地域の住民との協議を、同時進行させていけば済むことです。

担当課が積極的に関与すれば済むことです。この点は、今後、そう大きな遅延要因となることのないように、計画的に進めていけばよいことだろうと思います。

工事価格の設定と現状との違いによる見直しに加えて、PFIとか、PPPなどという、私などには、いまだにピンとこないのですが、民間が主体となった公共施設の建設、貸し付け、管理といった形の新たなあり方など、これまで計画になかった概念まで飛び出してきたりして、これはますます前には進まないことになりそうだと、私には気がかりです。

事業者である自治体が、しかも耐震性の問題

に加えて、全国的に建てかえ時期を迎えて、大きな課題となっている改良住宅の問題に、全国の自治体の中でも、先駆けともいべき形で取り組もうとしているこの宿毛市が、人事異動も頻繁で、もたもたしているとなると、管轄の国土交通省の動きにも、大きな影響が出ることになりはしないか。

そうして、ますます財源幅が小さくなって、事業スケジュールはますます進まなくなる。そんなことになりはしないか。

その意味でも、積極的な事業の展開を期待するところですが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

山戸議員御質問のとおりでございまして、再編計画では、改良住宅の建てかえと並行しながら、公営住宅の建てかえや、西町地域振興住宅の改修も進めていく、そういった計画になっているところでございます。

しかしながら、今年度から取りかかる改良住宅手代岡団地だけでも、順調に進んで8カ年、工事費だけでも9億円程度を要することが明らかになっているところでございます。

進捗となると、やはり財源の確保になってくるわけでございますが、当面、交付金を活用した実施になりますので、本年6月議会で決議されました公営住宅等の改築等に係る財政支援の拡充を求める意見書の要望事項と同じく、予算確保や有利な起債の創設などを、引き続き、国に要望していきたい、そのように考えているところでございます。

先ほど、議員のほうから、財源幅が小さくなるのではないかというお話ですが、現在の状況でも、とてもじゃないですけれども、全ての住宅を改築、改良していくのは、非常に厳しい状

況でございまして、私といたしましては、財源幅をもっと広げていただくように、大きくしていただくように、しっかりと国のほうにも要望をしていかないといけないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今、お話がございました、改良住宅に関しては、9億円、手代岡第一団地の9億円の中でも、国からの交付金が3分の2あるわけで、市の持ち出し分は、その3分の1の3億円。8年であれば、年額幾らになりますか。3,800万円程度にしかならない。これをどう考えるのかですよ。

公営住宅の問題は、管理責任者である市は、入居者の生命、財産にかかわる責務を負わされている重大な問題であることを忘れることなく、積極的な事業展開が図られることを期待して、この件に関する質問は終わり、次に移ります。

次は、森林環境税についてお尋ねします。

去る9月議会において、私は、林業の振興促進のために、現在、農業と林業の担当が一緒になっている担当課の体制を改めて、それぞれに独立した人員配置をしてはどうかと、提言しました。

その際、市長からは、今後、森林環境税の本格導入も見込まれる中、林業振興にかかわる課題解決のための必要な体制を検討していきたいと考えております、とこのように御答弁をいただいたわけですが、今回は、この森林環境税について、市はどのように認識、把握なさっておられるのか、その点を中心に、一連の質問を行いたいと思います。

まず、意義、効果、配分方法なのですが、先月、11月16日の高知新聞では、森林環境税を2024年度に導入する方向で調整に入った旨、報道がなされていて、その大まかな使途に

についても記載されていましたが、12月5日には、税の導入を待つことなしに、2019年度から前倒しで、地方自治体に数百億円規模の配分を行うという記事が、掲載されました。

私自身は、事の急激な展開に、一種、どぎもを抜かれた感じであるというのが、実情でもあるわけですが、この総額で、年間600億円ほどになることが予想されている森林環境税、私はこの制度の導入は、当市のように、市の84%にも及ぶ山林を有する自治体にとっては、林業振興を促進、活性化することによる地域力の向上という面で、大きなインパクトを与えるものと、期待を高めているところでもあります。

市としては、どのように認識されておられるのか。総額で600億円程度でも、市の山林の規模からしたら、大したことにはならないとしたものでしょうか。市長は、市にもたらされる、この森林環境税創設と、それに伴う地方自治体への財源配分の意義、効果について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、高知県については、既に県税といたしまして、森林環境税を導入しているところでございまして、間伐や除伐に対する補助、シカ被害対策に対する補助、森林保全ボランティア団体への活動支援、子供たちへの森林環境教育に対する支援、公共施設建設の際の県産材の使用に対する支援等補助金の交付を主とした事業の財源となっております。

本市は、このうち水源涵養等の機能を維持するための間伐や、除伐に対する補助、シカのくくりわなの購入に対する補助を利用しておりまして、市内の森林環境保全に役立てているところでございます。

国の森林環境税を財源といたしまして配分されるものにつきましては、県の森林環境税では、

手の届かない課題に対応することを想定しているとのことでございますので、森林面積が多い本市としては、大きな期待を寄せているところでございます。

平成31年度には、森林バンク制度も導入される予定となっております。登録された森林の間伐代行、管理に必要な作業道の整備、意欲ある林業経営者とのマッチング等を、市として行う方向性となっていることから、森林環境税の地方自治体への配分をその財源とするとともに、森林施業の最大の難点となっている境界画定につきまして、事業化していくための財源となるのではないかと、そのように大きな期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 報道によりますと、その税収は森林面積に応じて、各自自治体に配分されるとなっておりますが、とはいっても、おたくの市は、森林面積がこれこれですからと、自動的に配分されて、使い道は、おたくさんの自由ですとは、ならないのではないかと。

高知新聞の記事によれば、森林環境税は、所有者がわからない森林の増加や、林業の担い手不足を受け、地域の実情に詳しい市町村が、私有林の間伐を、所有者にかわって行うための財源となるという記載に加えて、自治体は、間伐のほか、管理に必要な作業路の整備、専門人材の育成などに充て、自治体には使い道の公表を義務づけるとも書かれていました。

そうやってきた場合、この財源はフリーハンドの自由な財源としてよりも、しっかりした計画と、その遂行体制があるかないか、それによって、自治体への配分量も異なってくることになりはしないか。

市町村がどれだけの能力を発揮するのか、どこまで本気で間伐計画を考え、その実行体制を

整えていくかによって、その配分額や効果にも大きな開きが出ることになりはしないか。

先ほどの御答弁では、その用途として幾つかの例を示していただきましたが、計画を具体化し、実効あるものとしなくてはならない。市として、その点、どのように認識されているのか、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

森林環境税の配分につきましては、単純に面積に応じた配分がされるというのは、考えるににくいことではあるとは思いますが、その点につきましては、具体的には、何も情報がないところであるため、今後も国の動向を注視する中、事業実施に必要な体制や、市の森林を着実に活用していく計画の策定等、しかるべき対応を行っていきたいというふうに考えているところでございまして、議員おっしゃるとおり、計画をしっかりと、配分していただくように努力をしていきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 自治体への配分が、19年度から始まるとなると、もう目と鼻のさきの話で、早急に問題点を洗い出して、対応を検討する必要がある。

自治体によっては、準備を怠りなく、すぐにも出してほしいと。手ぐすね引いて待っている向きもあろうかと思うのですが、宿毛市の現状はどうか、今後、しかるべき対応を行っていきたいとのことですが、実際どんなものになるのか、気にかかるところでもあります。

ここに、平成29年11月に林野庁から出された「新たな森林管理システム案について」という文書があるのですが、この中には、取り組みの基本方向、新たな森林管理のあり方として、

①森林所有者に対する森林管理の責務を明確化、森林所有者に対する責務の明確化。

②意欲と能力ある林業経営者へ森林管理を委ねる。

③委ねる先がない場合、市町村等の公的主体が森林管理を行う。

市町村等の公的主体が森林管理を行うと。このように三つの項目が掲げられた後、これら新たなスキームを、市町村主体の森林整備等の財源とする森林環境税創設とあわせて実現、となっています。

森林環境税の創設には、こういう事業を行いますという方向性が示されているわけですね。

また、この文書には、懸念される事項として、市町村の体制が脆弱であり、市町村だけで実施するのは困難ではないか。市町村によっては、森林の条件がよくても、意欲と能力のある林業経営者がいない、あるいは見つからない場合があるので、人材育成が必要、とも記載されています。

市として、①、②、③として掲げられている内容について、現状はどうであって、どれだけの対応が可能なのか、不足している部分があるとするなら、その部分をどう補っていくのか、今後の方策について考える意味も含めて、順を追ってお尋ねしたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

①、まず最初に、森林所有者への周知ということなのですが、これは①森林所有者に対する森林管理の責務を明確化とされている。市として、森林所有者の把握がどの程度明確にできているのか、その点をお尋ねしたいのですが。

国土調査が遅々として進んでいない当市の山林を考えると、私自身、暗たんたる思いもするのが実情です。この点に関しては、しかし、平成24年から34年までの宿毛市森林整備計画の第11ページに、森林法第10条の10、第

2項に基づき、間伐または保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるもの、以下「要間伐林」という、について、要間伐森林である旨、並びに実施すべき保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行います。

また、計画期間内において、間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等については、別紙参考資料のとおりです、と記されています。

これを見たときに、ああ、よかったと。ここにあるこのとおりやっていたら、つまり市の大もとの計画どおりにやっていたら、十分、それで対応できることになる、と私は安心したのですが、さて現実はどうなのか。

この森林所有者への通知、計画に盛り込まれているこの部分、どれだけの件数、どれだけの面積で行われてきたのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

森林所有者の把握につきましては、現在、平成30年度から導入が予定されております林地台帳を整備しているところでございます。

こちらは、平成28年5月の森林法改正において、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や、林地の境界に関する情報などを整備、公表することを目的として創設された林地台帳制度に基づき、整備をしているものでございます。

内容といたしましては、台帳を整備することで、直ちに所有者、境界が確定するというものではありませんが、情報の修正、更新等を適切に行っていくことで、制度の向上を図り、森林組合や林業事業者が事業を行う際には、周辺の所有者に関する情報を、市から提供できることで、施業集約化が促進されることになると期待

をしております。

また、所有者、林齢、面積等の情報が入っておりますので、森林整備計画の実施を、より着実に前進させることができるものと考えております。

森林整備計画に基づく所有者への通知につきましては、森林整備計画の公告及びそれを縦覧に供することで、通知にかわるものという認識があったこと。また、間伐は所有者の負担が伴い、軽々な取り扱いが困難であることから、通知ができていないのが現状であります。

今後におきましては、林地台帳を活用する中で、所有者に対する積極的な働きかけについても、検討が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） やはりこの部分については、森林環境税創設の、そしてその用途の目的の一番の眼目となる部分ですので、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、森林経営者の意欲と能力の向上の問題なのですが、②の意欲と能力のある林業経営者へ森林管理を委ねるとある部分。

市町村等が、森林所有者から森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に森林管理経営を集積、集約する新しい仕組みを創設、とあります。

これは、市町村が中心となって、その仕組みを整えていくということになるのですが、先ほど申し上げました森林所有者の把握、森林所有者への働きというのが、ここでも大きく響いてくることになるわけです。

この件に関しても、ここで一々読み上げることは省略いたしますが、先ほどの市の森林整備計画の大項目の2、森林整備の方法に関する事項という、計画の中にあるのですが、第6、第

7、第8項という形で、21ページから書かれている部分が、この部分に該当すると思う。実態はどうか。

先ほどの森林所有者の把握の問題と同じように、計画に書かれてはいるのだけれども、実態は、この森林経営者の意欲と能力の向上という面で、どうか。

市は、林業経営者の意欲と能力の向上について、どれだけの取り組みを行って、その実績を上げてきたのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

林業経営者の意欲と能力の向上に関する取り組みにつきましては、森林組合が本年度導入する高性能林業機械に対する補助や、荒瀬山の遊歩道の下刈り、並びに小筑紫町石原ウツゲ谷における市有林の搬出間伐及び路網整備を施業委託することで、既存の経営体の意欲と能力の向上を図っていると考えているところでございます。

また、一方で、平成27年度からは、市外の林業専門家を招聘し、チェーンソー講習や、間伐講習を行う森林塾を開催することで、森林所有者が山に入るきっかけづくりと、林業家の育成に取り組んでおりまして、新たな林業家も誕生しているところでございます。

今後といたしましては、自伐型林業を実践、普及させていくことを目的として、地域おこし協力隊の雇用も考えているところであり、本市といたしましては、林業経営体として、森林組合などが行う大規模林業と、森林所有者などが行う小規模林業の両輪で、森林の活用を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） この自伐型林業の促進については、私もこれまで関心を持って、何度

か一般質問で取り上げさせていただきましたが、その中で、一番のネックとなっていたミスマッチ部分、つまり自伐型の林業を行いたいと思っても、適当な規模の林地が確保できないという問題も、今後は緩和の方向に動いていくのではないだろうかと期待しています。

また、それと同時に、森林組合を初めとする林業経営者との協議や、連携といった面でも、市が主体となって、その枠組みをつくっていくなど、市として、一層、積極的な強化を期待するところでもあります。

続いて、市が主体となった森林管理という部分なのですが、③の委ねる先がない場合、市町村等の公的主体が森林管理を行う、とあるこの部分、市の森林整備計画にはない、全くの新しい分野だということになりそうですが、市として、どのようにお考えなのか、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

森林環境税については、県への配分も予定されているとの方針が出ております。これは、林業の専門家がない市に対しまして、県が間伐指導や、作業路の整備、森林所有権の境界画定を行うために、配分があるもので、委託のできない森林については、県との連携の中で、施業を行っていくことを考えております。

また、特別交付税での対応となりますが、国の制度として、今年度より森林整備等に関して、一定の知識を持つ林業技術者を市町村が雇用して、地域林政に役立てる、地域林政アドバイザー制度も創設されております。加えて、先ほどお話ししました地域おこし協力隊を継続的に雇用していくことで、本市における林業従事者の拡充を図り、委ねる先、自治体の充実についても、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） この林野庁の文書には、米印で、このシステムを円滑に機能させるための経費、事前調査、人材育成等を、森林環境税の使途対象とするか、と。これ疑問符なのですが、市町村の現状を認識した形での検討事項が、この中に記載されています。

ひょっとすると、①、②、③に着手する事前の段階、準備作業の部分から、森林環境税の使途に組み入れられることになるかもしれない。

しかし、その準備作業を円滑に進めて、森林管理の本来の事業を展開するためにも、問題点の分析や、その解消の方策を研究、検討し、きっちりと推進していけるだけの体制を構築していくことが不可欠です。

既に成熟期を迎えている森林資源を活用し、宿毛市の地場産業としての林業の振興を推進し、雇用の創出と安定化による人口減少対策を押し進めていく、いわば大きなチャンスが目の前にやってきている。そのチャンスを生かすも殺すも、森林所有者や林業経営者を巻き込んだ、市の体制と能力、手腕にかかっている、と言っても過言ではありません。

そのためには、担当課の現体制を強化し、大きく変化しようとする林業の趨勢に、対応可能なものへと改変することが不可欠だろうと思うのですが、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

担当課である産業振興課の農林振興係につきましても、現状、係長が農業と林業を兼務する中で、林業担当者1名を配置しているところがございます。

森林は、市の未来を担う産業になり得る可能性があることを認識をしており、その活用について、さまざまな検討をしているところでございます。

このような中、森林塾や地域おこし協力隊な

ど、新たな取り組みを始めたものもございますので、今後、市全体としての人員配置を考える中で、業務においては、適切な体制を検討をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今、市長から前向きな答弁がございましたと思いますので、今後の実効ある展開を期待して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

-----・-----・-----

午前11時02分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 11番、松浦でございます。

それでは、通告に従いまして、市長並びに教育長に対して、一般質問を行います。

今回、私が質問する内容は、奥谷 博画伯記念館建設についてと、鶴来島の戦争遺跡についての2点であります。

今回は、この2点とも提案を申し上げるという部分で行いたいと思いますので、順次、質問をしてまいります。

さて、この秋、宿毛市にとって大変うれしいニュースがありました。

一つは、宿毛FC、いわゆる宿毛少年サッカークラブの6年生が、年末に鹿児島市で開催される全国大会の出場を目指して、県下の49チームで争われた高知県少年サッカー大会において、県下の強豪チームを相手にしながら、見

事優勝し、20年ぶり2度目の全国大会出場を決めたことでもあります。

スポーツを積極的に推進することは、宿毛市の観光面や産業振興、並びに地域の活性化に寄与することができるのであります。そのこととあわせて、青少年の健全育成につながります。

スポーツの振興の重要性を考える一人として、今回の快挙は大変明るいニュースでありました。そして、全国大会出場という栄誉は、他のスポーツ競技に励む児童や生徒、関係する多くの皆さんに勇気と感動を与え、大きな励みとなることでしょう。

あわせて、宿毛市におけるスポーツ振興の推進に寄与するものと考えます。

もうひとつは、今回、私が質問をしようとしている事案でありますして、宿毛市出身で故郷宿毛をこよなく愛する「奥谷先生の文化勲章受章」というニュースであります。

御案内のとおり、奥谷博氏は宿毛市の名誉市民でもあられます。

その奥谷博氏が、このたび、日本における文化・芸術分野における最高の賞であります文化勲章を受章したことについて宿毛市民の一人として心からお祝い申し上げます。

御案内のとおり、宿毛市は人材の里であるといわれています。

幕末から明治維新、そして昭和にかけて、政治の分野や教育分野、そして実業界等に多くの人材を輩出したのが、我が宿毛市であります。

現在、宿毛市でも、宿毛歴史館を地域会場として、「志国高知 幕末維新博」が取り組まれています。その中で、全国で活躍した21人の方々を紹介しながら、文教のまち宿毛、人材の里宿毛をアピールいたしております。

平成の今日でも、人材の里であることを示したのが、今回の奥谷 博画伯の文化勲章受章であると思います。まさに宿毛の誇りであると思

います。

そこで、今回の宿毛市の名誉市民でもある奥谷 博氏の文化勲章受章について、どのように感じているのか、まず市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

このたびの奥谷先生の文化勲章の受章につきましては、まことに喜ばしく、また大変誇らしく感じているところでございます。

松浦議員が言われますように、宿毛が人材の里と呼ばれるゆえんは、幕末から昭和にかけて、宿毛の21人に代表される多くの偉人を輩出したことによります。

そして、本年は、大政奉還150周年を記念して、高知県内で幕末維新博が開催されておきまして、その地域会場として、宿毛歴史館におきましても、宿毛の21人をテーマに、さまざまなイベントを実施しているところでございます。

このような節目の年に、本市出身の奥谷先生が、名誉ある賞を受章され、宿毛市の歴史に新たな1ページを刻まれたことを大変うれしく思っているところでございます。

奥谷先生には、これまでも多くの作品を宿毛市に寄贈をしていただくなど、本市の芸術文化の発展に多大な御貢献をいただきました。今回の受章は、宿毛市民にとっても、大きな誇りであり、夢と希望を与えてくれたと思います。

先生には、今後も素晴らしい作品を描き続けていただきたく存じており、このたびのはえある受章に、宿毛市民を代表いたしまして、心よりお祝いを申し上げます、そのように思います。

なお、時期は未定ではございますが、今回の文化勲章受章を記念いたしまして、地元宿毛市において、展示会と、そして祝賀会の開催を予

定しております。現在、奥谷先生と調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

そういう面で、市長みずから、市民を代表してお祝い申し上げるという部分であります。本当にありがとうございます。

今回の奥谷先生の文化勲章を記念するとともに、こうした宿毛市の置かれた特徴を生かし、文化のかおるまちづくりを積極的に推進していくことが、重要ではないかと考えます。

本議会の初日に行われました予算決算常任委員長報告の中で、「志国高知 幕末維新博」後における取り組みについて、議会として指摘をいたしております。

議会としては、この取り組みを一過性のイベントで終わらせないよう、観光客を持続的に呼び込むシステムの構築づくりが必要であるとの考えであります。

そこで、宿毛文教センターを中心とした文教の里宿毛づくりの取り組みの一つとして、今回の奥谷先生の文化勲章受章を記念して、奥谷博記念館を、ぜひ建設することを提案するものであります。

先生の功績を後世に残していくことが、宿毛市にとって重要ではないでしょうか。

先生は、宿毛で育ったことが、みずからの作風につながった。そして、宿毛は太陽の光がさんさんと降りそそいでおり、この明るさが自分の色となったといわれています。

こうした先生の作品を多くの方々に見てもらおう中で、先生がこよなく愛した宿毛をPRすることになると考えます。

建設場所については、小野 梓公園付近が、私としてはいいのではないかと考えております。

そのことが、宿毛文教センターと、現在、改修工事をしています林邸から小野 梓公園を結ぶ圏域を、文化都市圏域と位置づけることで、小野 梓公園も生かされるのではないかと考えますが、このことについて市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成29年3月から始まった幕末維新博も、平成30年度中には閉幕をいたします。

開幕当初から、持続型の誘客を目的に、施設整備やイベント開催を展開しているのが、今回の幕末維新博でございます。

宿毛歴史館の改修や、林邸の再生事業も、この方針に準じているところですが、今後の誘客、そして奥谷先生の功績を広く紹介するためにも、やはり奥谷先生の作品を、市内で多くの方々にごらんいただく機会を設ける必要があるというふうに考えているところでございます。

宿毛市教育委員会で、奥谷先生の作品を25点収蔵していることは、御案内のとおりでございます。しかしながら、これらの作品を、これまでごらんいただく機会は多くございませんでしたが、幕末維新博に合わせまして、文教センター1階に新たに展示ケースが設置されておまして、このケースには、収蔵する奥谷先生の作品のうち、最大の200号が2点まで展示できることとなっております。

現在は、奥谷先生の文化勲章受章を記念いたしまして、「悲」と「哀」という作品を展示中でございます。

現状では、まずしっかりと、宿毛市が収蔵する作品を有意義に活用することを考え、奥谷先生の功績を記念する施設の整備につきましては、高知県等とも連携をしながら、今後、検討をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 大切なことかなという思いがいたしますので、ぜひ、「志国高知幕末維新博」後の取り組みとも関連すると思いますので、県とも前向きな取り組みをお願いいたします。

この問題については、この点で終わりたいと思いますのですが、次は、鵜来島の戦争遺跡の調査並びにその利活用について、市長並びに教育長にお伺いいたします。

この問題については、さきの9月議会においても、同僚の議員からも質問をされた経緯があります。全国的に見ても、過疎と少子高齢化という状況が大きな問題となっていますが、こうした状況が典型的にあらわれているのが、まさに鵜来島地区であると思います。

鵜来島地区で一番人口の多かった時期には、400人を超えるぐらいの人が島で生活をしていて、島はカツオの一本釣り漁業を中心に、活気があり、にぎわっていたと、当時を知る島の人たちは話されています。

しかし、現在、島民はわずか20数名であり、しかも非常に高齢化が進んでいます。こうした現状を受けて、島で生活をするお年寄りの皆さんを元気にしたい。昔から島に伝えられている伝統文化を継承したい、しなければならないとの強い思いから、島から離れて暮らす人たちを中心にして、鵜来島を守る会を立ち上げ、夏の盆の行事であります施餓鬼や、春日神社の秋祭り、山頂までの山道の整備活動等、積極的に取り組みをいたしており、島で暮らすお年寄りの皆さんには、大変、喜ばれています。

最近では、高知県が積極的に推進いたしております集落活動センターも立ち上がり、16年ぶりに規模が非常に小さいながらも、商店も開業され、少しずつではありますが、前に進んで

おります。

私自身も、鵜来島を何とか活性化しなければならないとの強い思いを持っています。

こうした問題を受け、私たち市民クラブは、8月29日、以前から島民の皆さんにはその存在については知られていました、鵜来島の山頂にあります3台の砲台跡について、全国の戦争遺跡を調査しており、戦争遺跡についてのパイオニアでもあります、戦争遺跡保存全国ネットワークの共同代表である出原恵三氏を招いて、第1次の調査を行っています。8月30日の新聞等にも、大きく報道されたとおりでございます。

あの痛ましい戦争が終わって72年経過した今日の平和の時代だからこそ、戦争と平和について考える上で、大変、重要なことではないかとの強い思いで、私を初め、島民の方々も、この遺跡がどれぐらいの価値があるものかについては、十分理解をしていませんでしたので、詳しく専門家に調査をしていただき、貴重なものであれば、この戦争遺跡を史跡として保存し、活用することで、島の活性化に向けての起爆剤となればとの思いからであります。

結論から申し上げますと、戦後72年経過し、ようやくこの遺跡が関係者の注目を集めることになってきました。そして、遺跡としては、大変貴重なものであることがわかりました。

今回の調査に同行いただいた出原氏によると、遺跡の保存状態は非常によく、県内でも最大級の遺跡であり、戦争遺跡としては、大変貴重なものではないかと話されています。

そのため、今後なお測量調査等、なお詳しい調査を行い、全国に発信をしていきたいとも話されています。

砲台は竜頭山の山頂をL字型に掘削して平面をつくり、コンクリートで固めて、北側を射程にして、15センチ級が3門備えられています。

そして、南側には、半円形上の側壁弾薬庫が各8個並んでいます。砲床の直径は、約3.2メートル、深さが約2メートルであります。そして、各砲台をつなぐ地下通路の存在も、はっきりと残っています。

これらの砲は、連動式であり、鵜来島の港近くにあります発電所から電気が送られていたとのことであります。

この発電所のあった場所は、現在の鵜来島離島センターのあるところであります。

また、砲台の南側の山頂には、敵艦との距離をはかる測距儀を備えた直径約4メートルのコンクリート台座があり、中心部には固定用のボルト8本が現存しています。

一方、衛所は山頂北西端に設けられ、97式水中聴音機7機が設置されていたとのことであります。これは、鵜来島の沖合に潜水艦などの発信音を捉える補音機、マイクロホンであります。を沈め、補音機から海底電線を引いて、衛所にあります聴音機につなぎ、水側員がレシーバーを耳に当てて、海中音を四六時中聞いていた部隊が配備されていたところであります。

地図を見てもおわかりのように、鵜来島は豊後水道の入り口に位置することからも、軍事上重要な位置を占めています。まさに、島全体が要塞の役割を担っていたのであります。

瀬戸内海には、呉軍港や、軍艦の泊地が多くあり、ほとんどの艦艇は豊後水道を通過し、太平洋に出ていたため、豊後水道の安全確保と、泊地防衛は当時の海軍にとって重要な任務であります。

そのため、大分県佐伯市には佐伯防備隊司令部が置かれ、鵜来島はその支配下にあったのであります。

こうした、砲台や衛所は、愛媛県の佐田岬、由良半島、西海町にあります高茂岬、大分県の鶴御崎にも同様に施設が配備され、今でも旧海

軍の砲台跡や衛所跡地が残っています。

そして、私たちは、現地調査の後、戦争当時の鵜来島の状況を知る島民から聞き取り調査も実施いたしました。

それまで、その中でこれまでわからなかった点や、新しい事案を島民から聞くことができました。

その一つに、私が6月議会における質問の中で、鵜来島の遺跡については、防衛省にある資料の中にも、その存在が見られないと発言しましたが、このことについては、これまで専門家は、防衛省に存在する高知県関係の資料を中心にして調査した結果でありましたが、島民からの聞き取りの中で、鵜来島の部隊は大分県の佐伯防備隊の直轄の部隊であったことがわかりました。

そして、砲台の設置等、施設の整備については、大分県の後藤組が行っていたとの証言もいただきました。

よって、鵜来島に関する調査は、大分県の佐伯防備隊に関する資料を調査しなければ、その全貌は明らかでないことを知ることができました。

まさに新しい証言であります。

以上、私たちが調査した内容の一部であります。第1次の調査でありましたが、非常に成果のある調査であったと考えますが、今後も引き続き、実態調査をする必要があると考えておりました。これからも現地に足を運び、引き続き、調査を続けていきたいと思っております。

そこで教育長にお伺いをいたします。

6月議会において、教育委員会としても、簡易であるが、調査を行いたいと、前向きな答弁がございました。そこで、6月議会以降、教育委員会として、今日まで調査をされたのでしょうか。調査をされていれば、どのような内容の調査をされていたのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、11番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

鵜来島の戦争遺跡の調査に関する御質問をいただきました。

このことにつきましては、議員御指摘のように、本年6月議会の一般質問において、御質問議員より提案をいただいております。

議会終了後、7月25日に、私と生涯学習課長、及び歴史館長の3名で現地調査を行いました。

砲台跡及び営所跡への道は、多くの草木に覆われておりまして、また悪路の中を半日ほどかけて、3カ所の戦争遺跡について、位置測定と簡易な見取り図、そして写真撮影等を行いました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 簡易な調査をされたということでございます。

それでは、今後の取り組みについて、以下、教育長の所見を、2点ほどお伺いをいたします。

全国各地で戦争遺跡や戦争遺物の資料を活用して、資料館や公園等、平和学習の拠点として利用している自治体も多くあります。

高知県下においても、戦争遺跡が史跡として指定され、活用されているのは、南国市にあります旧高知海軍航空隊の現存する7基の掩体が有名であります。

また、先日の高知新聞に高知大学の朝倉キャンパスに現存します旧日本陸軍歩兵隊歩兵第44連隊の弾薬庫について、建物の保存と平和学習などへの活用を求めて、高知市長に3、633人の署名を添えて、請願書を提出したとの記事が掲載されています。

宿毛市として、この山頂にある遺跡を保存し、

子供たちだけではなく、戦争経験のない人たちにも、戦争の悲惨さと、平和のとうとさを伝える学習の場として活用していくことは、重要なことではないかと思えます。

また、全国で戦争遺跡に強い関心を持ち、調査活動を行っている方々にも明るい話題となることでしょう。

鵜来島の戦争遺跡を、宿毛市の史跡として保存することについて、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答えを申し上げます。

戦争遺跡を平和学習のための史跡として保存することについての御質問でございますけれども、戦争遺跡の平和学習への利用につきましては、6月議会でもお答え申し上げましたように、現在、宇須々木の戦争遺跡を活用しております。

また、修学旅行における広島市での平和学習は、大変有意義なものとして認識しております。

議員より御紹介いただきました南国市の掩体壕を初めとする県内の戦争遺跡の保存の事例でございますけれども、この件については、いずれも撤去の危機に直面をしたという遺跡であろうというふうに思っております。

幸い、鵜来島の遺跡は、いずれも近々に撤去をする予定のない遺跡であるというふうに認識をいたしております。

今回の簡易調査は、あくまでも第一歩でございますので、遺跡として保存していくためには、今後も多面的な調査を行い、地道な蓄積を重ねていく必要があるかというふうに考えております。

議員より、御質問の中で指摘をいただいた内容でありますとか、あるいは民間の方々の調査等を参考にさせていただきながら、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次に、戦争遺跡をPRするための看板の設置について、お伺いをいたします。

宇須々木の海軍基地の遺跡につきましては、海軍基地の遺跡を臨む新港の公園に、これを紹介する立派な看板が設置されておりますが、鵜来島にもこれと同じく、看板の設置を求めるものであります。

港付近に遺跡を紹介し、PRする看板の設置及び離島センターから灯台に通じる農道がありますが、その農道からの登り口についても、非常にわかりにくいと思います。

そして、砲台跡と営所跡の分岐点も、一般の方には少しわかりにくいと思いますので、看板の設置が求められます。

このように、戦争遺跡をPRするために、何か所かの看板が必要と考えますが、このことについて、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

鵜来島の戦争遺跡を紹介する案内板の設置について、御質問をいただきました。

宿毛市における戦争遺跡と申しますと、議員もお話ありましたように、宇須々木にございます基地跡がよく知られていると考えております。

宇須々木の海軍基地は、終戦時、第8特攻船体司令部が置かれておまして、鵜来島を含めた豊後水道と、土佐沖を防衛する中枢の基地であったと認識をいたしております。

県下でも命令系統では、頂点に位置する海軍基地で、従来から認知度が高く、調査や情報も充実をしております。また、基地へのアクセスもよく、基地の性格上、規模も大きく、沿岸部に遺跡が多く残っているのも特徴でございます。

そのため、看板設置などで、内外に紹介する整備も安心をして実施できた状況がございます。

一方、鵜来島につきましては、ようやく調査の着手をされ、専門家による注目も始まったばかりでございます。

遺跡の性格や全貌が未知数である上に、山中に点在する遺跡に対しては、安全性も考慮してまいらなければならないというふうに考えております。

新聞報道もありましたので、今後、専門家による情報集積は、速度が上がってくると思っておりますけれども、現在、何よりも優先すべきは、先ほど議員からも御指摘ございましたけれども、戦後72年を過ぎ、実体験者が高齢化をする中で、聞き取り調査をすることによって、生の声を集めることではないかというふうに考えております。

まずは、こういった地道な調査を積み重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次は、この戦争遺跡を中心とする山頂を公園化し、観光資源として利活用していくことを考えるべきであると思っておりますので、市長に、以下お伺いをいたします。

山頂から眺める景色は、360度のパノラマであり、遠く九州も臨まれ、大変すばらしいものがあります。

鵜来島は、このごろはいそ釣りやダイビングは有名であります。それに加えて、戦争遺跡めぐりも新たに加わります。

先ほど申し上げましたが、まさに鵜来島の活性化に向けた起爆剤になると確信をいたしております。島民の皆さんや、鵜来島を守る会の方々も、強く望んでおまして期待をしております。

ます。

少子高齢化が進む鶴来島にとって、明るい材料となるのであります。こうしたところに、政治の光、行政の光を当てることは、まさに離島振興計画に結びつくものと考えます。

公園の管理等については、本年に開所されます鶴来島集落活動センターの活動の一つとすることも考えられます。

これまで、市長は、宿毛市の観光振興を考えた場合、沖の島や鶴来島、宿毛市観光の拠点であると答弁されてきました。遺跡の保存と、公園として整備することにより、宿毛市の数少ない観光資源として、利活用していくことを考えるべきではないかと思いますが、市長としての所見をお伺いいたします。

6月議会において、史跡の保存と活用について質問いたしましたけれども、通告をされていないということで、市長よりそっけない答弁がありましたので、今回はしっかりと通告いたしておりますので、市長の所見を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほども教育長がお答えいただきましたが、観光拠点として整備するためには、まず宿毛市として、しっかりと調査を行う必要があると思います。

その上で、どういった方々をターゲットとして、そしてどのくらいの誘客が見込めるか、そういったことなど、検討する課題はありますが、いずれにいたしましても、沖の島、鶴来島は本市の観光拠点といたしまして、市外、県外へ情報発信をしているところでございます。

観光スポットが新たに加わることは、大変喜ばしいことですので、今後は、鶴来島の皆さんの御協力をいただきながら、どういった活用方法があるのか、模索をしてみたい、

そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今回は、私たちの第1次の調査をもとにしながら質問をさせていただきました。

今回の調査は、先ほども申しあげましたように、非常に成果がある調査であったと考えますが、今後も引き続き、詳しい実態調査をする必要があると考えております。私たちとしても、引き続き、現地調査を初め、関係するところに足を運び、調査活動を続けていきたいと思いません。

今までの答弁の中でも、しっかり教育委員会としても宿毛市としても、調査活動をしていくという部分でございますので、その点、よろしくお伺いいたします。

これまで教育委員会として、この遺跡について、測量をして図面化するなどの具体的な調査は行っていないとのことであります。鶴来島地区の戦争遺跡について、教育委員会としても、独自の、専門的な調査を試みる価値があると考えます。

先ほども答弁がございましたように、鶴来島は非常に高齢化が進んでおります。当時の状況を知る方々も、少なくなっていますので、早急に、詳しい聞き取り調査が必要であると考えます。

教育長の地元ということではなく、宿毛市の教育行政にかかわる問題でもありますので、しっかりと取り組んでいただきたいことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時37分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時02分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、高倉真弓です。一般質問をいたします。

今回は、2項目、6点についてお伺いをいたします。

まず、市長にお伺いいたします。

1項目め、1点目、高規格道路の現状と今後についてをお伺いいたします。

過日、国土交通省四国横断自動車道宿毛内海におけるアンケートが実施されました。結果は、まだ時間を要するものと考えますが、宿毛市としての計画、試案をお伺いいたします。

この件は、市長が市議会議長であったところから、継続的に、熱い思いで対応対処されていたと記憶しております。

細長いシール、たしかあれでしたよね。当時の議長からいただいた記憶があります。

市長に、現状と今後についてをお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

四国8の字ネットワークを形成する高速道路の宿毛内海間につきましては、議員からもお話ありましたように、昨年9月30日に、計画段階評価における第1回小委員会が開催された後、ことしの9月に、地域住民や企業等へのアンケート調査が実施をされたところでございます。

アンケートに回答していただいた皆様に、この場をおかりいたしまして、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

アンケートを集計した国土交通省によりますと、非常に高い回答率であったとお聞きをいたしておりますので、計画段階評価が着実に進められると期待をしているところでもございます。

今後につきましては、現在、進められている計画段階評価に数年、都市計画決定や、新規採択時評価にも数年を要し、その後、事業着手となります。

なお、事業着手した後、完成までは、来年度供用予定の片坂バイパスで、13年ですが、平成31年度供用予定の中村・宿毛道路の平田・宿毛間は、平成元年度事業化ですので、30年を要しているところでございます。

現在、四国8の字ネットワークで、四国の西部におきましては、未事業化区間が都市計画決定されている大方・四万十間と、計画段階評価中の宿毛・内海間のみとなっているところでございまして、四国8の字ネットワークは、全ての区間がつながることによりまして、循環型ネットワークが形成され、防災力の強化や地域産業の育成強化などが図られます。

そのためにも、早期事業化に向けて、関係機関と連携しながら、国へ強く要望を続けてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問いたします。

高いアンケートの結果は、いかに市民、住民が期待しているかの反映だと思えます。

家の前の方に、アンケートを出してよと言ったら、もう出したよって、私より先にアンケートを出していただきました。

反面、今、いただいたお答えは、現実は大変ショックですね。

希望を要望して、この中村・宿毛間の完成に30年はかかり過ぎだと思えます。

お答えによりますと、片坂で事業着手、13年の話になりますよね。宿毛内海のルート設定、枝になるのか主流になるのか、いずれにしても

10 数年以上の時間を要するのであれば、心配される震災に対して、非常に心もとない状況であると思います。

中村宿毛間の道路ができるまでという資料をいただきまして、こんなにずっと、手段をとるか、順番があるということは、やっぱり13年、しんどいですね。

震災関連で、前倒しで事業が進んだ場合に備えて、宿毛市として、事前に準備しておくことは大切であると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛内海間のルートについてですが、先ほども申しましたが、現在、国土交通省によりまして、計画段階評価が進められておりまして、その中で、今回実施されたアンケート結果をもとに、概略ルート及び構造等が検討されることになっておりますので、現時点では、ルートにつきましては、全く決まっていない、そういった状況でございます。

しかし、本市といたしましては、ルートの検討に当たっては、防災拠点となる、先ほど議員のほうからも防災のお話ありましたが、拠点となる、宿毛新港につながる海側ルート、またインターチェンジの検討に当たりまして、流通拠点として計画している宿毛新港との接続性に、十分配慮を願いたいとの要望活動を行っているところでございます。

また、宿毛市のまちづくり構想といたしまして、新しい道の駅や、中心市街地の整備、南海トラフ地震等の避難場所となる高台広場や、養殖魚出荷のためのアクセス道の整備等を計画し、一部は既に取り組みを始めているところでございます。

ルートが決まった後は、現在のまちづくり構

想をより具体的に実施してまいりたいと考えているところでございます。着々と、本市といたしましては、準備を進めているところでございます。

ただ、議員のほうも、ショックというお話ありましたが、高速道路に関しましては、そのぐらいの時間は当然かかるわけでございます。しっかりと計画のもとで使える、そういった道を、しっかりとしたルートも選定していただく中で、決めていただきたい。事業化に向けて進んでいただきたいというふうに思っております。

ただ、宿毛市といたしましては、先ほど御説明させていただいたように、しっかりと準備を整えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 市長、御答弁の中で、一部取り組みとおっしゃっていましたが、もしこの場で、その取り組みの内容がお知らせできるようでしたら、お伺いしたいのですが。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

一部取り組みといたしますのは、高台の整備であるとか、それからまだ、当然事業化にはなっておりませんが、アクセス道であったりとか、そういったものに関して計画、そして一部については実行、工事のほうも進めているというところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） そうですね、その工事の中身がちょっと知りたかったのですが、その辺は、お答えによつての対応ですので、通告はいたしておりませんので、次回に持ち越ししたいと思います。

もちろん、国相手ですので、市長が一番もどかしいと思われる部分であろうかと思えます。一日も早いことを期待いたしまして、2点目。

前段の高規格道路を踏まえた56号線の道の駅についてを、お伺いいたします。

本年の3月議会、宮本議員の道の駅構想について、市長は56号線の考え方について、触れられました。私個人といたしましては、高規格道路からも、また一般道路からも、出入り可能な道の駅を期待しておりますが、市長の所見をお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

新たな道の駅の整備につきましては、議員御提案のとおり、高規格道路に隣接したサービスエリアのような形式で、なおかつ一般道からも出入りができる施設であれば、多くの方に利用される施設になるのではないかというふうに思っておりますが、本年第1回定例会でも答弁いたしましたように、道の駅のあり方といたしまして、2カ所に機能分担した施設を位置づけることができないかと、考えているところでございます。

1カ所目は、既存施設であります、現在のすくもサニーサイドパークを活用し、地元の新鮮な魚介類、水産物を使った料理の提供や、販売などができるフィッシャーマンズワープ的な、いわば道の駅のような施設として位置づけ、そしてもう1カ所は、市街地に人の流れをつくることのできる場所に、新たな道の駅として整備をし、そこでは地元の特産品の販売や観光の情報発信などを中心に、またそのほかの機能もあわせ持った、まちの核となるような、そういった複合施設として整備をしてまいりたいと思っておりますが、まずは、既存施設でありますサニーサイドパークの改修に向け

て、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 再質問いたします。

高規格道路の設定、完成を待っていたのでは置いてけぼりになりかねませんので。

サニーサイドパークは、平成3年、25年を経過しております。反面、中土佐の道の駅のように、高速から離れた場所でも成功している例もあります。

10月の土曜日、参りましたら、道の駅も大正市場も、多くの人手がありました。

サニーサイドパークについては、私もキャンピングカーやバイク、自転車、歩き遍路などの、安心安全の場所と、提案したこともあります。

フィッシャーマンズワープですか、サンフランシスコ、市長思い出の場所でもありますよね。そのときの御感想で、本当に楽しくて、食べ物がおいしくて、宿毛が懐かしかったとおっしゃっておられました。

市長御提言のように、なかなか両方一緒には難しい部分もあることも理解いたしますが、雇用を創設し、少子高齢化に対応するために、ここは市長、前倒しの予算を組んでも取りかかっていたきたいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

前倒しの予算と言われましたが、前倒しの予算かどうかというのは別にしまして、フィッシャーマンズワープ的な、海の道の駅ということで、先ほども御答弁させていただきましたが、サニーサイドパークの改修に向けて、現在も取り組みを進め始めているところでございますので、こちらについては、順次、改修に向けて取

り組みを進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） うれしいですね、楽しみになってきました。

続いて、3点目の交流人口についてをお伺いいたします。

先ほどの道の駅のように、人が動けば物も動き、交流ができます。

過日、開催されましたダットサンのイベントの状況についてをお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

志国高知 幕末維新博「竹内明太郎とダットサン」展示イベントにつきましては、地域会場であります宿毛歴史館の認知度を向上させ、誘客を図るとともに、株式会社小松製作所の創業や、早稲田大学理工学部の創設に尽力され、そしてダットサン1号車の開発に大きくかかわった竹内明太郎を顕彰する目的といたしまして、11月23日から26日までの4日間、宿毛文教センターで実施をし、車両展示につきましては、日産自動車所有するダットサン1号車や、吉田 茂元首相が所有していた、そして乗っていたロールスロイスを初めとする、貴重な車両全6台のほか、市内の自動車愛好家が所有をする3台を合わせ、計9台を展示をいたしましたところでございます。

イベント期間中には、初日に独立行政法人国立科学博物館の鈴木一義氏による「竹内明太郎とダットサン」と題しての、特別記念講演を行いまして、改めて竹内明太郎の偉大な功績や、ひとづくりの足跡を知っていただくことができたと思っているところでございます。

また、最終日に行いましたパネルディスカッションにおきましても、全日本ダットサン会の佐々木会長を初めとするパネラーの皆さんから、

貴重なお話を聞くことができ、さまざまな観点から、竹内明太郎とダットサンの関係を知っていただくことができたのではないかとこのように思っております。

このディスカッションに関しましては、私もコーディネーター役で参加をさせていただいて、非常に楽しかったディスカッションになったのではないかとこのように思っているところでございます。

このイベントの実施に当たっては、県内、県外のテレビ局やラジオ局、各新聞社のほか、全国で発売されているクラシックカー専門誌である「オールドタイマー」にも大きく取り上げていただくなど、本市の知名度の向上に、大きな効果があったと考えております。

そのほかにも、高松市や広島市の量販店では、電子看板をフル活用するなど、事前の広報活動にも力を入れさせていただきました。

このように、積極的に広報活動を行った効果もあり、4日間で市内外から延べ1,756名という多くの方々に御来場いただき、懐かしいとか、本当に来てよかった、また、すばらしいねなど、うれしい声を多くいただいたところでございます。

イベントといたしましては、一定の事業目的を達成することができたのではないかと、また、交流人口の拡大にも寄与したのではないかとこのように考えております。

なお、本展示イベントの開催に当たり、旧車を展示いただきました地元の自動車愛好家の方々や、そして日産自動車本社から、ダットサン1号車をお借りするに当たって、御尽力いただきました高知日産プリンス販売株式会社、また初日に出店していただきました、すくも漁協の栄喜女性部、本町商店街振興組合、4Hクラブ、宿毛市観光協会など、多くの関係者の方々に、この場をおかりいたしまして、心から感謝

を申し上げます。まことにありがとうございました。

以上のような展示イベントでございました。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 1,756名ってすごいですね。関係者の気遣いは大変であったろうと思います。

終了間際の5時ごろに参りましたら、まだ中までしっかり見なかったので、ぐるぐる回っているうちに、吉田 茂元首相のロールスロイスが、陸送のトレーラーに入るところでした。静かなエンジン音ですね。慎重な運転で、ナンバープレートの御紹介などもいただき、総革張りの内装なんかを見て、動くのをしばらく見とれておりました。本当によかったなと思いました。

公民館の方にお聞きしますと、いつもはお見えにならない方や、男性の姿が多かったと伺いました。

先ほど市長おっしゃったように、記念講演も、本当によかったと、お聞きになった方から伺っております。

先ほどの中土佐の件ですが、有名な神社や酒蔵、道の駅、町立美術館、大正市場、これを半日以上かかって、回りました。宿毛にあてはめますと、午前中の松浦議員の質問にありました、希望する奥谷画伯の記念館や、林邸、文教センター、宿毛小学校の校庭の記念碑や、梓公園、そういうところを回りながら、そしてサニーサイドパークを絡めて、しっかり周遊ができるのではないかと。交流人口もふえてくるのではないかと思います。

今後いろいろ御計画をしていただき、まず宿毛に来ていただきたいと思います。

続いて、4点目、子ども・子育てについてをお伺いいたします。

市長の公約でもありました同時入所、第2子

以降の保育料無償化についての、具体的な成果をお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の質問にお答えをさせていただきます。

この第2子以降の保育料の無償化についてもそうですが、現在、どうしても人口減少ということで、少子高齢化の波が当市にも押し寄せてきておりまして、そういった人口減少をストップをかけるべく、いろいろな施策を行っておりますが、そういった中で、先ほど来、御質問にもありました、充当人口という形で、よそからの人を、やはりこの宿毛市内に取り入れていく、そういうことが必要だというふうに考えております。

高倉議員から、先ほど御提案もありました、宿毛市の中をどういうふうに周遊させるのか、しっかりと、今、議論を進めておりますので、どこから人が入ってきて、例えば歩いて回るのか、それとも車で回るのか、いろいろなパターンを考えながら、そして来ていただいた方には、もう一度また宿毛に来ていただきたい、来ようと思っただけ、そんな宿毛市をつくり上げていきたいと思っておりますので、どうかお力のほど、おかし願いたいと思っております。

それでは、お答えをさせていただきます。

同時入所の第2子以降の保育料の無償化につきましては、子育て世代応援事業といたしまして、平成28年度より実施をしているところでございます。

事業開始より、まだ2年弱しか経過しておりませんので、具体的な成果を数字で申し上げることは非常に難しいところではあります。何点か申し上げますと、平成28年度実績での無償化に伴う保育料軽減額は2,042万1,000円、同年度末の対象児童数は122名となっております。

また、事業開始以前、及びその後の各年度4月1日現在の就学前年齢の人口数や、認可保育所及び認定こども園の在籍児童数については、現在も微減が続いており、出生数の増加や、人口増にまでには至っていない現状でございます。

ただ、年度途中での低年齢での入所児童数については、増加傾向にあり、特にゼロ歳児につきましては、事業開始以前の平成26年度が26名、平成27年度が32名に対し、開始後の平成28年度は39名、平成29年度は、12月1日現在で41名と、既に前年を上回る状況となっており、第2子以降の対象児童も多く含まれているところでございます。

こういった現状を見ますと、子育て世代の早い段階での社会復帰の手助けや、教育、保育に係る費用の軽減に、一定の効果があるものと考えているところでございます。

先日、政府の政策といたしましても、平成32年度より、幼児教育の無償化の全面実施が閣議決定されたところですが、今後も、そのほかの政策とあわせて、経済的支援だけではなく、多様化するさまざまなニーズに沿った子育て支援に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、しっかり成果があらわれていると思います。

国の審議会に、中平市長、呼んでいただけたらいかがですか。いっぱいって、どんどん提案、提言していただきたいと思いますね。

それで、子育てするなら宿毛でと、今後も大いに期待いたします。

5点目のホストタウンについてを、お尋ねいたします。

自転車の、オランダの金メダリストがお見えになりました。12月の広報の一面を、笑顔で飾っています。

今回のホストタウンについての御説明を願います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ホストタウンにつきましては、国において、2020年、東京オリンピック競技大会、東京パラリンピック競技大会の開催に向けまして、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国、地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図る地方公共団体をホストタウンとして、全国各地に広げているもので、平成27年9月に、ホストタウン推進要綱等が決定され、その取り組みには、地方財政措置がされることとなっているところでございます。

本市は、オランダを相手国といたしまして、本年7月に高知県に追加する形で登録を受けており、本年7月現在のホストタウンの登録数は、全国では179件となっております。

このたび、先月21日から今月2日までの間、オランダ自転車女子ナショナルチームが、本市初めとする県西部でのトレーニングキャンプを実施することが決定をし、高知県と連携しながら、キャンプ期間中の選手の支援や、選手との交流事業等を実施し、本市のPRも行ったところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問いたします。

市長みずからは言いにくかったと思いますが、多分、尾崎知事より、自転車のことなら中平市長にと見込まれて、だと、私はそう判断いたしました。

婦人会も、1枚のレシピを頼りに、オランダのエルテンスープのおもてなしに挑戦いたしました。

味わったことのない料理でしたので、一抹の不安はありましたが、おいしかったと、オランダの方が3回おかわりをしていただいたそうです。それが社交辞令でなかったんだなと思って、料理をしていただきました婦人会のメンバーを、誇りに思っています。

今後の具体的な取り組みについて、市長の思うところをお聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本当に婦人会の皆様方には、大変お世話になりました。また、すくも湾漁協の栄喜のほうの婦人部の方々にも、お世話になったところがございます。

本市とオランダとの間におきまして、現在は、自転車でのかかわりが主ではありますが、ホストタウン登録時に作成しました高知県、そして宿毛市交流計画では、スポーツのみならず、農業分野や、そして経済分野での交流など、さまざまなメニューがありますので、高知県と連携を図りながら、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、今回のオランダ自転車女子ナショナルチームの2020年オリンピック開催までの事前合宿等をしていただけるよう、調整を今、しているところでございます。

先ほど、議員のほうからも御紹介ありましたが、今回は、前オリンピック、リオオリンピックの自転車女子ロードレースの金メダリストのアンナさんも来ていただいたということで。それから、オランダというのは、やはり自転車大国でございますので、非常に強い選手がたくさんおられるという中で、2020年の東京オリンピックのメダル候補の方々に来ていただいているということでございます。

しっかりと、こういった方々とのつながりを深めていく中で、今後のそういった産業である

とか経済であるとか、そういった分野でのオランダとのつながりをつくってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、ぜひお願いしたいところです。

いろいろ伺いました。先ほども言いましたが、ここというところは、債務負担行為をしてでも、数年計画で実行してはいかがでしょうか。

草野 仁さんは、講演の中で、何かことをなすときに、年齢は阻害ない。その年が適齢期。途中でやめない、諦めない、とおっしゃいましたが、もちろんそのときは、年齢に関してのお話でしたが、これを時間としてとらえれば、市長も私も、普通にいけば任期が限られています。これは大きな阻害になると思います。

手を打つべきときに打ち、先を見通した計画、実行が必要ではないか。改めて中平市政の宿毛創生の心意気をお聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

思いということでございますが、一つ一つをしっかりと積み上げていって、そして、大きな成果を得られるよう、これからも頑張ってもらいたい、そのように思っております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） では、2項目めの英語の教育について、教育長にお伺いいたします。

2025年の概要と、今後の進め方、お考えをお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、6番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

平成32年度から実施をされます新学習指導

要領におきまして、英語教育はどのように変わっていくのかという御質問であろうかと思えます。

小中学校の新しい学習指導要領につきましては、小学校が平成32年度から、また中学校は平成33年度から、全面実施となります。

その中で、外国語教育につきましては、小学校で大きく変わっていくこととなります。

具体的には、現在、五、六年生で外国語活動として行っているものが、三、四年生で行われることとなり、五、六年生につきましては、外国語の教科としての授業が行われることとなります。

また、時間数につきましても、三、四年生が週1時間の年間35時間であるのに対しまして、五、六年生につきましては、これまでの年間35時間から70時間に、大幅に拡大されることとなります。

中学校につきましても、基本的な方針はわかりませんが、時間数の増加でありますとか、あるいは指導する単語数の増加が示されているところでございます。

宿毛市におきましても、今後ますますグローバル化していく社会の中で、子供たちが自分の夢や志の実現を目指してたくましく生きていくためには、英語教育は非常に重要なものというふうに認識をいたしております。

このため、本年度は外国語コア・エリア実践研究事業、これは県の教育委員会の事業でございますけれども、指定を受けまして、教員の外国語活動の指導力の向上に努めているところでございます。

また、今年度から、外国人の英語指導助手を2名から3名に増員し、子供たちが外国語に触れる機会をふやす取り組みも行っているところでございます。

平成32年度に、新学習指導要領が全面実施

されるまでの期間は、国から既に先行実施期間と位置づけて、年15時間の外国語活動の時数確保について要請をされているところでございますけれども、宿毛市におきましては、新学習指導要領が全面実施になってから対応するのではなく、来年度から全面実施の時数を確保して、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

了解いたしました。来年度からということで、ちょっとだけ、追いつきましてね。

ただ、答弁の中にもありましたが、それが、了解しましたが、なかなか私は英語の部分が理解できておりません。

去る10月15日、「早期英語教育の進め方、学校と家庭連携を通して」との演題のもと、高知大学名誉教授 那須恒夫先生の御講演がございました。

これは、高知大学出前講座で、教育委員会は共催、生涯学習課の担当でしたね。

内容の違う5回の講座で、最後の、釣りの浜ちゃんこと黒笹慈幾さんのときには、原田議員も参加されておりました。

英語の話に戻りますと、市民クラブで、多言語に対応できるのは山戸議員だけです。教育長の概要の説明の件、了解いたしました。先ほども言いましたように、私は英語を理解しているわけではありません。

その私が、先ほど御紹介申し上げました那須先生のお話を伺い、学び直しができないのではないかと思います。わかりやすく、実行しやすい方法でした。

私のように英語が話せないと心配している保護者の方々に、ぜひともお聞きいただきたいと

思い、那須名誉教授に依頼を申し上げたところ、了解をいただきました。

文教センターの利用が多く、来年1月8日、期日も事前に設定してのお願いです。日にちを決めた上の一方向的な依頼に対して、また保護者と子供さん、一緒にお話しいただきたいという、対応しにくい内容に対しても、御了解をいただきました。

DVDや事例をもとにした、わかりやすい内容です。年を改め、新学期の前、そして成人式の祝日、お子様の未来の第一歩にふさわしい日に、市民クラブは学習会を開きます。

少し見にくいですが、講座のときの先生の、これですね。まだ、先生からテーマはいただいておりませんが、テーマをいただき次第、チラシをつくり、皆様に御案内したいと思います。

保護者の皆様、お子様、市民の皆様、この場をおかりして御案内申し上げます。ぜひとも御参加ください。もちろん無料でございますから。

目からうろこのお話です。高い教材を買わずにも、英語ぺらぺらのお子様を育てるのは、保護者の皆様です。

前置きが長くなりましたが、今回の出前講座、私個人の意見で申しますと、ヒットだと思います。よくアンテナを張っていたなと思って、皆さん頑張っているのです、ここだけ褒めるわけにいきませんが、よくやったなと思います。

そこで教育長、先ほども少しお話がありましたが、もし保護者とか、子供さんに直接、このような対応ができるのかどうか、またどこかにそういうことをお考えなのか、お教えてください。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、6番議員の再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、小中学校の児童生徒だけでなく、保護者の皆様を初め、市民の皆様が、これからの時代、英語というのは重要に

なってくるんだと、そういう認識を持っていたくことは、子供たちの教育上からも大変重要なことであるというふうに、私自身も認識をいたしているところでございます。

そういった中で、議員からお話がありましたように、過日、高知大学のほうの大変な御尽力をいただきまして、生涯学習課のほうで、そういった情報収集をする中で、実現したことでありますけれども、非常に少ない予算で5名の先生方に来ていただいて、大変、それぞれの分野のお話をいただけたと、大変ありがたいことと思っております。

教育委員会といたしましても、こういう大学等の全面的な御協力がいただけるような事業が、またこれからもありましたら、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、英語教育に限定したものではございませんけれども、保護者の皆様への学習の機会の提供といたしまして、現在、宿毛市小中学校PTAの女性役員が中心になって、組織をしていただいております、宿毛市家庭教育推進協議会という組織がございますけれども、こちらに対して、教育委員会のほうから、委託事業として、そういった講演会事業等を行っております、各学校等におきまして、家庭教育講演会が実施をされているところでございます。

具体的な講演の内容につきましては、それぞれの学校等の関係者で御協議をいただき、開催をしているところでございますけれども、議員御指摘のような、英語学習に関する講演会の開催でありますとか、あるいは講師の先生等について、御相談をいただければ、教育委員会としても、できるだけの協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） ありがとうございます。

非常に安心できるというか、ほっとした部分がございます。

市長、ダンケルです。これ初めて教わりました。通訳の方が、書いていただきまして、ありがとう、ダンケルって書いて。その言い方が合っているかどうかはわかりませんが、そういうふうな感じでいただきました。

オリンピックまで数年です。先ほど、市長のその辺に対するお考えとか、また英語教育のこととか、できれば少しでも自分も努力して、オリンピックまでに、ダンケル以外の言葉を、ちょっと勉強してみたいなと思います。

市長、教育長、それぞれお立場やお役目の違いはあろうと思います。でも、市民の幸せ、子供の幸せは同じ願いであらうと思います。今後の多くの問題に対して、連携を怠ることなく、対処、対応していただきたいと希望いたしました。質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（山上庄一君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時43分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時56分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 5番の山本です。年の最後の議会ですが、5項目ほど質問させていただきます。

きのう、香南市の追悼式に行っていて、ここ67年で、保安隊からあるんですけども、陸・海・空合わせて30柱の御霊が殉職されたということで、高知県だけですけれども、この隊員が、我が国の平和と独立を守るために、日夜訓練した上での殉職でございました。

見送りに行ってきたところですが、若干の疲

れがありますので、かむかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

まず、第1番目に、林邸の改修事業について、質問させてもらいたいと思います。

世情において、高額の事業に疑問を呈する声が聞こえますけれども、私は改めて調査報告書を読ませていただきました。分厚い資料を、わざわざつくってくれたんですけども、かいつまめば、林邸は、明治22年に建築され、自由民権運動の幡多郡の本部となった建物で、幕末から近代初期の接客中心の和風、洋風、社寺等の建築様式を取り入れた、高知県内はもとより、全国でも貴重な文化財建築物だそうであります。

また、3代にわたり大臣を輩出した邸宅としても、知られております。

そこで、3点ほど質問させていただきますけれども。

私、老婆心ながら、台風が来たら、直撃したら飛ぶのではないかなという危惧をしておりますが、その時期は無事に過ぎたようであります。

現在の工事の進捗状況はいかがになっておりますか、お知らせください。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

本年9月から施行しております林邸改修工事につきましては、9月、10月と続いて台風が本市に接近をいたしまして、また、長雨が続くなど、工事への影響を懸念しておりましたが、これといった影響もなく、安堵したところでございます。

その後につきましても、担当課より計画どおり施行中との報告を受けております。

工事は、今後、中盤を迎え、そして後半の仕上げの工事となる内装工事、しっくい塀などの外装工事、庭等の外構工事を行うこととなって

おります。

今後におきましても、計画どおり進捗するよう取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 予定どおり、年度末の完成が見込まれるということで、安堵しておりますけれども。

市井では、投入金額の多寡が議論されております。いま一度、市長の口から、本事業の目的、意義について、御説明願いたいと思っておりますが、お願いします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

この林邸は、林 有造、林 譲治、林 道の親子、孫の3代にわたって大臣を輩出した政治家の家でありまして、これだけの規模の、歴史的な住居建造物は、宿毛市内ではもちろんのこと、高知県内にも残されておられません。

これまでの経緯を少し御説明させていただきますと、築後100年以上が経過し、老朽化が著しい状態となっていたことから、平成16年6月には、……から、宿毛市議会に対しまして、林邸の保存について、7,464名の保存署名簿を添えて、陳情書が提出されております。

そこには、林邸が築100年を超え、歴史を漂わせ、高く評価されるべきこと、また3代にわたって大臣を輩出した政治家の家として、非常に貴重であること。そして、次の世代に豊かなまちづくりの糧として、また地域の活性化の拠点として、保存してほしい旨の陳情がされておりました。

このことを受けまして、市議会では、平成16年6月議会から継続審査を行いながら、慎重

に審査した結果、平成17年3月議会におきまして、林邸が歴史的、文化的に重要な建物、建造物であることについては異論がないが、市の厳しい財政状況を考慮すると、安易に経費の支出を求めることはできないの認識で一致することとなり、陳情の趣旨を尊重し、全会一致で趣旨採択という決定をしております。

このたび、林家関係者や、また隣接地権者の皆様の御厚意によりまして、土地と建物を市に寄附していただくこととなり、また、高知県による、皆さん御存じのとおりではあります、「志国高知 幕末維新博」の開催に伴う補助率3分の2という、非常に有利な県補助を活用できることとなったため、今回の改修工事を実施する運びといたしました。

現在、この林邸を、来年3月末の完成に向けて改修を行っており、完成後は、観光振興や地域活性化の拠点となるだけではなく、宿毛の歴史や文化を広く知らしめる場所として、十分に活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） よくわかりました。

宿毛は歴史のまちといえますか、古くから活躍した人たちもおられますし、そういう意味では、有名なところではありますけれども、遺跡として、貝塚ぐらいしか残っていなかったということで、この林邸一つでも残すということは、現代に住む我々としての使命としては、打倒なものであるというふうに、私も評価する一人でございます。

いいものができ上がって、さらにはその林邸の意義が、津々浦々まで周知されることを願ってやみません。

これは今、説明がありましたように、3分の2の交付金が出ると。2億ですか、の交付金が

おりてきているわけですが、いわば、ある種の公共事業の一つであろう。

先ほど申されましたように、幕末維新博がなければ、この交付金はおりにこなかったということですので、ある種の交付金主体の公共事業ではないかなと思っております。

この事業が、少なからず宿毛経済にも影響を及ぼしてくれるのではないかと期待するものですが、そこら辺の見通しについて、市長の御見解をいただければと思います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

3分の2には補助という形で、県のほうからいただいているということでございます。

林邸改修工事につきましては、勇・富士特定建設工事共同企業体が施工しております。

本工事にかかわる市内業者も多く、例えばですが、解体工事であるとか、塀工事、大工工事、基礎工事、それから屋根の工事、またガス工事、水道工事、電気工事など、さまざまな業者が関係をしておりまして、当然、その経済効果もあるというふうに思われます。

完成後におきまして、観光客を初めとする交流人口も増加すると考えておりますので、宿泊施設を初め、飲食店や小売店など、さまざまな経済効果がもたらすものと期待をしているところでございます。

なお、林邸の改修は、先ほどお答えしましたように、経済効果だけではなくて、議員のほうからもお言葉をいただきましたが、先人たちが残してくれた歴史や文化を、次世代を担う子供たちにつなげていくために必要な事業であると、そのように考えているところでございまして、しっかりと活用をしてみたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） なるべく多くの市民の方に御理解をいただく事業としていければよろしいかと思っておりますので、あえて質問させていただきました。

この件は、これまでにおきまして、次に、空き家対策の現状について、お伺いしてまいりたいと思います。

6月議会で、空き家等対策計画に基づいて、空き家等の調査を行っているという発言がございましたので、現在の調査の進捗状況をお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

調査の進捗状況ということでございます。

外観目視による全戸調査が完了し、固定資産台帳との突合による、所有者等の調査もおおむね完了したところでございます。

その中で、老朽危険度が高いと思われる案件について、その所有者等に対し、まずは当該空き家の現状をお知らせすること、所有者の認識、権利関係の確認、今後の管理の方針、意向などの把握を目的といたしまして、現況写真をつかまして、通知文書を発送し、連絡をとり、空き家データベースを整理しているところでございます。

また、固定資産台帳で、所有者等が確認できない案件について、現在、戸籍情報等による調査を実施し、判明した案件から、同様に状況把握通知を随時発送していく予定でございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 順調に調査が進んでいるというふうにお伺いしました。

私は、この現行法令は、どうも性善説に立っているなという気がしてなりません。

それはそれでよろしいのですけれども、私、最近知り得た情報として、宿毛市の古い建物には、かなり未登記家屋が多いというふうな認識であります。未登記ではありますけれども、市民の皆さんの良識と、宿毛Gメンの活躍によりまして、税はしっかりと徴収しているようであります。今後、懸念されることは、特定空き家等につながる話ですけれども、相続放棄ということに直面したら、どうするのかというのが、非常に危惧するところにして、相続人不存在から、相続財産法人の成立となって、国庫へ帰属するという流れになっていくわけです。相続しなければですよ。

そうすれば、この空き家の撤去費用、国庫に入った空き家については、国が撤去費用を出すのか。かなり問題点が、現行法令にはあるのではないかなという危惧をしているのです。

そこから辺、どういうふうな認識をお持ちでしょうか。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

所有者等調査を進める中で、議員のおっしゃるとおり、老朽家屋になればなるほど、所有者が不明になっているものや、また相続人不明、相続放棄など、さまざまな課題に直面しているところがございます。

これまででも、対応等につき、個別に顧問弁護士に相談するなどしてまいりましたが、非常に困難を極めているところでもございます。

今後は、6月議会でも答弁しましたとおり、こういった案件の対応も含め、空き家対策の方向性などを協議検討していく場としまして、専門家等も交えた協議会の設置を、早急に検討してまいりたい、そこで議論してまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） その協議会については、専門家の方を入れた、今、たしか関係課長の協議会になっていると思いますが、ぜひその方向でやられたほうが、より客観性を保てるのではないかなと思いますので、御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、このケースを例題といたしまして、与えられた国からの法律、県からの条例とか施策等を、受け皿になっているわけですが、現状をよしとすることなく、問題点はないのかということ、常々に問題意識をもって取り組むということが必要だろうと思っています。

その問題意識があって、自分たちの市の中では対処できない上位令達や、それに頼らざるを得ない場合は、どんどん上に意見具申していくべきだろうと思います。

老婆心ながら、私はそう思っていますので、所見だけ述べさせていただきます。

次に、宿毛の財政について、お伺いいたします。

先の28年度の決算内容等を報告をいただいている中身で、宿毛の財政状況は必ずしもかんばしくないといいますか、横ばい状態ではないかというふうな御所見が、各課からあがってきていたわけですけれども、28年度の決算報告書の指標を見ますと、市民税は26年から28年にかけて、2,000万円増なのです、市民税は。

税が2,000万円といたら、所得は、単純にいうと2億ぐらい上がっているのではないかなというふうな感じで思うわけですけれども、宿毛市の人口は減少傾向にあるわけでしょう。ということは、労働人口も下がってくるのではないかなと思うわけですけれども、市税は伸びているわけです。

他方、法人住民税というのがありますが、法

人住民税は2,000万円減少しています。それは、何か担当課から聞きますと、税率が変化したというふうなお話を受けたんですけども、そんなに企業倒産とか、そういうのがなければ、その税率によることが多いんだろうとは思いますが、総じて宿毛の現在の財政状況、国のほうは、右肩上がりの修正を出しているわけですが、若干でも右肩上がりになっているかどうかの御所見をいただきたいと思います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

当市の経済状況をどう見ているのかという御質問でございますが、まず、国におきましては、先日、11月5日ですが、民間信用調査会社の発表によりますと、国内景気は6カ月連続で改善、今後も好調な外需に加え、内需の持ち直しも期待されることから、回復傾向が続くことが見込まれているということでございます。

その一方、日銀による9月の企業、短期経済観測調査においては、四国4県、景況感ほぼ横ばいと報告がされているところでございます。

宿毛市に目を向けてみますと、議員が言われるとおり、法人市民税につきましては、税率の引き下げ等により、減少しているものの、個人市民税におきましては、ここ数年、納税義務者数は横ばいで推移しながらも、総所得金額、中でも給与所得金額がふえていることが、税収入の増加につながっておりまして、市内の景気は堅調に維持されている状況が見受けられると思っていけないか、そのように思っております。

ただ、実感として、まだまだ職種、業種によっては、厳しい状況が続いているものと認識しておりますので、今後ますますの、市全体の活性化を図っていく必要があると考えているところでございます。

先ほど、人口減少という話はありませんが、

ただ、仕事の方がふえていますので、仕事をされる方、数は横ばいという状況ではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 明るい未来を感じます。やや右肩上がりという、格差の問題がずっと続いているわけですので、地方は地方としても、負けじ魂でくらいついていくというふうな気概をもって、市の健全化に向けて、あるいは発展に向けて、御努力いただきたいと思っております。

ところで、充足率について、御質問させてもらいたいのですけれども。

先般、尾崎知事は、総務大臣が来県されたときに、人件費を削減して基金に回しているというふうな発言があったやに報道されました。

宿毛の充足率はどんなものでしょう。

ちなみに、自衛官の話をして申しわけないですが、自衛官は充足率93%ぐらいです、今のところ。それで、100%ないと、部隊は回らないのですが、実際はですね。93%に抑えられているということは、財務省の人件費削減の政策で、そういうふうになっているわけですね。

参考までに、宿毛市としては、100%近い充足率で、今、市政は運営されているのでしょうか。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 少し確認をしますので、時間をいただきたいと思っております。

○副議長（山上庄一君） この際、休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時22分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（中平富宏君） その質問に対しましては、担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○副議長（山上庄一君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、山本議員の質問にお答えします。

定数に対する充足率は何%かという御質問であったかと思えます。

条例上の定数は、市長部局以外も含めて、現在438名となっております。それで、現職員数については、307名ということで、単純にこれを充足率という形で計算しますと、70.09%にはなります。

ただ、定数条例については、上限を定めているものでして、国におけます、毎年、定数管理につきましては、宿毛市の28年4月1日現在で、一般行政職の宿毛市の定員数の標準規模については、国の170名に対して、宿毛市の一般行政職員は215名となっております。差引で、単純で45名、国のモデルとする人数より45名、現在多いような状況です。

これの主な原因につきましては、直営である公立の保育所を多く抱えているということと、県内唯一の離島を抱えて、職員配置をしないといけないという事情が、大きく影響している状況でございます。

以上です。

○副議長（山上庄一君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 総務課長、御出席ありがとうございます。

今、御説明いただいたところをかいつまむと、100%は切っていませんよということによるのですかね、理解としてはね。

それはそれでいいんですけれども、人件費を落とすために、充足率を下げますと。基本的に残業時間がふえて、労働環境は悪化するんです

ね。そこら辺のことを鑑みて、なるべく定数どおりの運用をされたほうが、よろしいかと思えます。

自衛隊の船も、海幕等を入れて、上級司令部のところは本当に雑多な仕事をやっていますので、120%ぐらいの充足率で、精いっぱいやっているんですね。

ところが、その分、部隊の船は充足率75とか80なので、3直編成が組めない。1週間の戦闘したら、隊員がぐたぐたになるというふうな状況になっていきますので、なるべく財務省出身の尾崎知事も、人件費を削減せずにやってもらえれば、高知県もスムーズにいくんじゃないかと思えますが。余談です。

もう一つ、宿毛の経済状況について、直結した話ではありませんが、最近、カメラ大手の某社は、海外に展開していた事業、生産工場等を、全て国内に引き上げるという方針を決定されたようです。

豊後水道の対面の県にもってくるような話をお伺いしました。

これは、海外での気候変動による洪水等の災害や、宗教対立等にくる紛争、そこら辺のリスクが高まってきたということで、リスクの少ない国内に引き上げるという動きが出てきたんだなというふうに捉まえておるんですけれども、この動きが、その一つの企業だけではなくて、多くの企業がそういうふうになってきますと、我々と申しますか、市が今やっております企業誘致も、新たな視点を持って、これを取り組む必要が出てくるのではないかなということで聞くわけです。

航空輸送に依存でき得る軽薄短小の製品の工場等は、空港の近くが最適なわけですけれども、重々量の生産をするものであっては、船舶輸送に頼らざるを得ないということになりますので、しめたと。宿毛には4万トン岸壁があるぞとい

うことで、地の利を得たりということになるのかと思います。

以前、質問を兼ねて紹介いたしました日本プロジェクト産業協会、いわゆるJAPICの海底資源事業化委員会の提案だと、平成31年度から海底資源の掘削の事業展開が、あるいは事業展開に向けた実証作業が始まるという線表が引かれておりますので、以前、ここら辺にはアプローチかどうかという御提案を申し上げた記憶があるのですが、多分、まだ行かれていないと思います。

しかしながら、あらゆる可能性を考えて、当たって砕けろの精神がないと、この誘致活動はなかなか成就しないだろうと思います。

中長期の、先ほど言いましたような企業が返ってくるというふうな方向性が、もし見定まったならばということも踏まえまして、今後の中長期の企業誘致活動にどんなビジョンをお持ちか、お知らせください。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市の宿毛湾港工業流通団地への企業誘致の取り組みにつきましては、県、市が一体となっていて、これまでも取り組んでいるところでございまして、大変厳しい状況ではございますが、本年7月には水産加工業の株式会社土佐西南丸の進出が決定をし、来年3月には操業開始が予定をされているところでございます。

今後におきましても、引き続き、企業誘致に取り組んでまいります。山本議員からの生産拠点を、海外から国内に戻す企業の誘致との御提案も、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思っております。

当たって砕けろというお話もありました。企業誘致だけではなくて、いろいろなことに、現在、当たっているところでございまして、議員

御指摘の点についても、しっかりと取り組みをしてみたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 宿毛市のポテンシャルなところを存分に引き出して、高めてまいりましょう。

次に、機構と安全保障について、質問してまいります。

2006年に、最初に言い出したのは英国の外務大臣の方が、気候変動の影響が、安全保障に影響するという論文といいますか、国連でのステートメントの端緒としております。

すなわち、対策をとらなければ、気候変動による干ばつ、砂漠化による食糧難等から、大量の移住や内戦が起き、世界情勢は予想不可能な状態になるという見通しを出した米国人の報告書があります。

チュニジアで起きた民主化運動、御存じのとおりですが、2010年から11年のアラブの春と呼ばれた運動も、気候変動に伴う洪水、干ばつ、熱波による食糧不足が民衆発起につながったといわれています。

さて、地球は10万年単位で、氷期と間氷期を繰り返しておりますけれども、大気中のCO₂濃度は、氷期は180PPMと低く、間氷期は280PPMぐらいだそうです。人類が産業革命で得た知識からは、このPPMはふえ続け、現在は400PPMまでふえているそうです。

地球温暖化は、日本でも影響が出始めております。台風の勢力は、海水温が25度までは発達してくるというふうにいわれておりますけれども、その海水温25度の海域が北上してきておまして、北緯25度から27度ぐらいまで、約120マイルぐらい北限といいますか、25

度の海域が上がってきたと。

これは何を意味するかというと、勢力を増強しつつ、あるいは保ったまま、台風が沖縄のみならず、九州、四国方面にも接近する可能性が高くなったということでもあります。

また、北海道では、逆においしいお米がつかれるようになったと言われてはいますが、他方、九州では、稲が実らない、不稔という現象が起きているようです。

宿毛のこしの米も、1反当たり7俵ぐらい、いつもとれていたところが5俵ぐらいになったという、農業者からのお話も聞きました。

これも、温暖化の影響といいますか、気候変動による影響が出始めているのではないかなど、危惧しているところでもあります。

また、水温の変化は漁業にも影響が出るでしょうし、氷河が溶けて海面が上昇するという流れが続きますと、海拔1メートルぐらいしかない東京の歓楽街や、大阪の街なんかは、完全に水没をする可能性もできるわけですね。

南の島々だけではない状況です。それから、海岸を持つ宿毛市としても、高潮警報の注意が、今まで以上に高まってくる。脅威が高まってくるというふうに認識できるものと思っております。

この地球温暖化に対して、これは国レベルの話ではありますが、宿毛市としては、どんな取り組みがあるか、どんな計画があるかをお知らせください。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、近年、気候変動により、農水産物や、そして台風の勢力など、自然環境や生活環境にさまざまな影響があるものと考えられております。

一方、国連気候変動枠組条約第21回締結国

会議、これCOP21でございしますが、こちらで採決されたパリ協定などを踏まえ、政府は我が国の地球温暖化対策を、総合的かつ計画的に推進するための計画である地球温暖化対策計画を、平成28年5月13日に閣議決定をしています。

地球温暖化対策計画においては、地方公共団体に関しても、その基本的な役割を講ずべき措置等に関する基本的事項が定められており、1といたしまして、地域の自然的社会条件に応じた施策の推進として、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し、実施するよう努めることや、2といたしまして、みずからの事務及び事業に関する措置として、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定し、実施することとされています。

本市では、現在、市民の皆様や民間企業などを含めた区域施策編の実行計画は策定しておりませんが、平成24年度を基準年度とし、宿毛市地球温暖化対策実行計画を、第2次計画として策定し、平成26年度から5カ年で温室効果ガスを5%以上削減することを目標として、地球温暖化対策の推進を図っており、毎年度、排出量を算定し、検証を行っています。

削減の取り組みといたしまして、エコカーの導入推進や、新たな施設を初めとした太陽光発電施設や、LED照明の導入などを進めているところでございます。

また、日々の省エネ対策といたしまして、エアコンの定期的な清掃や、温度設定、そして昼休み時の消灯、グリーンカーテンの設置、エコ通勤の日などに取り組むなど、できることから取り組みを進めております。

今後も、本市における地球温暖化対策に係る意識の向上につながるよう、努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいた

します。

○副議長（山上庄一君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 国のほうからも、指導といえますか、方向性を示されているということですが、市の執行部として何ができるか。それから、宿毛市全般として何ができるかということ、よくよく考えていかなければいけない時期にきたということになろうかと思えます。

日本は、原発停止を受けまして、石炭でこれをカバーしようとして、約40基ぐらいの計画があるのですけれども、既に4基が完成といえますか、着工したというふうに言われています。

世界からは、温暖化に逆行する話になりますので、ひんしゆくをかっているのが日本の現状です。

今、市長が言われましたように、市としても、再生エネルギーの方向性にかじを切って、例えば、市民の方も、かなりの数の方が購入を始められたようですが、電気自動車に公用車を切りかえていくとか、そういう方向性があればいいのではないかなと思えます。

余計なことを申しますけれども、例えばふるさと納税を使って、その切りかえを進めていけば、納税者の方から見れば、宿毛市に貢献したと同時に、温暖化にも寄与しているということで、自尊心が高まるのではないかなと思えますので、そのふるさと納税の使い方にも、効果的な使い方にはなるなというふうな私の意見で、申し添えさせていただきました。

次に、自衛隊誘致と周辺情勢ということで、ちょっと長くなりますが、お聞きください。

北朝鮮情勢は緊迫度が増してまいりました。在韓の日本人は、約6万人、韓国におるといわれております。

同盟国のアメリカ人が約3万人、我が国が最初に取りかかる命題は、この9万人の命を、どうやって引き揚げさせるかということですね。

安全な場所に移すかというのが、大きな、我が国の命題になろうかと思えます。

NEOのノンコンバタントイベキュエーションオペレーションという言葉があります。これは、さきにJアラートを6月に、早目に出させてもらいましたけれども、それと同じように、今後着目される言葉ですので、片隅に置いておいてもらいたいと思えますが。

非戦闘員の救出作戦といえますか、そういうことであります。紛争前はかなりゆったりした時間でありますと、民間の航空機や船舶を活用して、韓半島から引き揚げさせるということになろうかと思えますが、引き上げてどこに収容するのかというのは、非常に大きな命題なわけですね。

あちこちの体育館を活用しなければいけないとか、例えば九州全土の学校の体育館等を活用しないと、これは収容できないのではないかなというふうな感じではあるんですけれども、そういう救出活動が大事なんです。

それから、紛争間近になりますと、これは民間の航空機、あるいは船舶での救出は、もう困難です。危険度が高いということで、これは軍作戦になってくるわけですね。

そのような紛争状態下では、軍の行動になるうとは思いますが、ここで考えなくてはいけないのは、そのような時代になると、難民が出てくるわけです。

我が国、あるいは同盟国、あるいは友好国の人間だけではなくて、韓国の人たち、あるいは北の人たちも、難民として入ってくるわけです。

したがって、自衛隊のみならず、海上保安庁等の船舶は、全て日本海側に張りつけになる可能性が高いと思われます。

私たちがここで心しておかなければならないのは、海からのテロリストや、あるいはゲリラコマンドの侵入があったら困るなということ

す。

正面に立つ、先ほど言いました海上自衛隊だとか、海上保安庁の勢力が北のほうに集中的に行きますと、手薄になってしまうわけです。

江戸時代の寛政時代に三奇人の一人で林 子平というのがいるのですけれども、これの「海国兵談」という書物の中に、海は攻めがたきもあり攻めやすくもある。攻めがたきの代表は、元寇の役で、二つの役が、全て、台風で船が難破したということで、我が国は助かったわけですが、攻めやすきは、例えば順風に乗ってきますと、東シナ海、わずか一日で来るわけですね。昔の時代でも。

ですから、海には両面があるわけですが、海を抱える自治体としては、海から来る可能性のあるものに対する備えも、心構えとしては持っておかなければならないのではないかと。

昭和59年、60年、私の経験したことですけれども、日向灘沖で不審船が発見されました。片一方の船のほうには、日本船舶の漁船の名前が書いてあるのです。反対側には、ハングル文字が書いてあるんです。同じ船ですよ。

この船、変だぞということで通報したのは、漁業の方です。

これが海上保安庁に通報して、海上保安庁がこれを追跡始めました。

外務省、私いたんですけれども、これどうするかということで、国の方針を聞くということで、海上保安庁から来たんですけれども、外務省は、直ちに拿捕ということで指示を出したけれども、当時はまだスティンガンを持っていたら、打たれたらやられるということで、接近をしては離し、接近をしては離しということで、とうとう逃げられてしまったんですけれども、そういう事案が、そういった防備する、なくなったときには、来る可能性があります。

今言いましたように、情報の共有は、これは

沿岸海域にいる人たちは、同じ情報下に入ったほうがいだろうというのが私の意見でして、市や警察、海保、漁協、これらの間で情報を共有できるネットワークを組んでおく必要が、僕はあるなと思っているのです。

これは、私が名前をつけたのですけれども、ローカルエリアインフォメーションネットワークといいまして、全国の話ではありませんが、沿岸を持っているところでは、同じ情報を共有しておきましょうよということをしてもらったほうが、そういった情報がお互いに連携プレーがとりやすいですので、いかがなものかと提案しますけれども、どうですかね。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

非常に、どうお答えをしようか考えながら、立たせていただいておりますが。

いろいろと詳しい情勢等の説明もいただきました。また、私自身も、北朝鮮の情勢など、非常に日本周辺におきましても、緊迫した情勢も続いているというふうに思っておりますし、また、海からの、いろいろな、海に接した自治体だからこそ、いろいろと気をつけないといけないことに関しても、今、いろいろ御説明をいただきました。

ローカルエリアのインフォメーションの、そういった自治体同士の、これからともに取り組んではどうかということでございます。そういったことも含めまして、いろいろとこれから調査研究もしながら、また取り組みもしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 実は、防災の観点でも、これは非常に有効に、役に立つようなネットワークになるかなと思っています。

実は私、現役のころは、徳島で知事から相談を受けて、この提案をしたことがありまして、徳島は多分、つくったのではないかなと思うのですけれども。海岸線沿いのエリアについてですね。

参考までに、気にとめておいてもらえればありがたいなと思います。

最後に、幡多地方の周辺自治体での自衛隊誘致の話が、ちょっと仄聞しましたので御紹介しますと、まず、市民レベルの話ですので、我々のように議員活動と言いますか、それもありませんし、市の執行部も一体となった動きではありませんが、陸上自衛隊を誘致する、したいという方向で検討されている市民の方々が出てこられたというふうに聞いております。

それはそれで、立派な話なのですから、それは、ここら辺に来てもらえればいいなという、場所も含めて検討し始めたということであります。

多分、その方々は、我々が三自衛隊の方向に、誘致にかじを切ったことを御存じないのではないかなとは思われるのですけれども。

我々は最初、海上自衛隊の誘致ということで立ち上がりましたけれども、今や陸・海・空を含めて、可能性のあるところは来てもらいたいということで、自衛隊の誘致ということでやっておりますので、それはそれで御理解いただきたいなどは、あえてここで発言するわけですけれども。

私たちも、ある種、これぐらいの部隊に来てもらえればいいなという規模ですね、それから場所の検討、これも含めて、具体的な話のビジョン、テーゼを示せれるようなものをつくっていく時期に来たのではないかなと思っております。

防衛省のほうは、仮に宿毛の立地条件に乗じて、ここに、じゃあ展開するよということにな

れば、そこで我々の希望と向こうの思惑とのキャッチボールが始まるわけですし、そういうことで、ある種の、自分たちのビジョンみたいなものを、明確につくり上げていっていたほうが、いい時期に来たのではないかなと、勝手に思っております。

質問の落としどころが非常に難しいのですけれども、ここら辺どうですか、もうちょっと具体的な方向で検討してまいりませんか。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、自衛隊誘致の明確なビジョンについて示す必要があるのではないかと。また、そういった時期に来ているのではないかという御質問でございますが、これまでの議会でも答弁をさせていただいておりますように、現時点で誘致の可能性はあるのか、あるいはどのような内容のものを誘致できるのかなどを含めて、白紙の状態でございます。

相手方のほうから示されるということもございませんし、そういった現状の中で、現時点では、本市からビジョン等をお示しする段階ではないというふうに、私のほうは、今、判断をしているところでございます。

なお、四万十市の民間団体における自衛隊誘致の取り組みにつきましては、私自身承知しておりませんが、本市におきましては、これからも国の動向を注視しつつ、これまでと同様に、執行部と議会が一体となって、要望活動等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、またそういった時期、またそういった話があれば、議員の皆様方ともお話をしながら、対応してまいりたい、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） そのときは間もなく来ると思いますが。

まだ時間がたっぷりあるので、しゃべりますと、まず海上自衛隊の誘致にしても、やはりここで調達能力のある機関、部隊が来てもらいたい。要するに、食料の調達、燃料等の調達をして、大型船が入ってきても、それに補給できる体制。そうすると、いながらにしての地産外消につながっていくということで、そういう基地隊レベルと、私は申し上げて、今までもお示したことがあろうかと思いたすが、最低、それぐらいのレベルの海上自衛隊が来てくれたらうれしいなど。

それから、陸上自衛隊については、中隊レベル、200名程度が来てくれてたら、初動の防災にも大いに寄与していただけるのではないかなと思いますし、そのためには、運動公園のところが防災拠点になるわけですから、その近辺に駐在してもらえれば、非常に速効の部隊になるのではないかなというふうなイメージは、私は持っています。

空のほうは、航空基地をつくらないといけなないので、それは軽々にできる話ではないのですけれども、どこが適地があるのかなというふうな模索をしておくということも、これまた、そろそろのころになろうかと思いたす。

いずれにしても、宿毛の浮沈をかけた政策になりますので、市と議会が一体になって頑張ってまいりましょう。

質問を終わります。

○副議長（山上庄一君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いたす。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（山上庄一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会します。

午後 2時53分 延会

平成29年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成29年12月12日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	山岡敏樹君
選挙管理委員 会委員長	土居利充君
選挙管理委員 会事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時04分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

昨日の教育長の一般質問答弁について、会議規則第65条の規定により、その一部を訂正したい旨の申し出がありましたので、この際、発言を許します。

教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、議長のお許しをいただきましたので、昨日行われました6番、高倉議員の英語教育に関する一般質問に対して、私が答弁をいたしました内容のうち、一部を訂正させていただきたいと存じます。

英語教育に関する御質問に対して、新学習指導要領の全面実施に当たって、中学校では、時間数の増加や、指導する単語数の増加が示されていると御答弁申し上げましたが、正しくは、時間数の増加は予定をされておらず、単語数の増加のみが示されておりますので、訂正をさせていただきますよう、お願いを申し上げます。

よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） ただいまの申し出のとおり、教育長の発言訂正については、議長はこれを許可いたします。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） おはようございます。

1番、川田栄子、一般質問をさせていただきます。

私の最初の質問は、子ども食堂のコーナーに、

問題を抱えている子供たち、また子育て中の親の相談に対応し、解決、また支援できるための子供相談室の設置について、お伺いいたします。

子ども食堂については、広く関心を持たれており、今は全国で300カ所、そのうちの285カ所がここ2年間の開設という広がりであり

ます。なぜ子ども食堂が全国的な広がりとなっているか、子ども食堂については、必要だから動いている人がいる、この認識が重要であります。

保育園、学校、地域には、さまざま問題を抱えているのに、現場の職員や地域住民、そして政治家もそうでありますように、同じ現実を見ても、問題と思う人と思わない人がいます。問題に早く気づくことが重要であります。

子育て中のお母さんが、老人の事業は多いけれども、子どもを巻き込んだ事業は少ない。子供たちを育てようと動いているお母さんがいらっしゃると思います。

地域元気クラブは、今、28カ所で行われておりますが、子供を巻き込んではどうかと考えております。

また、さまざま考えてください。

そして、リタイアしたシニアの方には、豊富な経験を子供たちに、子ども食堂が必要だねと、仲間の力をかりながら、お役に立ちたいとの思いで出発いただいた方がいらっしゃる。

多くの犠牲を払っている、御苦労なさっていることであろうとは思いますが、毎回、多くの親子が来てくれる、笑顔が彼女の力のよりどころとなっております。

県も、推進と支援をしており、人が集まることで大変でしょうけれども、必要です、継続をしてくださいと、背中を押しています。

今回、子ども食堂について、職員と話す中で、子ども食堂は、民間のしていることだからと、距離を置く、冷めた言葉が複数の職員から聞か

れました。

子ども食堂の実態に触れて、共通認識を持たなくてはと考えております。地域の大人が、子供に無料や安価で食事を提供する、民間初の取り組みです。

貧困家庭や、孤食の子供に、食事や団らんを提供して、安心して過ごせる場所として始まった、日本の社会活動であります。

子ども食堂は、全国の300カ所の半数が無料で取り組んでおります。それは、皆様承知するところでありましょう。そうした活動は古くからありますが、子ども食堂という名前が使われ始めたのは、2012年からのことで、最近では地域の全ての子供や、大人、住民も交流して、対象を限定しない食堂がふえています。

2012年に立ち上げた最初の方のきっかけは、朝御飯、晩御飯を当たり前食べられない子供の存在を知ったことだと話されていました。

広がり続ける子供の貧困に、心を痛めている人は多くいらっしゃいます。親の責任だと非難していれば、子供たちの状況も改善するというわけでもありません。

少子化が進む中で、子供世代の貧困率は増加をしております。日本の将来にとっても、大きな影響を懸念いたします。

2012年ごろより、マスコミで多く報じられ、動きが活発化し、孤食の解決、子供と大人たちとのつながりや、地域のコミュニティーの連携の有効な手段として、日本各地で運動が急増しています。

そして、幾つもの課題が見えてくる場所となっております。子供たちが放課後、自宅以外で過ごす場所として、公的施設が使われる場合も多いが、個人や、協力してくれる人たちの世話になっているところも多くあります。

今は子供だけでなく、地域の住民と、交流の居場所づくりとして、子供から中学生、老人と、

世代を超えた場所となっております。

地域が子ども食堂ネットワークになり、地域の拠点になることは、地域の活性化に子供を核とした地域づくり、まちづくりへと期待の広がるところであります。

この林邸が、行き場所がなかった子供たちや、高齢者の交流が始まり、地域のおばあさんが、ゆっくりした赤ちゃんへの読み聞かせなど、また、日ごろ学校では体験できない、いろいろな伝統文化を、子供たちに高齢者が教えたり、教育長も、子供たちから、竹トンボおじさんと呼ばれるようになってほしいものだと思っております。

児童福祉法は、児童の福祉を保障するための原理であり、児童の福祉を保障するための法律であります。

子供の健全な育成、児童の福祉の保障と、積極的な増進を基本精神とする総合的な法律であります。

このことは、皆さん承知するところであります。先進国の中では、突出して相対的な貧困状態にある子供が多い日本、特に大人が一人の世帯では、相対的貧困率50.8%に達しております。

県内における子ども食堂は、49カ所設置されていて、県の重点政策にも盛り込まれていません。

子ども食堂のさらなる充実につなげて、子ども食堂の運営者や県職員らが集まり、意見交換会が、先日行われました。来年2月にも、運営者等を対象にした会をもち、来年度の子ども食堂の具体的なあり方について、話し合いを進める方針と聞いております。

県の子ども食堂の理念としては、経済的に厳しい環境かどうかは、限定はしていません。限定すると行きにくいので、誰でも、地域の大人、住民、保護者、地域のいろんな取り組みとして、

居場所づくりをしているとのことであります。

つながりを持てるところを広めていく、まずいろんな人来てほしい。人が集まるのが、今、必要。1年も満たない食堂、1年の経過した食堂、いろいろありますけれども、登録をすれば補助金を出すので、継続は大変でしょうが、と県のほうはお願いしているというお話が聞かれました。

当市としても、民間がしていることだからとの話ではありません。居場所づくりであると認識を持つべきではないかと考えます。

当市では、就学援助を受けている小学生は、全児童972人のうち163名、16.8%であります。中学生は、455人のうち265名、58.2%支援を受けています。

全ての子供に対し、行政と地域が連携し、みんなで応援する。誰ひとり見捨てず、支える、支援は早期に、継続的にすることが重要であります。

子ども食堂は、ブームのようでもあります、これからは実際の課題に向き合っていく時期にきております。

行政の政策で、予算をどこに振り分けるかは、選択と集中であります。

子供については、あれかこれかではなく、あれもこれも必要であります。子供の貧困というのは、子供を貧しさに追いやっている政治の貧しさのあらわれともいえます。しっかり、子供施策に予算を投じた結果として、人口は増加、税収も上がっていく、子供にしっかりと金を使うことは、まちの未来に投資であります。

予算をシフトすることで、子供たちは救われるとなるはずであります。

子ども食堂と連携して、子供相談所を設置し、子供の危機に早く気づける拠点としていくことが、重要と考えます。

市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

る子ども食堂についての考え方を、御説明をしていただいたというふうに思います。

少し、答弁の内容がずれているかもしれませんが、ずれていたときには、また言っていただければ、また答弁をしたいと思います。

まず、子ども食堂につきましては、現在、民間の団体であります子ども食堂ゆめが、月に1度のペースで、同じく民間団体のワールドスマイルが開催する読み聞かせなど、親子参加のイベントとタイアップをして実施されていると、そのように把握をしているところでございます。

実施場所は、市内量販店の空きテナントを使用されておりますが、林邸が完成した際には、施設のスペースを利用して、同じように、親子参加のイベントと、子ども食堂の実施が可能かとの相談を受けているところでありまして、利用目的や、施設設備が対応可能な内容の催しであれば、問題なく使用していただけるというふうに考えているところでございますし、また、先ほどお話もありましたが、子供たちの居場所づくりとしての認識を持つべきというお話もありました。

そういった意味で、そういった認識も当然持っておりますので、こういった事業を、ぜひ一緒になってやっていければというふうにも考えておりますので、そういったお話を、これからは進めていきたいと考えているところでございます。

その上で、子ども食堂開催時における子育て相談室の話は、よろしいですか。説明しても。

済みません、子育ての相談員の設置についてということで、お答えをさせていただきます。

子育てにかかわる悩みは広く、またそれをキャッチできる窓口は広く持つておくことが理

想であり、行政の責務であるというふうにも考えているところでございます。

その考えのもと、今年度、宿毛市では庁内にすくすく子育て応援エリアを設置し、母子手帳交付時や、保育係での窓口、また家庭児童相談室などによる対応を推進してきているほか、従来より、和田に地域子育て支援センターを設置し、子育てに関するさまざまな相談に対応してきた経過があります。

現在、民間の催しとして実施されている子ども食堂に対し、相談員などを設置するかにつきましては、市が行っている従来の事業とも比較精査した上で、検討が必要であると考えますが、民間活用の視点からも、各相談機関へつなげられるような啓発パンフレットの配布や、また母子保健推進員に御協力いただくなど、子育て支援の強化案として、検討してまいりたいというふうに考えておりました。いろいろなところで、子育てについてのお話、悩みも含めたいろいろな話が聞ける、そういった機会になるのではないかとこのように考えておりますので、ぜひこういった場所でも、こういったことができるか、検討をしてみたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 今、市長がおっしゃられましたワールドスマイルのことにつきましては、子ども食堂を側面から支援をしているというところのようでございます。子ども食堂は、また別の方が立ち上げておられるということでございますので、そういう横の連携なんかも広めていく状態には、あるようでございます。

子供を守る仕組みを整えていくことが、重要だと考えます。

次は、衆議院選挙における無効投票について、お伺いいたします。

明治時代から数えて48回目の衆議院選挙が行われました。選挙権が引き下げられ、新有権者にとっては、初めて政権選択の選挙でありました。どういう国になってほしいか、将来の暮らしや地域の安心安全をどう描くか、それぞれ考えをめぐらせ、1票を投じてほしいと願っておりました。

選挙権が引き下げられたことは70年ぶり、新たに240万人が加わりました。有権者の広がり、多様な民意の反映につながると期待するところであります。

防災、医療、保健、介護、教育と、予算の方向性、予算の配分、個人の負担をどうするかなど、衆議院選挙は、有権者がその役割を託す政党を選び、政権の形を決める選挙となる衆議院選挙であります。前回の宿毛市投票率は61.25%でした。有権者は1万8,019人、投票者は1万1,037人でありました。棄権者は6,982人となっています。このうち、無効票は小選挙区で188票、1.7%、比例区で657票、5.95%であります。

小選挙区無効票188票のうち、白票が81、政党名を書いたのが43票、その他となっています。

比例選挙区では、657票の無効票のうち、白票367票、候補者名を記入したのが160票ありました。

隣接市町村では、土佐清水市、小選挙区で164票、比例区で572票。四万十市では、小選挙区で338票、比例区では1,016票となっております。

白票には、政治への不信もあろうと思いますが、選挙権を放棄しては、何も変えられない。1番の投票先が見つからなければ、2番でいく、このことが白票よりはましと、政治への意識を持ち、権利の放棄とされない選択をと願っています。

日本では、公職選挙法での投票での効力は、公職選挙法第68条で定められており、法律に反した投票は無効になります。

候補者以外の氏名を記入した場合、比例区は政党名以外は認められません。氏名以外の情報を記載した投票など、ほか、無効になることもあります。

無駄にしたいくないこの1票、対策をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（土居利充君） 選挙管理委員会委員長、1番、川田議員の一般質問にお答えします。

本市における無効投票の結果といたしましては、川田議員が御指摘のように、小選挙区で188票、比例代表で657票であります。

これを、無効投票率であらわしてみますと、小選挙区で1.70%、比例代表で5.95%となっておりますが、近隣の市町村と比較しても、決して高い数字ではないと考えております。

ちなみに、四万十市では、小選挙区で388票、無効投票率1.90%。比例代表では、1,016票、無効投票率5.70%。土佐清水市では、小選挙区で164票、無効投票率1.94%。比例代表では、572票、無効投票率6.76%の無効票となっております。

本市における無効投票の内訳を見てみますと、小選挙区では、白票が81票、これは全体の43%に当たります。比例代表では、367票、全体の55.8%であり、この選挙結果は、両選挙とも有権者が支持したい候補者や、政党がなかったという意思表示のあらわれでもあるとも考えられます。

対策といたしましては、三つの投票が同時に行われますので、有権者が戸惑うことのないよう、選挙事務に従事されます方々に対して、選挙の際には、期日前投票所、当日行われます各

投票所とも、まず小選挙区の投票を済ませた後に、比例代表と国民審査の投票をしていただくように決定をしております。

また、投票用紙を渡す際にも、小選挙区においては候補者名を、比例代表においては政党名を記載していただくよう、これからも丁寧に説明していきたいと考えております。

投票は本人の意思を尊重するものでありますので、白票をしないようお願いすることは、困難なことであります。

しかしながら、無効投票を少なくすることは大切なことでありますので、選挙管理委員会といたしましては、今後も引き続き、投票の方法や、投票用紙の交付順序などを徹底し、また選挙啓発をする中で、候補者の方々の政策に関心を持っていただき、多くの有権者が投票所に足を運んでいただけるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 選挙権は幸福探しの権利ともいわれております。無駄にしたいくないこの1票、対策をお願いいたします。

続きまして、主権者教育について、お伺いいたします。

主権者教育の推進と継続について。

かつて、国会のほうでは、投票率が低いと、自分たちに有利だからと言われる言葉も聞かれて、非難を受けたものでした。

私が以前、主権者教育の質問に、教育長は、キャリア教育の中で行っていくとの答弁でありました。大人も政治離れしていく中で、投票率も低迷している状況であります。このまま何もしなければどうなるか、対処するとどうなっていくか。社会全体の主権者意識を高めるためにも、教育の力をかりることが重要ではないかと考えます。

主権者教育に頼ることで、少しでも投票率の向上、権利の遂行とならないかであります。

教育は、時間がかかりますが、結果は出ています。

生徒の中で、授業で先生がいろいろ教えてくれて、学校全体が盛り上がった。

また、出前授業を受けた中学生は、知らなかった選挙の仕組みを学べた。自分たちの1票が、未来をつくる政党の政策等に関心を持ち、比べたいなどと声が聞こえています。

投票行動論が専門の、高知大、遠藤教授は、初めての投票経験は非常に大事で、その後の習慣として身につけやすい。そういう意味でも、学校での主権者教育は効果があると話されています。

主権者教育の努力で、社会全体の機運が高められて、全体の底上げとなることを期待するところでもあります。

主権者教育に関する調査で、27、28年度に選挙管理委員会、1,963団体の調査では、高校生における出前事業の実施校が約30倍、受講生は約50倍になるなど、選挙管理委員会が新たに主権者となる高校生に対し、主権者教育に一層取り組んだ成果となっております。

高校で政治や選挙に関する授業を受けた人の授業は、受けてない人に比べ、7ポイント高い結果であります。

宿毛高校では、昨年、選挙のビデオをつくりました。ことしは県教委の要請があり、去年のデータを渡して、有権者の権利、期日前選挙、選挙違反等の教材を4月に配布した。

そして、総務省からも、私たちの開く日本の未来などのビデオを参考にしているとのことでもあります。

公民の授業も行っております。宿毛工業高校、授業として自治問題、公民の仕組みを学んでいる。そして、今年度、1年生の1月には、模擬

投票を県の方に、ともに主権者教育として行っていく、ということでもあります。

高校生段階では、現実の政治的事象を題材としたりレポートや、学校外部との連携は、外部者の専門的説明を有するものから学べて、興味を持ちやすいので、生徒の関心も高めて、効果的であります。

18歳選挙の導入は、主権者とは、この問いかけを学校現場で学ぶ機会を広げました。

自分たちのことは自分たちで決めるという、民主主義の意義を広く将来世代にどのように根づかせていくのか、積極的に主権者教育が行われていくことで、投票率が世代別で最も低い、20歳代の投票率向上につなげるためにも、主権者教育の推進と、継続の必要性であります。

対策をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） この際、休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 先ほど、高校生の例を挙げましたが、中学生から、小学生から、順につながって行って、主権者教育へと芽生えていくものでありますので、高校生の中でこういうような状態、突然ここ2年のうちに主権者教育が18歳からとなりましたので、全体的に低年齢化をして、主権者教育と取り組んでいかなければならない、今の状態の中では、高校生が取り組んでいるという状態は、このことです。

だから、現実としては、市として、小学生、中学生に対する主権者教育をどのように広げていくか、そのことを質問をさせていただきます。

よろしくお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番議員の一般質問にお答え申し上げます。

小中学校における、主権者教育についての御質問をいただきました。

昨年8月に実施されました参議院議員選挙から、議員や首長の選挙権が20歳から18歳に年齢が引き下げられて以来、本年10月に実施されました衆議院議員総選挙を含めて、国政選挙や地方の首長や議員の選挙に、10代の若い世代が選挙権を行使されているのは、御案内のとおりでございます。

若い世代が選挙権の意義を自覚をし、自分たちの国のありようについて真剣に考えていくことは、大変重要なことであり、そのための主権者教育も大切であるというふうに認識をいたしております。

小中学校におきましては、社会科や総合的な学習の時間を使って、選挙について触れるなど、子供たちが選挙を身近に感じられるような取り組みを行っているところでございます。

また、議員からもお話ありましたように、宿毛市が学校教育の重点施策として位置づけておりますキャリア教育を進めていくことで、子供たちが自分の将来の姿や方向性を考える中で、社会に関心を持つことは必然的であると思われまますし、社会の一員として、選挙権も含め、みずから果たす役割等についても、意識をしていくものというふうに考えております。

そのことが、主権者教育にもつながっていくものと考えておりますので、今後も引き続き、キャリア教育の推進にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 主権者教育に、市民に最も身近である市議会議員の仕事を理解して

もらい、より身近な存在に感じてもらう議会としても、高校生を対象とした議会報告会など、議会としての交流を通じて、身近な存在であることを知ってもらうなど、私たち議会も新たな役割として、主権者教育がよりよいものになるよう、関係機関が連携協力していくことが重要ではないかと考えております。

次、主権者教育について、家庭の役割についてお伺いいたします。

主権者教育の場は、学校ではありません。若者の声として、投票には行きません。親も多分、行っていないと思います。学校で政治の話はしない、自分の周りには、投票に行くという文化がない。選挙を報じるテレビを見ても、投票について会話はなく、親も選挙には興味がなく。そのような声が多く聞かれています。

また、子供のころに、親と投票に行ったことのある人は、行ったことのない人と比べ、投票した割合が高いという結果も出ています。

親の投票行動が、子供の将来の投票行動に影響することが明らかとなっております。

選管では、親と同伴で投票所に子供を連れていくのはオーケーということであります。子供の段階から、みずから考え、判断する学習は重要であります。そのためには、各年代に応じて、身近な問題から社会問題を題材に、学校や選挙管理委員会、家庭、地域などの取り組みは不可欠であると考えます。

参議院選挙は、県出身者の候補者がいなかったことも重なり、関心の低迷がありました。しかし、若者を遠ざけているのは、政治への日常的な関心や、期待の低さが根底にあり、投票率の低落傾向が続く、大人たちが模範を示せてない状態もあります。

高校入学前の子供段階における取り組みは、他の世代に比べ、親の影響を受ける度合いが大きく、家庭が果たす役割は大きいと考えます。

なぜなら、親世代の投票率も低いことから、親世代の意識向上も重要であり、親子向けイベントや、小学校授業参観に合わせた出前講座の実施、また小学校高学年から中学校の段階では、4年ごとに行われる地方の首長、議員選挙について、まずは親子で選挙の話をしたり、1票の重みを考えるなど、重要ではないかと考えます。

行政は、家庭にも主権者意識を高めてもらい、役割を担ってもらうためには、どのように考えていくか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番議員の再質問にお答え申し上げます。

主権者教育における家庭の役割について、御質問をいただきました。

私が申し上げるまでもなく、子供たちの教育は学校だけで行うものではないというふうに考えております。学校現場と保護者や地域、そして教育委員会が共通認識を持ち、保護者や地域の皆様の理解と協力をいただく中で、子供たちの教育に取り組んでいくことによって、より大きな成果を上げることができるものというふうに考えております。

そのような意味からも、家庭の中で、子供たちと保護者が一体となって学ぶことは、子供たちの成長にとって、大きな意義があると考えておりますし、さらには、保護者の教育に対する意識づくりにおいても、大変重要なことであると考えております。

また、家庭の中だけではなく、小中学校での参観日等、先ほど議員からも御指摘ございましたように、参観日等の行事を活用して、家庭以外でも、親子ともども学べる場を持たないか、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 4番目の介護保険事業について、お伺いいたします。

まだ新しい事業ではございますが、介護予防日常生活支援総合事業実施に伴う自治体の義務・役割についてお伺いいたします。

介護保険が導入され、17年がたちました。全国の状況は、要介護認定者が600万人、利用者は500万人を超え、介護給付はどんどん拡大している状態であります。

各市町村の第6期介護保険料は、平均5,400円となっています。当市では、1期事業計画では、認定者が741人、利用者は582人でありました。28年は、認定者1,177人、利用者894人となっています。保険料は、2,900円から、現在、5,255円となっております。このまま何も対策をせず、2025年となれば、8,000円を超えると見込まれています。

高齢者が支払う限界に達しつつあります。同時に、介護人材の確保は困難をきわめ、人と金で深刻な課題となっています。

現在、市町村は、2025年の地域を見据えた第7期介護保険事業計画策定の時期であります。第6期から、地域包括ケア計画として、2025年までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築していると思われまます。

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り、住みなれた地域で、自立した生活を営むことができるよう、医療、介護予防、住まいなど、日常生活支援が包括的に確保される体制であります。

地域包括ケアとしては、2025年に向けて、入院から在宅復帰へ、医療保険から介護保険へ、施設から地域へと、医療削減を目的としています。

もともと、65歳未満の医療は、年間17万

7, 100円に対し、70歳以上は91万8, 440円が、全国の現状であります。

介護保険法が2015年に改正され、今後の給付増に対し、介護保険利用の切り下げが始まっております。

介護保険に対する安心と信頼が失われつつあります。例えば、要支援1、2の人の85%が利用しているデイサービスや、ヘルパーさんが、介護保険料から市町村事業へかわり、利用回数、時間、内容の切り下げが始まっています。

介護保険法改正で、改正の根幹は民間の地区社協などに委託するとなっておりますが、総合的相談窓口の一元化は住民の方向性や、利便性や、抱える課題の複合化を考えると、必要は感じております。

住民の抱える課題や福祉分野だけではなく、保健、医療、権利擁護、雇用、主要産業、教育、住まいと多様で、責任ののっとり、独自に総合的相談窓口を設置ではなく、社協に委託であります。

これまで、自治体が行ってきた福祉関係の相談や、行政サービスも外部化し、縮小されることが懸念されます。

これまで、自治体が直接行ってきた福祉関係の相談や、各行政サービスの外部化や、縮小が懸念される場所ですが、包括センターには、虐待や医療連携、また経済的困窮など、多岐にわたる相談が持ち込まれ、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等に対応となることができるとか、それをサポートするシステムは確立しているのか、ということも気にかかる場所であります。

その責任は市に求められますが、それら相談は、包括センターへ相談してくださいというだけでは不十分でしょうか。

地方自治法で、第1条の2に、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を、自主的かつ総合的に実施

する役割を広く担うものとあります。

総合事業における行政の明確な役割をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自治体の役割ということでございます。

介護予防、日常生活支援総合事業における自治体の義務や役割についてというふうに、お答えをさせていただきたいと思っております。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けまして、単身高齢者の世帯や、高齢者夫婦のみの世帯、そして認知症高齢者の方の増加が予想される中、要介護状態などになった場合でも、住みなれた地域で、できるだけ自立をした、そういった生活ができることを目指しまして、平成18年度から、地域支援事業が開始をされたところでございます。

その後、平成27年度の介護保険法の改正によりまして、新たな介護予防、日常生活支援総合事業の実施が義務づけられ、これまで全国一律で提供されてきた介護予防訪問介護、及び介護予防通所介護が、市町村が実施する総合事業に移行することとなりました。

本市におきましても、平成28年3月に総合事業に移行し、従来の指定事業所による介護保険サービスに加えまして、地域の多様な社会資源を活用した、生活支援サービスを提供する体制づくりに取り組んでいるところであります。

総合事業のうち、介護予防生活支援サービス事業と、一般介護予防事業、介護用品給付事業などの任意事業を、保健介護課で実施しており、認知症施策や、生活支援体制整備事業を含む包括的支援事業を、宿毛市社会福祉協議会へ委託し、宿毛市地域包括支援センターで実施しているところでございます。

自治体の義務や役割につきましては、業務の

一部を委託していたとしても、実施主体はそれぞれの市町村となります。保険者である市町村は、高齢者の方が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、保険給付に係る保健医療サービス、福祉サービスに関する施策、要介護状態等になることへの予防、軽減、悪化防止の施策、そして日常生活支援のための施策を、医療や居住に関する施策と有機的な連携を図りつつ、包括的に推進することが、義務や役割となりますので、今後も関係機関や各地域の方々と連携をしながら、その役割を果たすべく、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先ほど、議員のほうから、社協に任せて、社協に言っているからということで、そういうふうな扱いを市の窓口のほうにするのではないかと。市の担当者がするのではないかというお話でございましたが、そういったことのないよう、しっかりと指導もしますし、そういったことはないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 先ほど、市長も、地域包括支援センターのほうへ委託をするけれども、しっかり指導していくということでございます。市町村が責任を持って設置し、運営すべきものであると考えます。

地域の支え合いによる支援体制で、地域間の

格差拡大の懸念について、お伺いいたします。

要支援1・2の人は、地域支援事業に移行となった、国で市町村が実情に応じた取り組みができるとありますが、サービス提供者に、NPO住民ボランティアが加わることは、多様なニーズに対するサービスの充実と、費用の効率化を同時に実現するものとあります。

老後を迎えても、少子高齢化が家族で機能しなくなっていますが、高齢化社会では、いずれ、誰もが社会的弱者になる。弱者になるまいではなく、いつ弱者になってもいいように、支え合う社会をつくる必要があることから、理念的には同意する部分もありますが、地域生活課題解決責任を丸投げする方向とも受け取れます。

地域生活課題に関して、地域住民みずから協働の運動の一環として取り組むのは重要であります。上から上意下達的に、自治体の責任を曖昧にして、地域住民に丸投げすれば、地域間格差が拡大し、ますます地域が疲弊するのではないかと懸念されます。

老人福祉法、地方自治法にある住民の福祉の増進とは、制度や政策に人を合わせるのではなく、そのまちに生きる、一人一人のニーズに合わせて政策を設計し、遂行することであり、ニーズに合わない政策は無駄であると考えます。

人的資源、地域資源の少ないところにおいては、地域間確保を生み、要支援者の病状の悪化や、孤立化が進むなどが懸念されます。地域の支え合いによる支援体制で、地域間格差の拡大が懸念されますが、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地域の支え合いによる支援体制を構築する上で、議員のほうから丸投げというお話もありましたが、地域間格差が生じてくるのではないかとということでございます。

高齢者の方が増加をする中で、国の介護政策

は、施設から在宅へと移行しております。介護保険法の改正に始まった総合事業につきましては、本人の自発的な意欲参加に基づく、継続性のある介護予防を実施していくことと、地域において自立した日常生活を実現するために、地域の多様な生活支援を、地域の中で確保していくこと、これが主な目的となっております。

本市におきましては、平成28年度から、地域包括支援センターに、生活支援コーディネーターを配置いたしまして、地域で支え合いの支援体制を構築するための協議体の設置に向けて、各地区長や、民生児童委員の方への説明会や、老人クラブや婦人会、体操の自主グループなど、地域で活動されている、そういった住民の方を対象とした研修会なども、実施をしてきたところでございます。

今後におきましては、この協議体を設置いたしまして、情報共有を図るなど、地域のニーズ把握や、担い手となる社会資源の状況を確認する中で、助け合い活動の創出を行い、住民同士の助け合い活動と、社会参加の促進を図りたい、そのように考えているところでございます。

議員御指摘の地域間格差につきましては、地域における人口や、担い手となる人材などによって、差異が生じてくることも想定されますので、先ほども申し上げましたが、協議体において、情報共有を図るなど、各地域に対して、事業推進に向けてアプローチをする中で、格差が生じないように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 総合事業移行について、要介護認定の課題として、2点ほどお聞きいたします。

介護サービスの利用手続は、市町村窓口で相談すると、基本チェックリスト25項目の実施

で、要介護認定が必要かどうかの振り分けが行われます。

しかも、チェックリストの実施は事務職員でもよいとなっておりますが、適切な振り分けができるかということでもあります。

利用者の選択肢を狭めていくやり方は違和感を持っております。総合事業の対象者は、要介護認定とチェックリストの判断の大きく二つの流れで選定されます。

介護保険制度の利用の仕組みは大変複雑なので、その仕組みは理解するよりも、窓口でチェックリストを用いた簡易な形で、迅速なサービス利用が可能、選択するようになるのではないかと考えられますが、チェックリストは、はい、いいえで回答し、回答数により、事業対象者が決定するとなり、懸念されます。

このことは、基本チェックリストの活用実施は、市町村窓口において、必ずしも専門職ではなくてもよいとされています。簡易な方法ではありますが、専門職のアセスメントとは、このような簡易な方法ではありません。

例えば、15分ぐらい続けて歩いていますか、という項目も、歩く姿勢や歩幅、息はあがらないか、屋内外は歩きに適した環境か。若いときから歩く習慣があったのか、複数の情報を得て、判断していくものであります。明らかに要介護認定が必要な場合とは、どのように判断されるのか、相談窓口に来た時点で、身体的自立度の低下、生活に困難がみとれば、要介護認定申請とはなるでしょう。

また、認知症初期段階ではどうでしょう。日によって、心身の状態が大きく変動する高齢者を、事務職員が相談窓口で簡易に判断できるのか、被保険者にとって不利益とならないためにも、基本チェックリストは、専門職の判断による、必要なサービスを利用できるようにすることが重要と考えます。

市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず説明をさせていただきたいと思いますが、基本チェックリストとは、高齢者の方が、自身の生活や、そして健康状態を振り返り、心身の機能低下がないかをチェックするツールでございまして、生活機能、運動機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知症、うつのそれぞれのリスクを判定するために、活用をされているところでございます。

本市におきましては、介護保険サービスの新規の申請者は、全ての方が要介護認定を行いますが、認定更新時に訪問サービスや通所サービスのみを受けられている方で、前回の認定を受けた際と、身体等の状態に大きく変わりが無い場合において、地域包括支援センターの専門職員が、基本チェックリストを活用しているところでございます。

現在、策定中の第7期介護保険事業計画からは、訪問サービスや通所サービスのみの利用に限定をいたしまして、新規相談があった方に対して、専門職もしくは研修を受けた事務職が、基本チェックリストを活用して、事業対象者に該当する基準に該当した場合に、サービスにつなげる予定としているところでございます。

議員御指摘のように、専門職の視点は重要だと考えますが、人員配置の関係もありますので、窓口で対応する際には、専門職と事務職が連携する中で、対応してまいりたいと思っておりますし、また事務職の方も、先ほど言ったように研修を受けていただきます。そういった形の中で、しっかりとスキルアップを図っていただきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 宿毛市生活支援担い手養成講座の受講者数と活動実績について、お伺いいたします。

高齢者になっても、住みなれた地域で暮らしていくため、支える仕組みをどうつくるかが重要であります。高齢者を支える人づくりとして、法改正に当たり、ヘルパー資格のない人も事業者に登録して、軽度の家事支援に従事できる生活支援担い手養成講座が開催されております。

受講者数と活動実績をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 受講者数と活動実績について、お答えをさせていただきます。

本市では、要支援者などの利用者が、可能な限り、その居宅におきまして、要支援状態などの維持もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるように、身体介護を除く生活全般にわたるサービスを提供することを目的といたしまして介護予防、生活支援サービス事業に、人員等を緩和した基準で提供する訪問型サービスAを、宿毛市シルバー人材センターへ委託をいたしまして、平成29年4月より開始しております。

事業を実施するに当たり、これからの高齢化を見据え、高齢者の働く場、活躍の場の確保といたしまして、60歳以上の方を対象に、宿毛市生活支援担い手養成講座を実施し、介護保険制度や、地域支援事業についてや、介護技術や高齢者の心と体、家族の心理などの講義11時間と、訪問介護の現場研修を受講していただいた方を、担い手として登録して、サービス提供を行っているところでございます。

養成講座の受講者につきましては、20名の方の受講があり、そのうち、シルバー人材センターへ14名の方が登録をしていただいております。

ます。

現在、3名の方が、訪問型サービスAの担い手として、掃除や買い物のサービスの提供者として、活動をしていただいているところでございます。

今後、サービス利用者の状況を注視する中で、適時、担い手養成講座を実施し、担い手の拡充を図ってまいりたいと考えているところでございまして、非常に有意義な、そういった制度だと思っております。これからも進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 以上で質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の都合により、議会運営委員会を開きますので、この際、暫時休憩をいたします。

午前11時21分 休憩

午後 1時24分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの川田議員の一般質問の発言について、会議規則第65条の規定により、その一部を訂正したい旨の申し出がありますので、この際、発言を許します。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 先ほどの私の一般質問の中で、子供相談所の設置について質問いたしましたが、正しくは子供相談員の設置について

の質問でございますので、訂正をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡崎利久君） ただいまの申し出のとおり、川田議員の発言訂正については、議長はこれを許可いたします。

この際、議長より市長に申し上げます。

今回のように、質問通告と実際の質問が異なる場合には、反問権にて質問の趣旨を確認の上、答弁していただきますよう要請をいたします。

よろしくお願いいたします。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、一般質問を行います。

早いもので、平成29年もあと2週間余りを残すだけとなりました。今年一般質問のとりを飾らせていただきますので、執行部におかれましても、ことしの最後にふさわしい答弁を、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

ことしは宿毛市にとっても、幕末維新博のサテライト会場であったり、林邸の改築、また宿毛小学校の体育館の改築等、いろいろなことがありましたが、この秋からにかけてあった2点について、まずこの1年間の事業について、お聞きをしたいというふうに思います。

まず、オランダチームの合宿への対応と、今後の自転車事業への推進ということで、お聞きをさせていただきたいと思います。

これは、昨日の高倉議員の質問においても、答弁があったというふうにも思いますが、合宿の誘致活動については、ある程度、市長の答弁にもありましたので、そこについてはお聞きをいたしません。市長は、スポーツ、特にスポーツバイクと申しますか、自転車というか、自転車事業に対して、非常に造詣があるというか、いうふうにも見受けられます。

この自転車を中心とした事業を、今後どのような形で、宿毛市政の中に取り組んでいくのか

ということについて、市長の御見解をお聞きをしたいと思います。

済みません、ちょっと言い抜かしたことがありました。

まず、最初に通告しています、市長の2年間の総括と今後についてというところを、一番最後にお聞きをしたいと思いますので、このことについて、済みません、抜かっておりましたので、最後にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今年のとりにふさわしい答弁ということで、そのように努めてまいりたいと思います。

若干、通告の順番が、ちょっと変わったのかなというふうに思います。しっかりと答弁できるように頑張ってみますので、何かありましたら、また議員の皆様からも、議事進行のほうで御指摘をいただければというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

今後の本市の自転車事業の推進につきましては、どういうふうに自転車を考えているかということですが、昨今、環境に優しい乗り物といたしまして、自転車の愛好家がふえているというふうに認識をしているところでございまして、国のほうでも、本年、ことしの5月に自転車の活用を総合的、計画的に推進をしていくために、自転車活用推進法というのが施行をされておまして、国土交通省のほうに、自転車活用推進本部を設置しております。この本部長は、石井大臣が務めている状況でございます。

また、お隣の愛媛県を見ますと、しまなみ海道のロケーションを活用いたしまして、サイクリングの環境整備を行うなどの取り組みにより

まして、多くの方が訪れ、経済効果も生まれているというふうに聞いていますし、また、愛媛のほうに行くと、皆さんもよく目にされると思いますが、ブルーラインということで、ずっとサイクリングロードを設定して、どこどこに行くまでは、あと何キロですよというような形の中で、ブルーラインも国道等にも引いているところでございます。

そういった形の中で、現在、四国4県でサイクルアイランド四国PR事業といたしまして、四国一周を回る、約1,000キロというふうに聞いております。サイクルルートを発表するなど、自転車を活用した取り組みが、積極的に行われているところでございまして、先日、台湾のほうから、ジャイアントという自転車メーカーの、現会長かな、前社長さんが訪れたときにも、私も一緒に、少し、高知県庁のほうから、それこそ尾崎知事と一緒に、桂浜のほう、土佐道路のほうかな、あちらのほうをずっと走らせていただいたところでございます。

本市には、議員も御承知のように、海、山、川などの豊かな自然がありまして、サイクリングをするには、非常にすばらしい環境ではないかというふうに考えているところでもございます。

現在は、本市のよさを、市外から来られた方も気軽に体験していただくことができるように、宿毛市の観光協会では、レンタルサイクル事業も行っておりまして、ロードサイクルのほうも、現在、レンタルをさせていただいているところでございます。

また、現在、改修工事を行っている林邸には、簡易シャワーを設けるなど、サイクリストも利用しやすくなる、そういった環境を、適宜整備をしているところでもございます。

そして、幡多広域で取り組んでいます四万十・足摺無限大チャレンジライドというサイク

ルイベントがあるんですが、こちらの起点、スタートとゴールのほうを、本年3月の大会では、宿毛市総合運動公園にさせていただいたところ、参加者の皆さんから、大変好評を得たということもございまして、次回の大会も、宿毛市総合運動公園を起点として、決定をいただいているところもございまして、今回、少し御案内もさせていただきますましたオランダの自転車女子ナショナルチームの監督でもあられますフェイネベルフ氏なども、来ていただけることが決定しているところもございまして。

今後は、本市の地理的な特性や景観、施設などを活用しながら、本市の交流人口の拡大に向けて、自転車を活用したまちづくりを推進していきたい、そのように考えているところもございまして。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） これからの宿毛市としての自転車関係についての取り組みについて、お聞きをいたしました。

合宿ということで、今回、オランダチーム、本市に訪れたというふう聞いておりますが、高低差であったり、いろいろなロケーションのよさはあると思うのですが、先ほど、市長の答弁にもありました、愛媛県の瀬戸内海をまたぐるルートのような、景観を比べると、やはり勝負は難しいのかなというふうにも考えておりますので、やはり、宿毛市としての魅力あるコース設定、また人との交流なんかも、今まで以上にできるような施策をとっていただければ、宿毛市民全体が、その自転車を中心にした形で盛り上がっていきけるのではないかとこのように思いますので、これからの対応もよろしくお願いをしたいというふうに思います。

これ以上、この自転車については、お聞きをいたしません。

次に、「竹内明太郎とダットサン」というイベント、これは先月の23日から4日間、文教センターを中心に行われました。

これも、先日の高倉議員の質問でも少しありましたので、重複は避けますが、私としては、このイベントに協力をいただいた全日本ダットサン会、また高知日産プリンス、その全国の組織になります日産自動車等々のお世話になった企業、団体があると思うのですが、このイベントを通してできた御縁を、どのような形で今後、生かしていこうというふうに考えているのかについて、お聞きをいたしたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

このダットサンのイベントにつきましては、昨日の高倉議員の一般質問でもお答えをさせていただいたところもございまして。議員のおっしゃるとおりでございますが、4日間にわたって、延べ1,756人も御来場をいただきまして、竹内明太郎の偉大なる功績を、しっかりと顕彰するとともに、本市の交流人口の拡大を図ることができたのではないかなというふうに思っているところもございまして。

来場者の方からも、懐かしい車を再び見れたというふうなお話も聞いておりますし、また寺田議員のほうにも、連日、車を見に来ていただいて、また来場していただいた来場者の方々と、いろいろお話をさせていただいて、非常に来場していただいた方々にとっても、よかったのではないかなというふうに思っております。その点に関しましても、お礼を申し上げます。

そういった形の中で、一定の事業目的を達成することができたというふうに、私自身考えているところもございまして。

先ほど、今回の縁をどういうふうに生かしていくのかというお話でございますが、今回、お

世話になりました、特に全日本ダットサン会を初めとした関係者の皆様方と、しっかりとつながったわけでございまして、これからこのことを、ことしこのイベントだけで終わらせるのではなくて、つなげていきたいというお話を、もう既にさせていただいているところでございます。

どういった形で、これからつなげていくのかというのは、これからの課題、それから取り組みの内容によって、変わってくるわけでございますが、先ほど、少しお話をさせていただいたような形の中で、せっかくつながったわけですから、切るわけにはいきません。何とか講演だけでもできないかとか、展示会ができないのであれば、自走して来ていただいて、そういった走行会が、実動車ばかりですので、走行会ができないのか、そういったをお話をさせていただいているところでございます。

しっかりと取り組みをして、つなげていきたいというふうに思っているところでございます。

また、現在、改修工事が行われている林邸の誘客につながる取り組みなど、そういったものも引き続きしていかなければ、取り組んでいかなければならない状況でございますので、そういった一連の事業と合わせて、この全日本ダットサン会、そして日産自動車であるとか、そういった方々としっかりとつないでまいりたい、そのように考えているところでございます。

また、何かいいアイデアがございましたら、ぜひ車が大好きな寺田議員のほうからも、いろいろアイデアをいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いをします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 私も車、大好きですが。

今回、イベントの中で、初日に基調講演、最

終日に市長がコーディネーターになってのパネルディスカッションということで、この両方を聞かせていただきました。

ふだんの講演会、いろいろな講演会、市のほうでも開きますが、多くは市の職員が来ている講演会というのが、私も見かけるわけですが、今回、両方の講演会、パネルディスカッションについても、多くの市民の方、また市外からも来ていただいて、最終日のパネルディスカッションについては、超満員という形を後ろから見ても、やはりこここの地域というのは、こういう文化というのに、すごく反応してくれる人が多いんじゃないかなというふうに、私なりの感じ方をしました。

先ほど、市長のほうからも、今後どのような形でということでお話がありましたので、これは全国の中でいえば、既にやっている行政体あるとは思のですが、自動車というのをコンセプトに、クラシックカーであったり、本当にマニアックな車であったりというのを、自走してきていただいて、運動公園なんかで、走行会なり展示会というのを開く。また、そこに人が集まったところで、いろいろな市内外の産品も販売できるようなイベントを一緒にするような形で、市民が集まるようなイベントを開催してはどうかというふうにも感じますが、これについて、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現時点では、何をこういった形でやるというものがないところではございますが、先ほど、少し課題というお話をさせていただいたところでは、

何かというと、予算の面であるとか、そういったものもしっかりと検証しながら、組んでいかないといけないとは思っているのですが、

例えば、産業祭であるとか、宿毛マラソンであるとか、先ほどは林邸のお話もさせていただきました。そういった何らかのイベントのときに、ぜひ、数台でもいいので、そういった形で乗ってきていただいて、愛好家の方々に楽しんでいただけるようなことができないか、そういうお話もさせていただいたところでもございますし、また先ほどお話のあった講演会も、非常にすばらしかったのですけれども、その後のパネルディスカッションも、大変、皆さんから好評を得ましたので、そういった形の中で、愛好家の方々が集まって、そういった話ができないのかなというふうなことも考えています。

今回の、ちなみにテーマといたしましては、人づくりということで、竹内明太郎がどういった思いで、当時、そういったダットサンの方に、出資をされたか、そういったところから、しっかりとお話ができたのではないかなというふうに思いまして、そういうふうなコンセプトのもとで行ったところでございますが、先ほど、少し御提案のありました、そういった単純な走行会、本当に車を所有されている方が、一人でも多くの方々に見ていただきたいと、そういうふうな展示イベントであるとか、そういったのも、非常に有効的なイベントだというふうに思っておりますので、そういったのも含めまして、これからいろいろと計画をしてみたい、そのように思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） これからの課題として、この辺をつなげていけるようなことを考えていただきたいというふうに思います。

ただ、今回は日産車ということに限定して、ダットサンということに限定して、展示をいただきましたが、宿毛市内にも、本当にうちにもこの車があるよとか、いう話をされる方がいて、

旧車を持っている方というのは、結構おられるわけで、これから先、日産に限らず、トヨタなり、ほかのメーカーも一緒にして、オールドカーを宿毛で一堂に会して会合をやるよというような会ができれば、非常におもしろいのではないかなというふうに、車好きの一人として思っています。

これから、そのようなことを進めていっていただければというふうに思います。このことについては、もう答弁は要りません。

次に、2点目の市道の維持管理についてを、お聞きをしたいと思います。

この10月ぐらいから、衆議院選挙がありまして、その関連で、宿毛市内を回る機会がありました。

そのときに、市内の至るところで見かけて、またその地域の人たちから要望を受けたのが、道のことであります。

ふだんの生活をする道、特に高齢者が多くいる地域では、いろいろな言い方ありますが、シルバーカーであったり、シニアカー・これはメーカーか、いろいろな高齢者の方が、自分の力だけではなくて、乗ったり、ついたりということをして生活している地域が、市内に、至るところにあるわけですが、段差があったり、くぼみがあったり、舗装面が割れていたりということで、ときにはつまずいて、こけてしまいそうなどころが多く見受けられる。これを何とかしてほしいという声が、至るところで聞かれました。

やはり、この路面、宿毛市内には380キロ余りの市道があるというふうにお聞きをしておりますが、この中でも、特に歩いて生活しているところの市道というのは、それなりの整備がされていないと、お年寄りなんかは、特に外に出られなくなるという危機感を持っています。

やはり、これは計画的に改修していくべき

じゃないかというふうに思いますが、この点について、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員のほうからも、少し御説明ございましたが、宿毛市の市道は、路線数770、そして延長は約380キロメートルでございまして、そのほとんどがアスファルト舗装されていて、通行に支障が出ないよう、適正な維持管理に努めているところではございます。

しかしながら、大型車両の通行や、そして上下水道の布設、また路面の老朽化による損傷によりまして、議員御指摘のとおり、路面に段差ができ、車輪の小さいシルバーカーや、そしてお年寄りが歩くのには、非常に御不便をかけているというふうに考えているところでございます。

また、学生の通学であるとか、そして通勤であるとか、そういった自転車の通行にも御不便をかけている場所もあるんじゃないかなというふうに、認識をしているところでございます。

市道の維持管理には、舗装改修のほかにも、側溝補修や、橋梁の修繕等、多様な経費を要するため、全面的な舗装改修を、すぐに施工することは、難しい状況ではございますが、必要な個所については、改修をしていかなければならないということは、認識をしていますし、そういうふうに考えているところでございます。

議員のほうから、計画的にというお言葉もいただきました。しっかりと対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） この点について、1点だけ再質問をさせていただきます。

現在、年間、多分3,000万円程度の維持管理費というのを、当初に計上して、それで回

しているというふうに思いますが、例えば、ちょっとだけ上乗せをして、路線を決めて、今年度はこの路線を集中的に整備をしていく。先ほど言いました、特に高齢者の方が、生活道として利用している地域を、重点的にやっていくというところを、市長、政策の中で出していったらどうかというふうにも考えますが、この点について、1点だけお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

全体の管理費の増額について、現在、財政部局とも協議をしているところでございます。

少しでも上乗せができたというふうに、考えているところでございます。

そしてまた、どこの箇所から補修をしていくのか、それは当然、担当課のほうでも考えていただいていますし、優先順位もしっかりとつける中で、必要な箇所から補修をしていきたいというふうに考えているところでございます。

そしてまた、これは現在、取り組みを進めているところでございますが、先ほど来、お話があります自転車の活用推進。自転車を活用していく上でのまちづくりの観点といたしまして、サイクルロードであるとか、また自転車に乗っていただきたい、そういった道を、しっかりと整備ができないかという形の中で、何らかの補助金等がつかないかということも、現在、いろいろ取り組みといたしますか、アタックをしているところでございまして、そういった観点から、いろいろな手法を使って、1メートルでも2メートルでも、宿毛市の市道がきれいな道になるように、努力を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 1メートルといわず、2メートルといわず、できるいっぱい延ばしていただきたいというふうに思います。

次に、3点目、体育施設の改修と管理についてということで、施設ごとにこれはお聞きをしていきたいというふうに思います。

5カ所ありますので、1カ所ずついきたいというふうに思います。

まず、和田にあります和田体育館、これは、以前は勤労者体育館ということで、設置して、かなりの年数がたっているわけですが、時々あの前を通るのですが、アリーナの入り口のドアというか、戸というか、をあげ放していることが結構あるわけです。

そのときに見かけるのが、暗幕がぼろぼろになって、すだれのようになって、ゆらゆら揺れているというのを、よく見かけるのですが、管理を今、委託されています、体協の方にも聞きますと、設置してからずっとかえたことがないみたいということを知りました。

その方たちに聞くと、なくてもいいじゃないかというふうに聞くと、スポーツによっては、横からの光が入ると、見えづらくて難しい。例えば卓球であるとか、バドミントンであるみたいなものは、光の関係で、非常に見にくくなるというようなこともあって、なしでは困るという話も聞きます。

やはりこれは、設置者は市なわけですから、この暗幕については、取りかえるべきじゃないかというふうに思うのですが、この点について、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、12番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

和田体育館の施設整備に関して、御質問をいただきました。

御承知のように、和田体育館は建築から30

年以上経過をいたしております、経年劣化による損傷も見受けられることは、私どもも十分承知はいたしております。

そういう中で、適宜必要な修繕等を行いながら、安心して御利用いただけるように、努めているところでございます。

議員御指摘の、1階部分の暗幕の破損につきましても、長年の使用によりまして劣化して、御迷惑をおかけいたしているところですが、利用者の皆さんに気持ちよく、そして安全に利用していただくためにも、できるだけ速やかに、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 速やかに対応していきたいという、すばらしい答弁をいただきましたので。

この体育館、本当に利用も多くて、私も青年時代には、週に何回となく利用させていただいた施設ですので、非常に思い入れもあります。

そして、アリーナのフロアも、皆さんきれいに使ってくれていて、非常にきれいでした、この前、見たときにも。

あと、トイレであったり、入り口のロビーのところであったり、30年以上たつ経年劣化というのは見受けられますが、非常に丁寧に、皆さん使っていただいていますので、これからも皆さんがそのような形で使っていただけるような施設として、維持管理に努めていただきたいというふうに思います。

次に、野球場の雨天練習場について、お聞きをいたします。

聞き取りのときに聞きますと、昭和46年に建設されたというふうにも聞きましたが、宿毛市の野球場に隣接した雨天練習場ですので、そこそこの練習はできる広さがあります。これが、

聞くとところによりますと、近隣の野球場と比べて、雨天練習場が附属施設としてあるというのが、宿毛市の野球場の売りにもなって、現在も社会人であったり、大学の野球部が利用されているというふうにも聞きます。

ただ、ここも本当に、側壁というか、横の壁がぼろぼろになっているところもあるし、数年前には、外壁も損傷して、補修をしたというふうにも記憶していますが、このままでは、ちょっと使用に耐えない形になっているのではないかというふうにも見受けられます。

ここの部分にも、どのようにしていくのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛運動公園の雨天練習場につきましては、本市へのキャンプ誘致に大きく寄与をしているところをごさいます。議員のお話のとおりでございます。

昨年度のキャンプにおきましては、6団体、約2,100泊の実績も上がっているところでございます。

しかしながら、本施設は建物の老朽が著しく、お話にもありましたように、壁面材の剥離や、雨漏りが発生するなど、練習に支障を来している状況となっており、利用者の安全確保や利便性の面からも、施設整備の必要性を感じているところでございます。

今後は、部分的な補修による延命化を図っていくのか、また、全面改修、もしくは建てかえなど、そういった事業費を算定するほか、施設の利用状況等も勘案しながら、費用対効果の視点を持ちながら、検討をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 現時点では、野球であったり、ソフトボールであったりというような形で使うことが多いと思いますので、利用者の数というのは、市内では少ない人数にはなると思うのですが、宿毛市の外に対するアピールのできる材料の一つでもあると思いますので、今後の改修について、市長のほうで一生懸命考えていただきたいというふうに思います。

次に、平田のテニスコートについて、お聞きをいたします。

これは、6月議会で原田議員のほうからも質問をされた事案ではありますが、ここ工業団地の開設のときにつくられたテニスコートだというふうに認識しているのですが、本件の中でも、幡多地域はソフトテニスの熱も非常に高い地域で、このテニスコートの利用というのは、非常に多い、昼も夜も使われているというふう感じております。

ただ、開設以来、部分的な補修、破れであったりというのを補修されたあとがあるのは、見受けて知っておりますが、全面改修を一度もやっていないというふうにも思います。やはりこのままで使うと、けがもする可能性も大きくありますので、設置者としては、ちゃんと管理すべきではないかというふうに思います。張りかえについての市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平田公園のテニスコートにつきましては、議員おっしゃるとおり、老朽化が原因となりまして、人工芝がすり減り、数カ所におきまして、芝がめくれ上がったり、穴があくなど、プレーに支障を来している状況でございます。

本施設は、市の球技大会での利用、そして昨年度では、延べ約1万6,400人と、多くの

方が利用されていることもあり、早期改修の必要性を感じているところではございます。

ただ、改修に係る費用といたしましては、概算ではありますが、テニスコート全て、これ4面でございますが、こちらの人工芝を張りかえた場合、約4,000万円となります。

現在は、国の有利な補助事業や、助成事業等を活用しての改修を検討中というところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 再質問をいたします。

4,000万円ですか。私が以前聞いたところによると、路盤からというか、下から、基礎からつくっていったら、1,000万から2,000万かかるんじゃないかというふうに聞いておりましたので、今の上の張りかえだけで4,000万かかるというのは、非常に高いなというふうに感じました。もう少し安くなる方法もあるんじゃないかというふうにも考えますので、できるだけ張りかえに向けて、調査もしていたらというふうに思いますが。

このテニスコート、宿毛市総合運動公園内に移設をして、作りかえるという計画が、以前はありました。これは、宿毛市総合運動公園を開設するときに、宿毛市内のスポーツ施設をあそこに全て集約する、野球場も、テニスコートも相撲場もということで、すごく大きな計画を立てていたというのが、30年以上前だと思うのですが、私が体育指導員になった時分の話ですので、当時の林市長のもとで、計画をしていたということは認識しております。

新たに今時点で、運動公園にテニスコートを開設するというようなことにはならないと思いますので、それこそ小学生から、結構なお年の方まで、テニスというのは、もう生涯スポーツという形でやられている方が多くおりますので、

一日でも早く、安全に、楽しくスポーツができる環境づくりに御尽力していただければというふうに思います。

もうこれ以上は聞きません。

次に、市民体育館についてお聞きをいたします。

この市民体育館、建築年度ちょっと覚えてないのですが、2002年の国体に間に合わずよりに建築されたというふうに思っておりますので、20年にはなっていないだろうというふうに、建築から、というふうに思うんですが、これもこの6月の原田議員の質問、6月だったと思うんですが、原田議員の質問で、フロアが非常に傷んでいるよという質問がありました。

実際、私もそれからあと二、三回、運動公園のほうの体育館の中にも入りました。

1カ所、雨漏りしているところは、これは最初からかなと思うところもあったのですが、特に大きなアリーナのところのフロアは、本当に床も、これが20年ぐらしかたっていない体育館なのかというぐらい荒れています。

それと、1階の壁もですが、2階の壁、これは数年前にあったねりんピックのときに、破損個所が多くあって、一度、壁の張り直しをしています。傷んだ壁を。

まだら模様みたいになっているのですが、それから後、現在も、この前、あがって見るに五六カ所、穴があいたり割れたりというふうになっています。

こういうことが、何で起こるんだろう。あそこへ、あの2階の後ろの壁がどうして傷むかということに、ずっと不思議でなりません。

この点について、管理者、設置者である宿毛市として、どのように認識しているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し

上げます。

市民体育館のアリーナの改修等についての御質問でございますけれども、この件につきましては、議員御指摘のように、本年9月議会において、原田議員からも同趣旨の御質問もいただきましたので、重複する部分があるかと思えますけれども、御理解をいただきたいというふうに思います。

市民体育館のアリーナの管理についてでございますけれども、総合運動公園市民体育館及び陸上競技場施設清掃作業委託業務の中で、アリーナのほうの床面を週4日、清掃することになっておりまして、合わせて市民体育館床維持管理業務委託といたしまして、年4回、床のクリーニング及びワックスがけを実施する中で、維持管理を行っているところでございます。

また、アリーナは市内外を問わず、多くの方々に御利用をいただいております。その中で、皆さん御利用いただいた後に、利用者みずからが率先して、モップがけ等を行っていただいております。床の維持管理をしていただいているというところもでございます。

床のラインの引き直しにつきましては、各競技の規定改正に伴う改修等は、適宜行っております。

市民体育館は、建築後15年以上、経過をいたしております。一定の劣化を避けて通れないというふうには思っておりますけれども、スポーツ合宿でありますとか、大会の誘致等に、積極的に取り組んでいる状況を踏まえる中で、他の施設修繕との優先順位等も考慮しながら、必要な修繕を、適宜行っていきたいというふうに考えております。

その中で、市民体育館の壁の損壊についてでございますけれども、1階、2階の損壊については、教育委員会としては、主にフットサルが御利用いただいております。そのフットサル

の使用によるものが大きな要因であるというふうに認識をいたしております。

現在、そういう対策として、現在は使用時に1階から2階、観客席付近まで、ネットを張って損壊の対応を行っておりますけれども、どうしても想定外のボールが飛んでいくこともございまして、そういったことが損壊をさせる要因になっているというふうに思っております。

損壊に至った場合につきましては、その都度、使用していただいておりますチーム、いわゆる壊したチームの責任で改修をしていただいているというのが現状でございます。

アリーナを使用しておりますフットサル団体及び使用回数につきましては、平成28年度でございますけれども、8団体で289回、平成29年度は、11月末現在で7団体、230回となっております。多くの方々に御利用いただいている状況でございます。

今後、新たな壁の損壊を生じさせないために、施設の整備、事故防止、団体の育成などについて、調査、審議をいただいております宿毛市スポーツ推進審議会の御意見もお聞きしながら、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 大きな原因は、フットサルだろうという教育長の答弁でしたが、私は、スポーツ団体を責めるつもりはないんですが、ただ宿毛市の市民体育館の場合、そういう、特に足でボールを蹴るような競技の使用に耐えるような体育館のつくりになってないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

そこが、ネットを張って、ボールが当たらないようにしているというふうに、今、聞きましたが、実際、1階の壁もかなり陥没というか、へこんだところもありますし、へりのところが

めくれたところも数カ所あります。

この補修の仕方も問題あるんじゃないかと思うのは、俗に言う、ガムテープで、色の違うガムテープで張ったりとかという形をとっていますので、非常に見にくいです。

そのはがれたところを見ると、後ろ側が石こうボードという形のボードなんで、非常に衝撃には弱いんだろうというふうに思うんですよ。

マナーを守ってても、例えばそういう破損が生じるのであれば、使用を御遠慮願うということも、一つの選択肢ではないかというふうに思うんですが。もし使用していただくのであれば、それに対応し得る改修というの、必要になってくるんだろうというふうに思うんです。

そのあたりの考え方を、もう一度、教育長にお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、体育館の壁の破損等の主な要因というのは、フットサルであろうというふうに認識はいたしております。

議員御指摘のように、体育館そのものがフットサルを想定していないのではないかというようなお話もございますけれども、フットサルのためのゴールにつきましては、平成13年4月に購入したという経緯もございまして、当初、体育館の建設に当たって、一定の想定はされていたのではないかなど。そういう備品類が購入されたということはですね。

ただ、御指摘のように、壁そのものがボードのようなもので、強い衝撃には、破損をしてしまうということもありますから、そういったもの、先ほども御答弁申し上げましたけれども、今後、審議会等の御意見を承りながら、いわゆる使用制限も含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） この宿毛市の市民体育館、多くの市民が利用し、また市内外からの皆さんに使っていただきたいという、宿毛市でも中心的な施設でありますので、やはりマナーを守って、マナーの中で利用をしていただく。また、そのマナーが守れない人がいれば、その人に対しては、先ほど、教育長のほうからもありました、使用禁止を含めて、対応をしていくということを考えて、進めていただきたいというふうに思います。

私が何でこんなことを言うかといったら、やはり利用者が気持ちよく使える環境を整備して、提供するというのが、設置者の責任だと思うので、この点について、よろしくお聞きをしたいと思います。

最後に、スポーツ施設の最後ですが、陸上グラウンドのことについて、お聞きをしたいと思います。

この陸上グラウンドも、先ほど言いました国体に合わせて整備をされたというふうに認識していますが、現在、3種公認をとっているスポーツ施設だというふうに思います。

この3種の公認が、近いうちに再申請をしなければならぬというふうに聞いております。そのときには、ひょっとしたら3種公認がとれないんじゃないかというふうにも聞いておりますが、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

陸上競技場のトラック、走路ですが、こちらにつきましては、平成13年度に建設し、その後、日本陸上競技連盟の第3種公認を受け、現在に至っているところでございます。

本競技場は、平成25年度に行われた3種公

認検定時に、検定員の方から、競技場そのものがかなり老朽化してきている、そういった状況で、中でもトラックのオーバーレイ、これ舗装表面の打ちかえということですが、こちらについての要望を受けました。

この要望を受けまして、翌年度の平成26年度には、トラック表面の不陸や摩耗を改善するための、全面改修を実施しておりますが、工事の完成と同時に、検定員の方に確認していただいたところ、競技場南側で地盤沈下の傾向が見られるので、次回の検定時には、留意する必要があるが、現在のところ、競技に支障はないとの判断結果をいただきました。

3種公認につきましては、5年毎の更新となりますので、次回の検討は平成30年12月となります。

ただ、前回の指摘事項の件もありますので、3種公認を取得できるかについては、心配される場所もありますが、次回検定時において、検定員による公認基準に基づいた正確な測量を行ってみたいとわからないというのが、現状であります。

そういったわからない状況であります。

今後につきましては、検定の結果を受け、判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 今、聞きますと、申請をしてみないと、認定されるかどうかについてはわからないということですが、地盤沈下があつて、非常に厳しいかもしれないという危惧もしているというふうにお聞きをいたしました。もし、これを改修するという事になれば、どれくらいかかるのかについて、試算をしたことはございますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在は、試算をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 相当額、億単位の整備費がかかるんじゃないかということ、陸上関係者もおっしゃっていましたので、ひよっとして試算をした話が、どこかで出たのかなというふうに感じております。

試算をしていないのであれば構いませんが、先ほども言いましたように、幡多郡では唯一の公認記録が出せる陸上競技場ということで、陸上関係者のほうからも、何とか公認をとれるグラウンドを維持してほしいという要望が、この前の身障者の大会のときにもお聞きをいたしました。

この点について、市長は今から検討していくということもありましたので、私としては、先日、陸上競技場の話ではなくて、PFI、PPPという民間の力も使ってというような話を聞いたときに、これ陸上競技場を初め、宿毛市のスポーツ施設、これから先ほどから言いました五つの施設以外にも、相当、手を入れていかなければいけない施設があるなど。

これをひとつ、PFI的な形で維持管理をしていく、もしくは国内でいろいろな企業に冠をつけてもらって、維持をしているというスポーツ施設も多く見受けられますが、何らかの形で、民間活力を導入するということを考えたらどうかというふうに思いますが、この点について、市長の考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、現段階ではどのぐらい、今かかるか

わからないというお話をさせていただきましたが、前回、平成25年から6年にかけてですか、オーバーレイの舗装の表面の打ちかえ、こちらのほうは、当時、1億7,000万円程度かかっておりますので、例えば競技場の南側で地盤沈下が起こって、そのことによって、3種の認可がおりないということで、それを改修するとなれば、どのぐらいかかるかというのは、試算をしてみるだけじゃなくて、その状況の、まずは把握から必要で、どういった工事をして、まず沈下をとめないといけないとかがありますので、なかなか、非常に難しいのかなとは思いますが、表面の張りかえだけで1億7,000万円かかっておりますので、そこら辺から見ると、かなり、数億円の工事になるのではないかなというふうに、想像ができるところでございます。

また、PFI、PPPのお話ですが、そういった手法等も取り入れることができるということは存じ上げているところでございまして、ただ、宿毛市が今、いろいろなところでPFIについて、可能性を探っている、項目としては、この総合運動公園のほうは入っておりません。

そういった形の中ではありますが、これからそういったことも含めまして、いろいろな可能性について、また検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） いろいろな可能性を探っていただきたいというふうに思うのは、宿毛市、本当に外にうっていく場合に、スポーツ施設っていうのも、売りの一つになるんだろうというふうに思っています。

そういうところで、外から来た人が、宿毛市の施設はすばらしいねと言えるような施設管理、また運営をしていただきたいというふうに思っ

ております。

これ以上の答弁は求めません。

それでは、最後に、先ほど冒頭に、一番最後に回していただきたいというふうをお願いした、2年間の総括と今後の市政運営について、お聞きをしたいと思います。

2年前の11月、市長は熱い思いを市民に語り、見事当選をして、市長に就任をされました。

年末に就任したので、まだちょうど2年にはなっていませんが、約2年間、市政運営をしてきて、折り返し点を迎えようというふうな時期に差しかかりました。

やはり、この時点で、一度振り返ってみて、これからのことを考えたらどうかなというふうな思いもあって、今回、このような質問をさせていただきます。

市長任期折り返し点を迎えるに当たって、市長はこの2年間でどのような年であったのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私の選挙公約の進捗状況であるとか、またこの2年を振り返って、またこれからどういうふうに考えているのかということでございます。

私の選挙公約は、若者が夢を、そして高齢者が生きがいを持てる、そんなまちづくりを基本理念としてまいりました。

その実現のためには、宿毛市独自の努力はもとより、国や、そして県との連携強化が欠かせないというふうに考えているところでございます。

市長就任以来、国や高知県への積極的な要望活動を行い、インフラ整備等の重要性を訴えつつ、国、県などの関係機関との連携も強めてまいったところでございます。

その結果、四国横断自動車道、先日よりお話

をさせていただいておりますが、宿毛内海間の整備について、大きな進展がありました。

昨年9月に、国土交通省四国地方整備局におきまして、四国地方小委員会が開催をされました。そして、計画段階評価についての審議に続きまして、今年9月には、国土交通省によりまして、宿毛市並びに愛南町の全世帯、そして全事業者を対象とするアンケート調査が実施されたところでございます。

このことは、ルート選定、そして新規事業化に向けての大きな一歩であります。

また、つい先日、定礎式が行われました横瀬川ダムにつきましても、平成31年度の完成に向けて、着実に工事が進められているところでございます。

今後も引き続き、経済の活性化につながり、防災上も重要な基盤となる道路、そしてダム、港湾などのインフラ整備の促進に向けて、国や県、関係市町村との連携を強化してまいりたい、そのように考えているところでございます。

次に、宿毛市の最優先課題であります人口減少対策についてであります。人口減少ストップを公約に掲げました。そして、昨年4月には、移住定住推進室を新たに創設をいたしまして、移住者の受け入れ推進と、定住できる環境整備を進めるとともに、宿毛市の魅力を積極的に発信をしてきたところでございます。

その結果、市長就任以降、11月末までに124名の方々が、本市に移住をされておりまして、着実に成果が見えてきているところでございます。

また、若年層の流出を防ぐには、子育てしやすい、そういった環境の整備と、産業振興による雇用の場の確保が重要になってくると考えております。

子育て支援につきましては、昨日の高倉議員の一般質問でもお答えをさせていただきました

が、保育園同時入所の第2子以降の保育料の無償化、無料化ということで、実施をしております。低年齢での入所児童数について、増加傾向にあるなど、子育て世代の社会復帰や、教育、保育に係る費用の軽減に一定の効果があるというふうに考えているところでございます。

また、市役所におきましては、すくすく子育て応援エリアを設置いたしました。1階入って、左側を見ていただいて、皆さんもお気づきのことだと思います。

そういうエリアを設置しまして、出産、保育などに関する手続や、そして相談支援など、子育てに関する各種のサービスを、1カ所で行えるよう、ワンストップサービスを提供し、利便性の向上に努めているところでございます。

産業振興につきましては、第一次産業への就業支援といたしまして、新規就農推進事業や、新規漁業就業者の支援事業、また自伐林家の育成を目指す宿毛森林塾の実施など、そういった施策を展開しております。特に宿毛森林塾では、開講以来38名の方が受講されまして、そのうち10名の方が自伐林家としての活動を、もう既に始められるなど、少しずつではありますが、成果があらわれてきているところでございます。

また、近年、宿毛湾沿岸部におきまして、水産加工施設、そういった施設の新設、増設が進んでいるところでございます。

平成29年度末には、株式会社土佐西南丸、そして平成30年度末には、株式会社高知道水による水産加工施設の建設が予定をされているところでございます。

そうした中で、本年6月に、当時の山本農林水産大臣、そして佐藤水産庁長官を宿毛市にお迎えをいたしまして、場所はすくも湾漁協で行いましたが、漁業の振興に関する意見交換会を開催しまして、本市の漁業振興のため、宿毛新

港へ、デポ、これ流通の拠点でございますが、こちらの整備の必要性を説明させていただいたところでもございます。

デポですが、この整備は、宿毛湾の豊富な漁獲物を、国内市場のみならず、海外へ輸出するため、効率的な出荷、配送が行われる輸出対応型流通拠点の整備でありまして、具体的には、宿毛新港の工業用地に、冷凍冷蔵施設を完備した物流センターを整備をいたしまして、最新のシステムにより、国内外から注文を受けまして、そして注文から仕入れ、荷づくりから発送まで行う、そういった施設を検討しているところがございます。

将来の高速道路の延伸と、インターチェンジの整備を見据え、さらなる地産外消を進めるべく、国、県との連携を図りながら、計画の実行に向けて、取り組んでいるところがございます。

けさもちょうど、四国地方整備局の元の次長が、こちらの新港のほうに訪れていただきまして、市役所内において、こういったお話もさせていただいたところがございます。

そして以前、議員も御存じだと思いますが、宿毛新港を計画する上で、今も計画の中に残っておりますが、モーダルシフトという形で、フェリーをここでつなごうという物流の流れ、これに対しても、一定、説明をさせていただきまして、元の次長のほうからも、非常に今、フェリーのほうの業界が明るいという話をいただいたところがございます。

こういった面で、新港をしっかりと活用する中で、この宿毛市の活性化に取り組んでまいりたい、そのように考えているところがございます。

さらに、これも人口減少対策に通じる公約でございますが、高齢者や障害者に優しく、そして生きがいの持てるまちづくりを掲げておりまして、その一環として、公共交通の充実があり

ます。

昨年10月には、宿毛市コミュニティーバス、はなちゃんバスの実証運行を、市街地循環線と公共交通の空白地である橋上方面、栄喜方面などの郊外線を開始をいたしまして、1年間で延べ5,713名の方に御利用をいただきました。

今年の8月には、藻津線を開設して、西部方面にも路線を拡大し、そして10月より本格運行を開始しているところがございます。

今後も、利用者の皆様の御意見を可能な限り取り入れ、利便性の向上を図り、市民の生活を支える、大切な移動手段の一つとして、運行を持続していきたいというふうに考えているところがございます。

本格運行に移るに当たって、地元の方々というか、利用者の方々からいろんな意見を聞いて、例えば、自由乗降ですよ。バス停以外でおりれないか、乗れないかというふうな形もお聞きをする中で、可能な限り、利用者の方々の利便性を図るような形で、本格運行に移ったところがございます。

次に、防災対策についてであります。

近い将来に発生が予想されます南海トラフ地震対策といたしまして、津波避難道や津波避難場所の整備、また総合運動公園の敷地内には、飲料水などの備蓄品を集約する大型備蓄倉庫を、県とともに整備をいたしました。

また、ソフト面におきましても、地域防災計画などの各種計画の見直しや、各避難所における具体的な運営方針を定めた避難所運営マニュアルを、平田小学校について策定をいたしまして、つい先日には、この運営マニュアルを検証するという観点からも、地域の皆様にも参加していただきまして、参加された方は大変だったというお話も聞いておりますが、宿毛市広域避難所運営研修・訓練を、平田小学校にて開催をいたしました。

この研修・訓練を通じて、明らかになった問題点を検証し、さらなるマニュアルの改善につなげていきたいと考えているところでございます。

そして、今後も、必要なハード整備を進めるとともに、ソフト対策の充実を図り、市民の生命と財産を守る防災対策を進めてまいりたいというふうに思います。

よく市民の方々、そして地域の方々から、聞かさせていただくのは、避難路はできたけれども、あそこがだめだよとか、ここが心配だよとか、こういったときはどうするのとか、できたらできたと、さらなる心配ごととか、課題が必ず生まれてきます。

できたから完成ではなくて、できたからこそ見えてくる、そういった問題点をさらに改善していく、そういう取り組みをこれから続けていきたいというふうに思っております、これはハード面、ソフト面両方でございます。いろいろな訓練を通じて出てきた課題も、またソフト面もしっかりとクリアしていきたいというふうに考えているところでございます。

続いて、教育の充実について、述べさせていただきます。

私の公約として、郷土に愛着と誇りを持たせる教育の推進を掲げておりますが、宿毛が生んだ偉人を検証することも、その一環と考えておりました、今年、宿毛文教センターにおきまして、近代ヒューマンイズムの先駆者と言われる大江 卓の実績を紹介する「宿毛の大江 卓展」を9月に開催し、この11月には、先ほどお話にもありました、竹内明太郎が開発に携わったダットサンの車両と、吉田 茂元首相のロールスロイスを展示した、竹内明太郎とダットサン展示イベントを開催をしたところでございます。

両展示会とも、多数の入場者を集め、大江 卓、竹内明太郎の業績を広く知らしめることが

できたと考えているところでもございます。

このようなイベントを通じまして、子供たちにも、宿毛出身者の偉大さが十分に伝わり、宿毛への愛着と誇りを醸成してくれるものと信じているところでございます。

さらに、皆様も御存じのように、現在、林邸の改修工事を進めておりますが、完成した際には、観光振興や、そして地域活性化の拠点となるだけではなくて、宿毛の歴史や文化を広く知らしめる場所として、十分に活用していきたいというふうに考えておまして、こちらのほうでも、ぜひ子供たちにも活用していただきたいということで、先ほど、川田議員のほうからお話がありました子ども食堂もそうですが、それ以外にも、いろいろ子供たちとの交流の場として活用できるんじゃないかというお話もいただいておりますので、そういったことも積極的に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

次に、教育環境の整備についてであります、私の公約では、都市圏に劣らない、そういった質の高い教育環境の整備を進めるとしております。

その手段の一つといたしまして、宿毛市内における小中一貫教育の可能性について、検討を始めているところでございます。

中1ギャップや学力格差の解消に効果があるとされる小中一貫教育については、課題も多くあるとは思いますが、小中一体型校舎の建設の含めまして、子供たちに質の高い教育環境を提供できるよう、検討を進めているところでございます。

そのほか、交流人口の拡大につながる各種スポーツイベントの開催に対する支援や、スポーツ合宿の誘致を、積極的に進め、宿毛市総合運動公園、先ほどお話にもありましたが、こちらの中に整備しました芝生敷きの防災広場を活用

したスポーツイベント等も計画してまいりたいと思っておりますし、それ以外の施設も、しっかりと活用してまいりたい、そのように考えているところでございます。

最後に、宿毛市の将来を考える上で、やはり高速道路の延伸は必要不可欠な社会資本整備であるとともに、その効果を最大限に生かすことができるまちづくりを考えていかなければならないというふうに考えております。

先ほど述べました、新港における物流拠点の整備も含めまして、高速道路を生かした、そういった宿毛のグランドデザインを、今後つくり上げていきたい、そのように考えているところでございます。

以上が、私の主な選挙公約の進捗状況と、今後の取り組みについてでございます。

最初に述べましたように、いずれの政策を実行するにせよ、宿毛市独自の努力のみならず、国、県との連携強化が欠かせません。私は、東京などに出張の機会があるわけでございますが、そういった出張の際には、時間をつくりまして、市議会議員の時代から培ってきた人脈を生かさせていただいているところでございます。

国会議員の方々などとお会いをし、要望活動や、そして情報収集などを行っているところでございまして、先に述べました大江 卓展での神奈川県立図書館所蔵の大杯をお借りしたわけでございますが、この借り受けに際しましても、いろいろな方のお力添えを得て、実現したものでございます。

また、ダットサン展示イベントにおきましては、出席はかないませんでした。吉田 茂元首相を祖父にもつ麻生太郎副総理のほうに、東京にて直接、御案内を差し上げさせていただきました。

そういった形の中で、祝電をイベント開催に当たっていただいたところでもございます。

これらは一例ではありますが、宿毛市にとって大切な政策を実行するには、やはり県や国等の関係機関、さらには人と人とのつながり、そういったものが重要になります。

今後もこのような連携を、つながりをさらに強めていきたいというふうに考えているところでございまして、これからの2年間についても、これまで以上に宿毛創生を目指しまして、若者が夢、そして高齢者が生きがいを持てる、そんなまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

そういったまちづくりに向けて、不退転の決意で臨む所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、今後とも御協力、そして御指摘、御指示、いろいろなものを受けますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 再質問をしようかと思いつながら聞いていたのですが、もう熱い思いをいっぱい聞きましたので、これからの2年間に向けての思いも、ところどころに散りばめられながらありましたので、これ以上、再質問はいたしません。

これで、私の一般質問を終わりますが、ますます寒くなってきます。管理職の皆さん、また市の職員の皆さん、議員の皆さん、市民の皆さん、お体に気をつけて、明るい30年度が迎えられるように祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

午後 2時39分 散会

平成29年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成29年12月13日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第21号まで

----- . . . ----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第21号まで

----- . . . ----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . ----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . ----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . ----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

會計管理者兼 會計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	山岡敏樹君
選挙管理委員 会事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第21号まで」の21議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。3番、質疑を行います。

私がお伺いいたしますのは、議案第3号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、ページ6ページになります。

6ページ、債務負担行為補正、地域おこし協力隊活動事業。

一つ目は、自伐型林業推進事業690万円、その下になりますが、スポーツ推進事業460万円、この二つの事業の詳しい説明を求めます。

続きまして、議案第13号「宿毛市課設置条例の一部を改正する条例」でございます。こちらにつきましても、詳しい説明をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上村秀生君） おはようございます。産業振興課長、3番、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、6ページ。

第2表、債務負担行為補正、地域おこし協力隊活動事業（自伐型林業推進事業）、期間、平成30年度、限度額690万円以内、について、御説明いたします。

地域おこし協力隊につきましては、本市におきましても、これまで数名の隊員を委嘱してき

たところでございますが、改めて御説明申し上げますと、地域おこし協力隊活動事業とは、都市部の方が地方自治体の募集に応じて、地域おこし協力隊員として委嘱を受け、地方に移住して、地域の活性化などに取り組む活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る事業でありまして、総務省より隊員一人当たり、400万円を上限として、特別交付税による財政支援があるものでございます。

今回の自伐型林業推進事業の地域おこし協力隊事業につきましては、自伐型林業を希望する方々を地域おこし協力隊として3名募集いたしまして、市が推進する自伐型林業のモデルチームとして、間伐や作業道の設置作業など、小規模林業を実践してもらうことで、この地域に新たな刺激を与え、自伐型林業の普及及び促進につなげていただきたいと考えております。

具体的には、市が管理する市有林等をフィールドとして、自伐型林業を実践し、3年後の定住の際には、地域の山の集約を行って、自立する基盤をつくっていただきたいと考えております。

この債務負担行為につきましては、この地域おこし協力隊員3名分の報償費と社会保険料にかかわる経費等の人件費について、計上しているものでございます。

積算内容につきましては、地域おこし協力隊一人当たりとして、報償費月額16万5,000円の12カ月分で198万円。健康保険料や厚生年金保険料などの社会保険料として、32万円、一人当たりの合計が230万円となり、これの3名分で690万円を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（和田克哉君） おはようございます。生涯学習課長、

3番、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、6ページ、第2表、債務負担行為補正。事項、地域おこし協力隊活動事業、スポーツ振興事業。期間につきましては、平成30年度、限度額、460万円以内につきまして、事業内容についての御質問でございます。

本事業は、本市のスポーツ振興事業のため、平成30年度から地域おこし協力隊員としての募集を、平成29年度から実施したいことから、債務負担行為として予算計上しているものです。

本市では、宿毛市総合運動公園を初めとするスポーツ施設があり、現在、生涯学習課において、スポーツ合宿の誘致活動や、市民のスポーツの振興などに取り組んでいますが、今後の事業体制の強化に向けまして、これまで都市部でスポーツ活動などに取り組んだ方々の知識を活用して、本市のスポーツ振興につなげていきたいとの考えから、募集をしようとするものでございます。

行っていただきたい業務といたしましては、幼児から高齢者までを対象といたしました健康増進や体力向上、及びスポーツサークルなどの企画や指導等、また合宿や大会誘致並びに宿泊施設などの受入体制の整備などに取り組んでいただきたいと考えております。

また、具体的に求める人材として、想定していますのは、陸上競技場、体育館、野球場を使用する競技で、その競技に精通している方。

相互型地域スポーツクラブ、フィットネスクラブなどの運営等にかかわった経験のある方。旅行会社、広告代理店等において、企画またはマーケティングの実績経験のある方などが来ていただければと考えております。

積算内容といたしましては、先ほど、産業振興課長の答弁にありましたように、1名当たり、

年額230万円掛ける2名分で、合計460万円を計上いたしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、原田議員の質疑にお答えします。

議案第13号「宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について」御説明をということでございます。

現在の保健介護課は、平成12年度の介護保険法の施行に伴い、平成15年度の機構改革を経て、スタートをいたしました。

平成12年度の介護保険法が創設されるまでは、老人福祉法のもとで、福祉事務所が中心となり、高齢者福祉を担ってまいりましたが、従来の老人福祉、それから老人医療制度による対応では限界となり、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、介護保険法が創設をされました。

介護保険法の施行によりまして、高齢者福祉に関する業務体制を見直し、高齢者部門を統一した組織の再編を行う自治体が、その後、ふえてまいりました。

このような中で、宿毛市におきましては、組織の再編が課題であることは認識しつつ、これまで保健介護課と、それと福祉事務所の2課にまたがった業務を行ってまいりました。

平成29年10月の現在の全国の高齢化率が27.7%、全国に10年先行して高齢化が進展しているという、高知県が32.4%という中で、宿毛市は35.7%と県平均を上回っており、高齢者施策は、本市においても、行政の大きな政策課題の一つとなっております。

また、現状の体制では、業務が2課で重複する部分も多く、住民の皆さんにも、目的に応じた相談窓口を、その都度、使い分けるということは、簡単ではないと考えますことから、高齢

者部門を統一することで、施策の充実と効率化、ワンストップサービスによる利用者の利便性向上を図ることを目的として、現在の2課を3課に再編しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 一つだけ再質疑させていただきます。

課設置条例の件ですが、課が一つふえるという認識でよろしいんですね。それについて、近ごろホームページで職員の採用の発表があつて、5名だったと思いますが、採用になっていましたが、課が一つふえるということで、職員の数と、あとスペースですね、下もなかなか、今、狭いですが、その事業を行うに当たってのスペースの確保というのは、十分になされているものなんでしょうか。

お願いします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、原田議員の再質疑にお答えします。

2課が3課にふえることによる人員と、それとスペースの問題ということの質疑かと思えます。

2課を3課にすることで、管理職員については、1名増ということにはなりますが、基本的に職員数の中での集約化、それから再配分ということを前提に考えておりますので、全体的には、このために職員数が増減すると。

今回、退職者が、定年退職者を含めて5名と、一般行政職で。採用予定が5名ということで、全体の職員数については同数ですので、この人数の中で、全体的な調整を行ってまいりたいと考えておりますので、特に変動はないというふうに考えております。

スペースについても、現在の2課のスペースの中で、3課に再編していくということで考え

ておりますので、よろしく申し上げます。

申しわけありません。訂正をさせていただきます。

先ほどの高齢化率が、県平均が32.4%ということで御説明をさせていただきましたが、正しくは34.2%の間違いでございます。

済みません、訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 以上でございます。

詳しい説明をありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。

ことし最後、議場に立たせていただくのに、済みません、ちょっと風邪がみでして。本当に自己管理の甘さ、申しわけなく思っております。

それでは、質疑をさせていただきます。

私、今回、三つの項目について質疑させていただきます。

それぞれ担当課長の御説明を求めます。

まず、そのうちの二つについては、議案第3号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、こちらのほうからでございます。

まず、お聞きいただきたいページが、18ページになります。18ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、13目委託料、他市町村入所児童分委託料、こちらの37万2,000円についてですけれども、他市町村とありますけれども、具体的にどちらの市町村に、また何名の児童が入所なさっているのか、こちらをお伺いしたいと思っております。

また、逆のパターン、逆に宿毛市が他市町村から児童を受け入れている場合がございますら、その市町村名や人数も、あわせてお伺いをしたいと思っておりますし、また、どうして他市町村に委託をするのか、また他市町村の児童を受け入れることになるのか、その原因、要因もあわせて、把握していらっしゃったら教えてい

ただきたいと思います。

そして、2点目は、同じく26ページをお開きください。

26ページの第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、教室等改修工事費107万7,000円についてでございます。

どちらの学校の、そしてどのような教室の改修工事が行われるのか、これを御説明をお願いいたします。

そして最後、3項目めですけれども、こちらのほうは、議案第5号別冊、平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

こちらの4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正。先ほど、原田議員も、この地域おこし協力隊活動事業について、質疑がございましたが、私も同じく、この地域おこし協力隊活動事業の沖の島診療所看護師、こちらが限度額351万4,000円以内となっておりますが、この看護師の方の業務内容を、担当課長に御説明をいただきたいと思えます。

それぞれ三つの項目について、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、2番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第3号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、18ページ。第3款民生費、第2項児童福祉費、4目児童福祉施設費、13節委託料、他市町村入所児童分委託料に対する御質問をいただきました。

まず、他市町村入所児童委託料という事業の内容につきましては、宿毛市に住所がありながら、保護者の勤務地等の関係で、他市町村の保育所に通う児童の委託料でありまして、幡多管

内の市町村及び愛南町と協定を結んで、親が子育てをしやすい環境といたしますか、保育環境を整えている事業であります。

委託料の積算につきましては、委託先の市町村の公定価格から、対象児童の利用負担額、いわゆる保育料を差し引いた額を支払うものとなっております。

今回の補正、37万2,000円につきましては、今年度の当初予算計上時には、委託児童がいなかったため、計上しておりませんでした。昨年度末より土佐清水市のきらら保育園へ通う児童が1名できたことによる増額補正であります。

なお、この児童につきましては、10月中に転出いたしましたので、4月から10月分を土佐清水市に支払う委託料となっております。

また、宿毛市で受け入れている他市町村の児童の受託分ということでありましたが、それについては、当初予算にて728万円の歳入予算を計上させていただいておりまして、受託児童数は12月1日現在で、公立保育園3園に4名、私立保育園2園に3名の、計7名。市町村内訳としましては、四万十市3名、大月町3名、三原村1名となっております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原 一君） おはようございます。学校教育課長、川村議員の質疑にお答えをいたします。

議案第3号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、26ページ。第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、教室等改修工事107万7,000円につきまして、どの学校の、どの教室の工事を行うのかという御質問だと思います。

現在、来年度に向けまして、特別な支援の必要な子供さんの、特別支援学級の編制を行って

いるところでございます。

その編成の中で、来年度につきまして、宿毛小学校におきましては、現在、使っております特別支援学級を2分割して、新たな特別支援学級編成を行う必要が生じてきております。

そのため、その特別支援学級を2分割するための間仕切り用の壁を、春休みの3月末までに設置をさせていただいて、新年度を迎えさせていただきたい。そのために、今回、計上させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 保健介護課長。

○保健介護課長（中山佳久君） おはようございます。保健介護課長、2番、川村議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算（第1号）、ページ4ページ。第2表、債務負担行為補正予算、地域おこし協力隊活動事業（沖の島診療所看護師）、期間、平成30年度、限度額、351万4,000円以内についてです。

本事業における地域おこし協力隊の業務内容につきましては、宿毛市立沖の島へき地診療所及び弘瀬出張所での看護師業務並びに、保健介護課が事務局を担当しております、沖の島健康を守る会の健康増進事業の活動を行っていただくことを想定しております。

地域おこし協力隊の事業を導入することによりまして、都市部で培った新たな視点での健康増進事業の企画をしていただいたり、任期終了後に移住定住につなげることができれば、沖の島地区における医療や、保健事業の強化ともなりますので、平成30年度からの委嘱に向けまして、募集事務を平成29年度中に実施するために、今回、債務負担行為を計上させていただいております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） それぞれの担当課長、ありがとうございました。

1点、再質疑をさせていただきます。

保健介護課長、今、地域おこし協力隊事業で沖の島診療所の看護師さんの募集を行うという御説明をいただきました。

地域おこし協力隊事業、大変、各自自治体でも募集を行っておりまして、業務活動も多岐にわたっていると伺っておりますが、その反面、地域によったり、そしてまた業務によっては、なかなか協力隊員が集まりにくいという現状、実情があるのも確かだと伺いをいたしております。

この看護師さんの募集について、何かPR活動、広報活動はどのようなものを考えていらっしゃいますでしょうか。その点をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 保健介護課長。

○保健介護課長（中山佳久君） 保健介護課長、2番、川村議員の再質疑にお答えします。

地域おこし協力隊の委嘱に向けまして、どのように取り組んでいくかという御質問でした。

取り組みにつきましては、地域おこし協力隊の募集サイトでありますJOINへの掲載や、東京で開催されます移住交流地域おこしフェア等での募集やPRを行っていきたいと考えております。

看護師になりますので、看護師免許がまた必要となりますので、東京への出張に合わせまして、募集やPRできる期間等も検討しまして、委嘱に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 先ほどから三つの項目、それぞれの課長に御説明をいただきました。

ありがとうございます。

他市町村の児童の入所に関しましては、本当に働く子育て世代にとりまして、幡多地域のみならず、お隣の愛媛県愛南町とも協定を結び、連携をしながら、支援していくこの体制、本当に心強いものだと思っております。

これからも子育て世代に優しい、さまざまな施策、構築していただきたいと思っております。期待をしております。

そしてまた、同じく、教育環境を整えることも必要でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

そしてまた、沖の島診療所の看護師さんの件ですけれども、沖の島と申しますと、やはり孤島の太陽 荒木初子さんでございます。保健師と看護師、多少、立場の違いはありますけれども、同じく人々、島民の健康や、保健衛生に携わる職責を持って、それを担う仕事をしています。どうか、第二の荒木初子さん、21世紀の荒木初さんの登場、誕生を願って、私の今回の質疑、終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） おはようございます。私は、議案第12号「宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例制定について」、お伺いいたします。

第1条に、観光事業の振興と市民の交流拠点とすることを目的として、とありますけれども、それぞれ、誰にも使用させることができると、適当でないと認めるものを除き、誰でも使用させることができるとあります。

そしてまた、占用して使用できるともあります。それぞれに施設の使用料なども決まっておりますけれども、私が聞いたところによりますと、市民の方、本当に待っておられます、この林邸の改築。

新しいものができて、市民の方に、2億相当の予算をもって、新しくリニューアルいたしましたその感動を、市民に開放するとのことから、市民にどのように、皆さんが常時、日常、利用できるのかということ、御説明お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） おはようございます。商工観光課長、1番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第12号「宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例について」。

第1条の観光事業の振興と、市民の交流拠点とすることを目的ということですが、具体的な詳細について触れながら、お答えしたいと思います。

一昨日の山本議員の一般質問の中で、市長のほうから答弁をさせていただきました。若干、重複する部分があるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

この林邸につきましては、平成30年度から御利用いただけるように、現在、改修工事を実施しております。

完成後は、基本的には、どなたでも無料で使用したり、見学したりしていただくことが可能となっております。

また、今回は、カフェスペースも整備することとしておまして、コーヒーなども飲みながら、庭を眺め、ゆっくりとくつろいでいただくこともできるようになっております。

ただし、団体での御利用などで、部屋の1室を貸し切りで使用されるような場合、これは個人でも貸し切っている場合は、同じ取り扱いになります。施設使用料をいただくようにしております。例えば、和室については、1室当たり1時間300円としております。市民の方々のさまざまな活動について、幅広く利活用

していただけるものと考えております。

さらには、宿毛の歴史や文化を広く知っていただく、そのことを子供たちにつなげていくための学習の場所としても、利用できるのではないかと考えております。

既に子供食堂で使っていきたいとか、それから市役所内の各課からも、こういった場合にも利用したいとか、それから公民館等でお茶をやっているグループの方からも、お茶もぜひ、茶道もやっていきたいというようなお話とか、いろいろと市民の中で関心が高まってきて、いろいろ問い合わせもあります。

そういった中で、皆さんに説明しているのは、いろんなことに使っていただきたいということで、口頭で説明をしておりますが、完成に目指して、また広報や、いろんな形で、さまざまな利用ができるということを、周知をしていきたいと考えております。

このように、観光客の誘客促進を図りながら、さまざまな方法をもち、多くの市民の皆様との交流拠点となる施設として、準備してまいっております。

担当課といたしましても、来年3月末の完成を目指し、引き続き、計画的に工事が進捗するように、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

続きまして、議案第13号は、先ほどの原田議員と重なりますので、割愛をさせていただきます。

次は、議案第14号「宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」お伺いいたします。

これは、国の改正に基づく条例の改正だと思

いますけれども、個人情報の定義を明確化することだと思えます。グレーゾーンだった部分を、明確化することとはどういうことでしょうか、説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、1番、川田議員の質疑にお答えします。

議案第14号「宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、その改正内容についてという御質問であろうかと思えます。

まず、今回の条例改正に至る背景といたしましては、上位法であります個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、個人情報等の定義の改正などが行われましたので、それを踏まえて、本市の条例を改正しようとするものでございます。

その改正内容についてでございますが、大きく2点ございます。

1点目は、先ほど、川田議員の御質問にありましたように、個人情報の定義の明確化でございます。

これまで、顔や音声の認識データ、それから指紋認証データなどの特定の身体の特徴を変換したものや、旅券番号や運転免許証番号などの、特定の個人に付与された番号が、個人情報として取り扱われておりました。

これらが個人情報であるかどうかについて、いわゆるグレーゾーン、曖昧な解釈が生じておりました。そのため、個人情報の明確化の観点から、これらの情報を新たに、個人識別符号として定め、個人情報であることを明確化したものでございます。

2点目は、要配慮個人情報の規定の新設でございます。

個人の人種や思想、信条、犯罪により、害をこうむった事実など、特に配慮を要する個人情

報を、要配慮個人情報として定義し、対象を明確化しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。

次、議案第15号「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

4年連続上昇でございますけれども、2017年、国家公務員一般職の月給を、人事院勧告に基づき給与編成がありましたので、宿毛市も準じるということではございましょう。

改正内容のわかりやすい説明と、人件費に対する増加額、予算額をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えします。

議案第15号「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、人事院勧告の内容と、影響額という御質問であろうかと思います。

まず、今回の改正内容についてでございますが、月例給と民間給与との格差が、今回、額にして631円、それから率にしますと0.15%の格差が生じていると。

それと、ボーナスにつきましては、官民の格差、民間が4.42月、それから公務のほうは4.3月と、今回、このような格差があるということで、人事院勧告がなされました。

基本給につきましては、特に若年層に配慮しまして、若年層に厚く、1,000円程度引き上げるといった改定。その他につきましては、基本的には、400円程度の基本給をベースアップするというような内容の改定になっております。

ボーナスにつきましては、官民との格差を考

慮しまして、0.1月分の引き上げを行い、勤勉手当に配分をし、平成29年度の12月に0.1月引き上げて、追加支給を行うということでございます。

それぞれ平成29年4月1日に遡及をして、適用されるということでございます。

それから、影響額についてでございますが、職員の宿毛市における平均給与額が、現在、改正前が29万2,423円、改正後が29万3,061円ということで、差額639円となりまして、平均ベースアップが639円、率にしまして0.2%ということになっております。

給与に対する全体の影響額としましては、226万9,884円という結果になっております。

ボーナスにつきましては、今回の改正によりまして、改正前が70万9,194円と、改正後が74万2,059円ということで、差額が3万4,198円生じております。

全体の影響額としましては、1,028万4,386円ということでございます。

以上の、勧告に伴いまして、12月の議決をいただきました後に、追加支給を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 私の質疑は3点で終わります。

詳細に、詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号及び議案第2号」の2議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第3号から議案第21号まで」の19議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託をいたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月14日、12月15日及び12月18日、12月19日は休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、12月14日、12月15日及び12月18日、12月19日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月14日から12月19日までの6日間は休会し、12月20日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時46分 散会

議案付託表

平成29年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (9件)</p>	<p>議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号</p>	<p>平成29年度宿毛市一般会計補正予算について 平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について 平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について 平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (7件)</p>	<p>議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第20号 議案第21号</p>	<p>宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について 権利の放棄について 高知市及び宿毛市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第12号 議案第18号 議案第19号</p>	<p>宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の制定について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定について</p>

平成29年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（平成29年12月20日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第21号まで
（議案第1号及び議案第2号、討論、表決）
（議案第3号から議案第21号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 議案第22号 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について
（議案上程、質疑、討論、表決）
- 第3 陳情第11号
- 第4 委員会調査について
- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第21号まで
- 日程第2 議案第22号
- 日程第3 陳情第11号
- 日程第4 委員会調査について
- . . . -----

3 出席議員（14名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 川田 栄子 君 | 2番 川村 三千代 君 |
| 3番 原田 秀明 君 | 4番 山岡 力 君 |
| 5番 山本 英 君 | 6番 高倉 真弓 君 |
| 7番 山上 庄一 君 | 8番 山戸 寛 君 |
| 9番 岡崎 利久 君 | 10番 野々下 昌文 君 |
| 11番 松浦 英夫 君 | 12番 寺田 公一 君 |
| 13番 宮本 有 二 君 | 14番 濱田 陸紀 君 |
- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

- 事務局 長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 小野 り か 君
兼調査係長

議事係長 奈良和美君

----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長	河原敏郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長補佐	有田年秀君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 補佐	岩村研治君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	山岡敏樹君
選挙管理委員 会事務局長	岩田明仁君

----- . . ----- . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第21号まで」の21議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号及び議案第2号」の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第3号から議案第21号まで」の19議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山戸 寛君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案第3号から議案第11号までの9議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、12月14日と12月15日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、12月19日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案9件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決ま

た。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第3号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）の14ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目財産管理費、13節委託料、宿毛東団地不動産鑑定委託料65万8,000円についてであります。

委員からは、鑑定評価額は、現在の販売価格より下がると予想されるが、その場合、販売価格を下げるのか、との質問があり、執行部からは宿毛東団地分譲宅地の20区画が販売には至らない要因について、決算審査において、土地単価が高いのではとの指摘を受けており、市内の不動産会社へのアンケート調査においても、価格が高いという意見が多数であった。

そのため、不動産鑑定士に鑑定を依頼し、鑑定評価額を今後の販売促進に向けての検討材料とするものであり、販売価格を設定するための鑑定ではない、との回答がありました。

続きまして、26ページ、第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、13節委託料、宿毛小学校校舎耐力度調査業務委託料40万円についてであります。

本件は、文部科学省において定めているIS値とは別の指数で、建物の古さやコンクリートの強度など、さまざまな度数を計算して、指数化する耐力度指数の調査を委託するものであり、指数によって、校舎の建てかえの交付金が受けられるものである。

委員からは、宿毛小学校以外で耐震補強工事をした際に、耐力度を調査した学校はあるのか、との質問があり、執行部からは、宿毛小学校は当初、通常の耐震補強が困難ではないかとの判断があり、早急な建てかえを模索する中で、耐

力度の調査を行っていたものである。

その後、宿毛小学校でも、耐震補強が可能となり、建てかえまでの安全性を確保するべく、耐震補強工事を行っていたが、今後の建てかえに向けて、新たな財源を確保するため、耐震補強工事後の現在の耐力度を調査しようとするものである。

また、宿毛小学校以外については、耐震補強工事後の耐力度は、基準を満たしていると判断されるため、調査は行っていないとの回答がありました。

また、委員からは、耐力度が低いとの調査結果が出て、建てかえるまでの間は校舎を使用するのか、との質問があり、執行部からは、文部科学省で認める指標ではないが、I F値での耐震補強をしており、耐震性は確保できていると考えている、との回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第3号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）の6ページ、第2表 債務負担行為補正 地域おこし協力隊、自伐型林業推進事業。期間、平成30年度、限度額690万円以内について、御報告いたします。

本件は、宿毛市の有する市有林を活用し、自伐型林業家を育成することで、将来的には市内民有林の集約化を推進しようとするもので、1月から募集を行うため、債務負担行為を行うものです。

委員からは、設定している給与が安過ぎるのではないかと質問がありました。これに対し、執行部からは、林業を始めるに当たっては、自費で研修を受ける。自分で山林を見つけるといった難しい課題がある。

本事業は、市有林を活用した研修を行うなど、それらの課題を克服し、一定の収入を確保する

中で、林業に取り組めるという環境を整えているとの回答がありました。

これに対し、委員からは、林業は間伐や作業道の開設など、危険な作業も多いので、万全なサポートが必要であると考え、自立するための支援も十分に検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、議案第5号別冊、平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算（第1号）の4ページ、第2表、債務負担行為補正、地域おこし協力隊、沖の島診療所看護師。期間、平成30年度、限度額、351万4,000円以内について、御報告いたします。

本件は、地域おこし協力隊活動事業を活用し、沖の島診療所へ看護師を雇用しようとするものです。

委員からは、離島を抱えている他市町村の状況調査を行ったことはあるのか、との質問がありました。これに対して、執行部からは、医師や看護師を紹介している業者の調査も含め、離島を有している自治体での成功事例について、調査等を検討していきたいとの回答がありました。

これに対し、委員からは、自伐型林業推進事業でも意見があったが、市外、県外から来てもらうことを考えると、給与の設定額が十分だとは言えないのではないかと。成功事例等をよく研究しながら、検討してもらいたいとの意見がありました。

以上で、本委員会に付託されました9議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松浦英夫君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました7議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第13号は、宿毛市課設置条例の一部を

改正する条例についてであります。

本案は、本年度、新たに策定した行政改革大綱改革プランに基づき、福祉事務所及び保健介護課の高齢者部門を集約し、新たに高齢者行政に特化した課を設置し、それとともに、保健介護課の課名を変更するために、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第14号は、宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、個人情報の定義等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第15号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成29年人事院勧告の実施に伴い、給料表等の改定を行う必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第16号は、宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本条例の上位法である工場立地法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第17号は、権利の放棄についてであります。

本案は、昨年8月31日に発生した交通事故において、宿毛市がこうむった損害に対して、確定した49万円の損害賠償請求権について、債務者に返済可能な資産もなく、今後においても、債権を回収することができる見込みがないため、その権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、高知市及び宿毛市における

れんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結についてであります。

本案は、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むために、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づいて、高知市と宿毛市との間に、れんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約を締結することについて、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

本案は、沖の島辺地の市道母島古屋野線を整備するに当たり、辺地対策事業債の申請のため、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上7議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案7件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案3件について、審査結果を御報告いたします。

議案第12号については、宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、本市を代表する歴史的建造物である林邸の価値を尊重しながら、市民の交流拠点として、永続的に利活用するために、本条例を制定しようとするものです。

委員からは、カフェスペースの公募を考えると、早期に条例を制定しなければいけないのは理解するが、林邸の利活用については、早稲田

大学へ委託し、調査研究を行っているところであり、調査結果を条例に盛り込むべきではないか。

また、宿毛の偉人ゆかりの品を展示し、宿毛の歴史を感じることができる施設とするべきではないか、との質問がありました。

これに対し、執行部からは、早稲田大学への委託事業の結果については、今後、策定する規則等へ反映していくこととしている。また、一部の部屋を活用し、偉人ゆかりの品や、歴史的な資料を展示することで、広く市民、または観光客等に、宿毛の歴史や文化を伝えていくことを考えている、との回答がありました。

これに対し、委員からは、条例には歴史的価値を尊重するといった文言が入っておらず、単なる観光施設、交流施設となってしまうおそれがある。寄附していただいた方々の思いを十分反映した運用ができるのか、後世に林邸の意義を継承していけるのか、大変危惧している。

早稲田大学の調査結果等を踏まえ、歴史的な価値を損なうことなく、宿毛の21人の功績に対する象徴的な建造物としての活用方法の検討を強く求める、との意見がありました。

議案第18号及び議案第19号の2議案は、指定管理者の指定についてであります。

内容につきましては、宿毛市中央ダイケアセンターを社会福祉法人宿毛福祉会に、宿毛サニーサイドパークを一般社団法人宿毛市観光協会に、いずれも平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

以上3議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査をいたしました。

特に、議案第12号、林邸の議案につきましては、建物の歴史的価値を尊重する、これを強

く委員長報告する。

これによって、以上3議案、全会一致を以て可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第21号まで」の19議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第3号から議案第21号まで」の19議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第3号から議案第21号まで」の19議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第22号、宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第22号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第22号」は、原案のとおり可決されました。

日程第3、陳情第11号を議題といたします。

これより、陳情第11号について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長。本委員会に付託されました、陳情第11号の審査結果を報告いたします。

本陳情は、……………より

提出されたものであります。

内容につきましては、国の責任で、安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもちろん、給与水準の低さから、不足している保育士の処遇改善、実態に合わない配置基準の改善による保育の質の確保など、総合的な対策を進めるために、子供のための予算を大幅にふやし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出を求めるものであります。

本陳情につきましては、審査の過程で、委員からは、待機児童の解消や職員配置基準と処遇の改善、保育、子育て環境の整備といった部分は賛同できるが、国の保育予算を大幅増額するということとなると、その原資はどうするのかといった課題がある。

昨年度も同様の趣旨で陳情が出ていたが、国における調査研究が進んできていることを踏まえると、現状で採択する状況ではなく、不採択とすべきではないかとの発言がありました。

一方、本議会から意見書を提出することが必要とは言えないが、陳情の趣旨は理解できるので、趣旨採択としてはどうかとの発言もありました。

採決の結果、賛成多数で不採択とすべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第11号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 1 番、川田栄子です。

私は、陳情第11号「子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出について」、不採択との委員長報告に反対の立場から討論を行います。

現内閣の掲げるひとつり革命の中には、安心して暮らすことのできる社会をつくるためには、我が国の社会保障制度を、子供から高齢者まで、誰もが安心できる全世代型の社会保障へ展開するとあります。

その重要なかぎを握るのが、人材の投資であり、ひとつりこそが、次なる時代を切り開く原動力であるとしています。

その中で、幼児教育の無償化として、若い世代が子供数をもたない理由は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるが最大の理由であり、教育費への支援を求める声が多くあります。

子育てと仕事の両立や、子育てや教育にかかる費用の負担が重いことが、子育て世代への大きな負担となり、少子化問題の一因ともなっています。

このため、保育の受け皿拡大を図りつつ、幼児教育無償化を初めとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つとなります。

幼児期は能力開発、身体育成、人材形成、情操と、道徳の涵養にとって極めて大切な時期であり、この時期における家族、保護者の果たす第一義的な役割とともに、幼児教育、保育の役割は重要であります。

あわせて、教育、保育の質の向上も不可欠であります。

2016年の児童福祉法改定において、国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない、第3の2と明記され

ております。

これは、日本の児童虐待対策は、児童の保護に重点を置く傾向がありましたが、保護者、家族への支援が明記されたということです。家族支援の仕組みをいかに充実させていくかが問われていると考えます。

誰でも受けられる基本サービスの保健、医療、教育、社会福祉の連携で、しっかりと受けとめていくことが大切です。

親がしつけのつもりでやった言動によって、子供を傷つけてしまうこともあり、親のふるまいが子供に影響を与えていることに気づいてもらい、望ましいふるまい方を学ぶことも、子育て支援制度となります。

親と子供、社会全体で支援する視点は、子育てを自己責任でやるのではなく、ちょっとした工夫で子育てできる仕組みが整っていることは、子供を持つ親への配慮となり、うれしいものがあります。

子育て支援は妊娠期、出産期から始まり、乳幼児期、学童期、青少年期と切れ目なく整備されることにあります。

子育て支援において、かぎを握るのは、確立した専門職の配置であります。専門職がしっかり向き合って、丁寧なかかわりを行うことが重要であり、今、日本では、要保護児童対策の充実が議論されております。

2017年度からは、市区町村レベルにおいて、子供家庭総合支援拠点の整備が進められようとしております。親と子供にしっかりと向き合えることができる常勤、専任の各専門職の配置を十分にしていけることが重要であります。

OECD先進国での公的教育費は11位、途上国等も含むと、101位であります。日本は、恐ろしく教育に税金を使っていないことであるため、奨学金返済で困窮した問題は深刻であります。

無償化には7,000億円必要であります、今朝の新聞では、国家公務員の退職手当を来年1月から減額する関連法が成立したとありました。このこととは関係ないかもわかりませんが、財源は必要であります。

認可外保育園については、一部負担とあり、問題が残っている法案であります。

以上のことから、不採択との委員長報告に反対の立場から討論を行いました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第11号を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第4、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了をいた

しました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月5日に開会いたしました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様方におかれましては、連日、御熱心に御審議をいただきまして、御提案申し上げました21議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

ことしも残りわずかとなりました。議員の皆様方におかれましては、どうか健康に御留意されまして、風邪を引くことのないように、すばらしい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

1年間、どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成29年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山上庄一

議員 宮本有二

議員 濱田陸紀

平成29年12月19日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 山戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 3号	平成29年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 4号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 5号	平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 6号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 7号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 8号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 9号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第11号	平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当

平成29年12月14日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第13号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第14号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第15号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第16号	宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第17号	権利の放棄について	原案可決	適当
議案第20号	高知市及び宿毛市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について	原案可決	適当
議案第21号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

平成29年12月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 川村 三千代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第12号	宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第18号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第19号	指定管理者の指定について	原案可決	適当

平成29年12月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 川村 三千代

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	理由
第11号	子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出について	不採択	不適當

平成29年12月14日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成29年12月15日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 川村 三千代

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成29年12月19日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 (3) 議長の諮問に関する事項
 (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表

平成29年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	8番 山戸 寛君	1 宿毛市営住宅再編計画について（市長） （1）計画事業年度の確認について （2）事業の進捗状況と今後の見通しについて （3）計画作成の経緯と業務委託金額の確認について （4）事業の進捗遅れの原因について （5）財源確保と事業の推進体制について 2 森林環境税について（市長） （1）意義・効果、配分方法について （2）林野庁「新たな森林管理システム（案）」への対応について ア 森林所有者への通知 イ 森林経営者の意欲と能力の向上 ウ 市が主体となった森林管理 （3）市の対応体制の確立について
2	11番 松浦英夫君	1 奥谷博画伯の記念館建設について（市長） （1）文化勲章受章についての市長の所見について （2）奥谷博画伯記念館建設について 2 鵜来島の戦争遺跡について（市長、教育長） （1）教育委員会の調査について （2）教育委員会としての今後の取り組みについて ア 史跡としての保存について イ PR用看板の設置について （3）観光資源としての利活用について
3	6番 高倉真弓君	1 中平市政宿毛創生について（市長） （1）高規格道路の現状、今後について （2）高規格道路を踏まえた56号道の駅について （3）交流人口について （4）子ども子育てについて （5）ホストタウンについて 2 英語の教育について（教育長）

4	5 番 山本 英君	<p>1 林邸改修事業について（市長）</p> <p>（１）事業の進捗状況について</p> <p>（２）宿毛市の本事業の目的について</p> <p>（３）宿毛市への経済効果について</p> <p>2 空き家対策について（市長）</p> <p>（１）調査の進捗状況について</p> <p>（２）現行法令から見た今後の課題について</p> <p>3 宿毛の経済状況について（市長）</p> <p>（１）宿毛市の税収からみた経済状況について</p> <p>（２）中長期の企業誘致活動について</p> <p>4 地球温暖化阻止に取り組む宿毛市の姿勢について（市長）</p> <p>5 自衛隊誘致に関わる周辺の情勢認識について（市長）</p> <p>（１）NEOと難民について</p> <p>（２）側聞する周辺自治体の動向について</p>
5	1 番 川田栄子君	<p>1 子ども食堂開催に伴う子育て相談員の設置について（市長）</p> <p>2 衆議院議員総選挙における無効票について （選挙管理委員会委員長）</p> <p>3 主権者教育について（教育長）</p> <p>（１）主権者教育の推進と継続について</p> <p>（２）家庭の役割について</p> <p>4 介護保険事業について（市長）</p> <p>（１）介護予防日常生活支援総合事業実施に伴う自治体の義務・役割について</p> <p>（２）地域の支え合いによる支援体制で地域間格差拡大の懸念について</p> <p>（３）基本チェックリストは専門職が実施することについて</p> <p>（４）宿毛市生活支援担い手養成講座の受講者数と活動実績について</p>

6	12番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>（1）2年間の総括と今後の市政運営について</p> <p>ア 選挙公約の進捗状況と今後の取り組みについて</p> <p>イ オランダチームの合宿への対応と今後の事業の推進について</p> <p>ウ 「竹内明太郎とダットサン」の評価と、今後の行政への活かし方について</p> <p>（2）市道の維持管理について</p> <p>ア 高齢者・障害者等への配慮について</p> <p>2 体育施設の改修と管理について（市長、教育長）</p> <p>（1）和田体育館について</p> <p>（2）野球場雨天練習場について</p> <p>（3）平田テニスコートについて</p> <p>（4）市民体育館について</p> <p>（5）陸上グラウンドについて</p>
---	--------------	--

平成29年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案（平成29年第3回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成28年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 2 号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 3 号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 4 号	平成28年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 5 号	平成28年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 6 号	平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 7 号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 8 号	平成28年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第 9 号	平成28年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第10号	平成28年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第11号	平成28年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第12号	平成28年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12月 5日	認 定
第13号	平成28年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	12月 5日	原案可決及び認定

議 案（平成29年第4回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	1 2 月 2 0 日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	1 2 月 2 0 日	承 認
第 3 号	平成29年度宿毛市一般会計補正予算について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第 4 号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第 5 号	平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第 6 号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第 7 号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第 8 号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第 9 号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第10号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第11号	平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第12号	宿毛市林邸の設置及び管理に関する条例の制定について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第13号	宿毛市課設置条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第14号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第15号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第16号	宿毛市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第17号	権利の放棄について	1 2 月 2 0 日	原案可決
第18号	指定管理者の指定について	1 2 月 2 0 日	原案可決

第19号	指定管理者の指定について	12月20日	原案可決
第20号	高知市及び宿毛市におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について	12月20日	原案可決
第21号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	12月20日	原案可決
第22号	宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について	12月20日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第11号	子どものための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育の実現を求める意見書の提出について	12月20日	不採択